



長生村公共施設等総合管理計画



平成 29 年 3 月
(令和 5 年 3 月改訂)

千葉県長生村

はじめに

千葉県中東部に位置する本村は、九十九里浜に面した緑豊かな村です。

昭和 28(1953)年に八積村・高根村・一松村の3村が合併し、誕生してから70年を迎え、公共施設のあり方について再検討する時期を迎えています。



これまで人口増加や住民ニーズに伴い、様々な公共施設及びインフラ資産（以下、公共施設等という）を整備してきました。

これらの公共施設が一斉に改修や更新時期を迎えることもあり、多額の費用が必要となる一方で、人口減少による税収減と高齢化に伴う経費増加等厳しい財政状況が続いています。このような中、公共施設等を維持していくための取り組みとしては、村全体の状況把握と将来計画策定が不可欠であり、また、これを横断的に取り組んでいく必要があります。

長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等の計画を行うことが財政負担の軽減・平準化となり、公共施設等の適切な配置へとつながります。

施設の老朽化問題や平成 23(2011)年に発生した東日本大震災での耐震問題等、全国で大きな社会問題化しているこの課題を踏まえ、平成 26(2014)年 4 月に総務省より「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」の要請通知があり、併せて「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が通知されました。

本村でもこの要請通知に従い、コストと便益が最適な状態で公共施設を保有・維持・運営するための取り組みとして、「長生村公共施設等総合管理計画」（以下、「本計画」という）を平成 29 年 3 月に策定しました。

公共施設等の管理においては、個別施設計画により、施設毎に対応方針が定められ、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂」（平成 30 年 2 月、総務省通知）により、公共施設等総合管理計画の見直し・充実が求められていることから、本計画の見直しを行うこととしました。

見直しにあたっては、本計画の目標・方針を整理するとともに個別施設計画の対策内容を反映し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進してまいります。

令和 5 年 3 月

長生村長 小高陽一

目 次

第 1 章 計画策定の目的と位置づけ	1
1. 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的	1
2. 公共施設等総合管理計画の位置づけ	1
3. 対象となる公共施設等	2
4. 上位・関連計画の整理	2
4-1. 第 6 次長生村総合計画（令和 3（2021）年 3 月）	2
4-2. 第 2 版長生村人口ビジョン及び第 2 期長生村総合戦略（令和 2（2020）年 3 月）	2
4-3. 長生村公共施設等個別施設計画（令和 3 年 3 月）および長寿命化方針の比較検討	2
4-4. 長生村橋梁長寿命化修繕計画（令和 4 年 3 月）	3
4-5. 長生村下水道事業経営戦略（平成 29 年 3 月）	3
第 2 章 長生村の概況	5
1. 長生村の沿革	5
2. 将来人口の目標	6
2-1. 人口の推移と将来推計	6
2-2. 人口分布	8
2-3. 千葉県内における人口密度の割合	9
3. 財政	10
3-1. 歳入・歳出	10
3-2. 経常収支比率と実質公債費比率	12
第 3 章 長生村の公共施設等の概況	13
1. 公共施設全体の概況	13
1-1. 公共施設の一覧と立地	13
1-2. 整備状況と耐震化実施状況	18
1-3. 更新費用の将来推計	20
第 4 章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	31
1. 公共施設全体の概況	31
1-1. 公共施設に対する村民ニーズの変化	31
1-2. 公共施設の老朽化	32
1-3. 公共施設等につけられる財源の限界	32
2. 計画期間	33
3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	34
3-1. 基本方針	34
3-2. 実施方針	36

第5章 公共施設等の類型別の現状	38
1. 類型別の現状	38
1-1. 村民文化系施設	38
1-2. スポーツ系施設	41
1-3. 産業系施設	43
1-4. 学校教育系施設	45
1-5. 子育て支援系施設	49
1-6. 保健福祉系施設	51
1-7. 行政系施設	53
1-8. 公営住宅	55
1-9. 公園	57
1-10. 供給処理施設	60
1-11. その他	62
1-12. 道路	67
1-13. 橋りょう	67
1-14. 下水道	67
第6章 今後の取り組みの方針	68
1. 公共施設に関する方針	68
2. インフラ施設に関する方針	69
第7章 計画の推進方針（フォローアップ実施方針）	70
1. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	70
2. 地方公会計（固定資産台帳）の活用	70
3. フォローアップの進め方について	71
4. 村議会や村民との情報共有について	71
参考資料（総務省通知：公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について）	72

第1章 計画策定の目的と位置づけ

1. 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的

村では、人口増や行政需要の拡大、村民ニーズの変化などを背景に、これまで多くの公共施設等を整備してきました。庁舎、小・中学校、村営住宅などの公共施設や道路、橋りょう、下水道などのインフラ施設など多岐にわたり保有していますが、整備時期は人口増加に合わせて進められたため、その多くの施設で老朽化が進行しており、今後、これらの施設が一斉に大規模改修又は建替えが必要な時期を迎えることが想定され、多額の維持更新費用が発生することが見込まれます。

また、将来、我が国では人口減少及び少子高齢化の進行は避けられないと予測されています。この事案については本村の場合においても同様であり、人口減少や少子高齢化により人口構造が大きく変化することで住民ニーズも多様化し、その時代に応じた行政サービスが今後求められるようになり、これにより将来に向けた公共施設等の維持更新に必要な資金が不足することが予想されます。

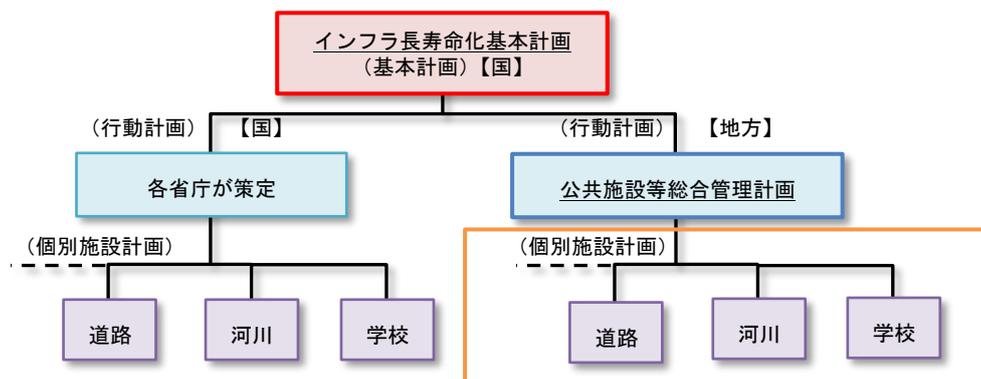
このような背景から、全国の自治体においても将来の財政負担を踏まえた公共施設等の縮減計画がなされており、厳しい財政状況が続く中で、このような変化に対応していくためには既存の公共施設等をできる限り有効に活用していくことが必要となります。

公共施設等総合管理計画は、今後の公共施設等のあり方について、長期的な視点から効果的かつ効率的に公共施設等を活用・運用していくことを念頭に、行政需要に応じた適時適切な公共施設の大規模改修或いは建替え等を計画していくことで、公共施設保有量の最適化・長寿命化の実現を目的としています。

2. 公共施設等総合管理計画の位置づけ

公共施設等総合管理計画は、国が平成 25(2013)年 11 月に決定した『インフラ長寿命化基本計画』（基本計画）において地方公共団体に策定を要請している「インフラ長寿命化計画」（行動計画）に該当するものです。

また、本計画は本村の公共施設等全体の総合的・計画的な管理や利活用等に関する基本的な方針を定めるものであり、今後、各公共施設等分類別の個別施設計画を策定する際の指針として位置づけられます。



3. 対象となる公共施設等

本計画では、本村が所有する公共施設のほか、道路・橋りょう・下水道などのインフラ施設を対象とします。



4. 上位・関連計画の整理

4-1. 第6次長生村総合計画 (令和3 (2021) 年3月)

村では、平成23(2011)年度から令和2 (2020) 年度までの10年間「第5次長生村総合計画」に基づき、総合的かつ計画的な村づくりを推進してまいりましたが、令和3 (2021) 年度より第6次長生村総合計画の期間に入っています。

第6次長生村総合計画では、基本構想に掲げる「夢がある、生きがいを感じる、住んで良かった 長生村」を目指していくために「活力ある産業振興と雇用環境の充実」「人口減少に対応した健康で豊かな暮らしの実現」「子育てしやすい環境づくりと教育の推進」「安全・安心で魅力的な都市基盤の整備と観光振興」を主要課題と定め、施策を展開します。

4-2. 第2版長生村人口ビジョン及び第2期長生村総合戦略(令和2 (2020) 年3月)

全国的に人口減少が進行する中、本村においても今後人口減少が進行する見込みとなっています。

第2版長生村人口ビジョンで掲げた将来目標「2060年に人口約8,000人強を維持」の実現に向けて、人口の減少幅を抑制するために、自然減及び社会減への対応が最も重要な要素と考えています。

第2期総合戦略では、人口ビジョンが示す将来展望を踏まえ、人口減少と地域経済縮小の克服及び、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指し、令和2 (2020) 年度～令和7 (2025) 年度までの6年間の具体的な取り組みを示しています。

総合計画と人口ビジョン及び総合戦略を村政運営の両輪とし、人口減少の抑制と地域活性化に向け、積極的に取り組みます。

4-3. 長生村公共施設等個別施設計画 (令和3年3月) および長寿命化方針の比較検討

本計画の下位計画に該当する合計39棟の建築施設を対象とする個別施設計画です。本村が所有している施設を長期にわたり有効に利用し、施設整備にかかる費用の抑制に努め、社会状況の変化、村民生活の多様化に対応し、施設に求められる機能を満足させ、施設ご

との対応方針を定めることを目的として、策定されました。

施設の運営や現地調査による老朽化など施設の実態に関する状況の取りまとめとともに、施設整備の際の規模・配置計画の方針、改修、維持管理等に関する方針や計画を示しています。

また、長寿命化方針の比較では、施設の維持管理の方針の違いによる費用を算定比較し、長寿命化方針を策定しました。

4-4. 長生村橋梁長寿命化修繕計画（令和4年3月）

本計画の下位計画に該当する管理橋りょう 123 橋を対象とする個別施設計画です。道路橋の老朽化に対応するために、従来の《事後保全型管理》から、劣化や損傷が橋りょうの耐久性や安全性に影響を与える前に対策を行う《予防保全型管理》へと円滑な政策転換を図るとともに、橋りょうの長寿命化、維持・修繕・架替えに係る費用の縮減と必要予算の平準化を図りつつ、地域の道路ネットワークの安全安心を確保することを目的として策定されました。

維持管理、修繕・架け替えに係る費用に関する基本方針のほか、新技術の活用や長寿命化修繕計画による効果、今後の点検や修繕内容と時期を示しています。

4-5. 長生村下水道事業経営戦略（平成29年3月）

下水道事業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画です。事業概要、経営の基本方針、投資・財政計画（収支計画）などを示しています。

表 1-1 総合戦略に位置づけられた施策のうち、公共施設等に係る施策一覧

目標	具体的な施策	事業概要	令和7(2025)年度目標
「働く：雇用」	地場産品を用いた加工品販売支援	地場産品による加工試験や加工品の試験販売支援 地場産品を用いた特産品創出	遊休農地面積の減少 32ha
	旧長生高等技術専門校跡地の活用検討	立地企業と連携しながら、中長期的な利活用を図り、雇用創出につなげる	村内事業所数の増加 450事業所
「人々が集う：コミュニティ」	健康づくり、スポーツ活動の推進	心の健康づくり事業の実施 検診の充実 各種スポーツ大会、競技別の大会や教室の開催	65歳の平均自立期間 21.0年
	地域福祉の体制づくり	地域包括ケアシステムに向けた体制の整備	
	コミュニティ活動の促進	地域における環境美化、防災防犯等の活性化	若者世代の本村へのUターン希望率の向上 50.0%
「結婚・出産・子育て」	親の働きやすい環境の整備	学童保育所の運営 保育士の確保によるこども園の運営、一時保育の促進	30～34歳における出生率の向上 0.360
	子育て世代包括支援センターの運営	子育て世代包括支援センターの運営	
	教育・保育施設の整備	小中学校施設の整備	
「住む魅力あるまちづくり」	八積駅周辺環境の整備	生活に必要な都市機能（商業、公的サービス、医療、福祉ほか）の集約	八積駅乗客数 900人
	都市計画道路の整備	八積駅北口線の整備	

第2章 長生村の概況

1. 長生村の沿革

長生村は、昭和 28(1953)年 11 月 3 日に八積村・高根村・一松村の 3 村が合併して誕生しました。現在の村域は、東西約 7.4 キロメートル、南北約 6.0 キロメートル、面積 28.25 平方キロメートルで、人口は令和 5(2023)年 2 月 1 日現在 13,711 人となっています。

本村は九十九里浜に面し、太平洋の黒潮による影響を受けて、年間を通して温暖な気候に恵まれており、こうした気候条件と平坦な地形を生かして、稲作や野菜栽培、酪農などのほか九十九里浜での沿岸漁業を中心に発展してきました。白砂青松の一松海岸一帯は、県立九十九里自然公園内にあり、首都圏の海浜レクリエーション地としても知られてきました。また、昭和 57(1982)年には西部工業団地の開発が行われ、雇用の創出、税収の増大につながってきました。

村の西部から南部にかけて国道 128 号と J R 外房線が縦貫しており、村内には八積駅があります。八積駅から千葉駅まで約 45 分、東京駅までは茂原駅から特急利用で約 1 時間と、周辺都市や首都圏への交通利便性に恵まれた立地条件にあります。

位置図

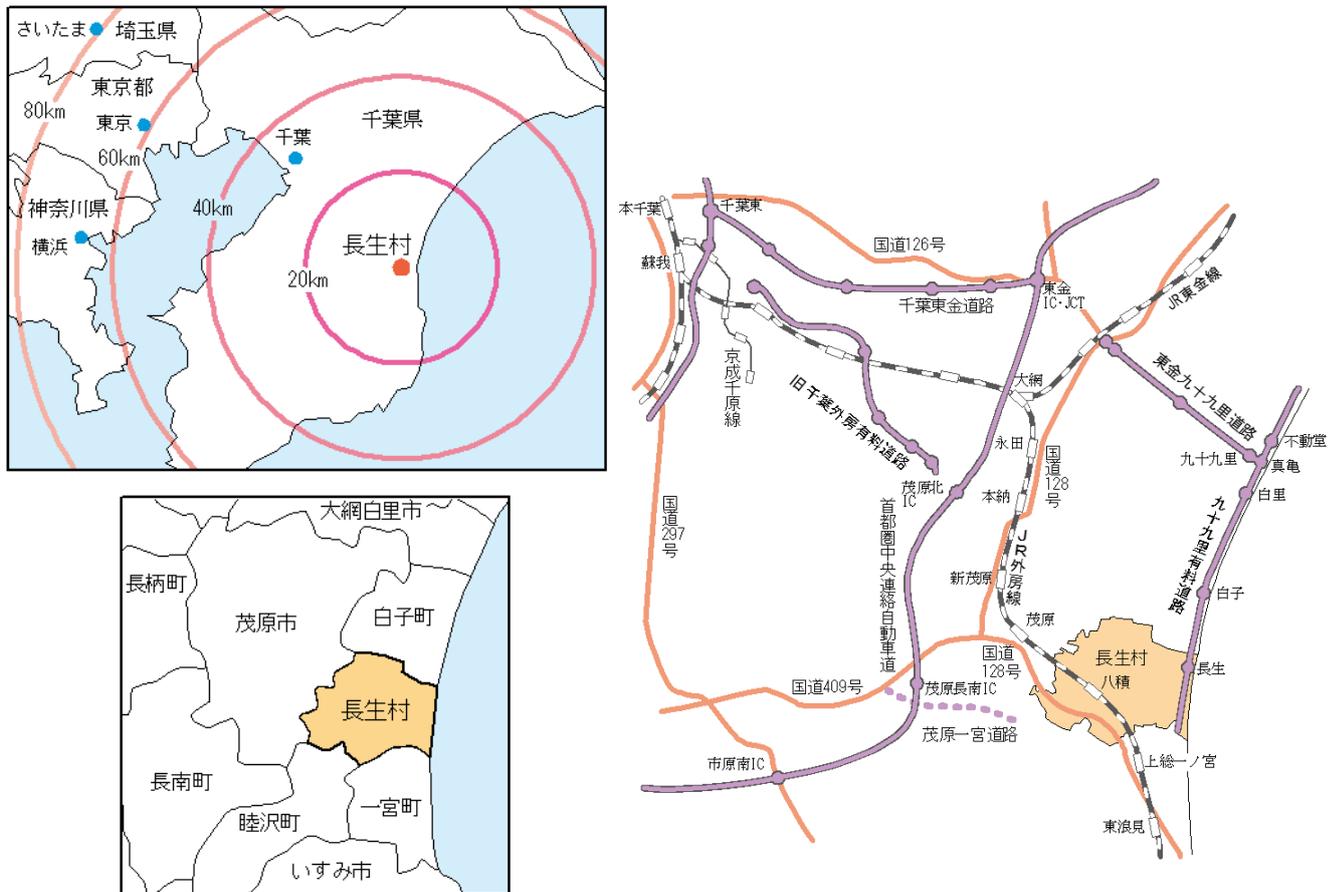


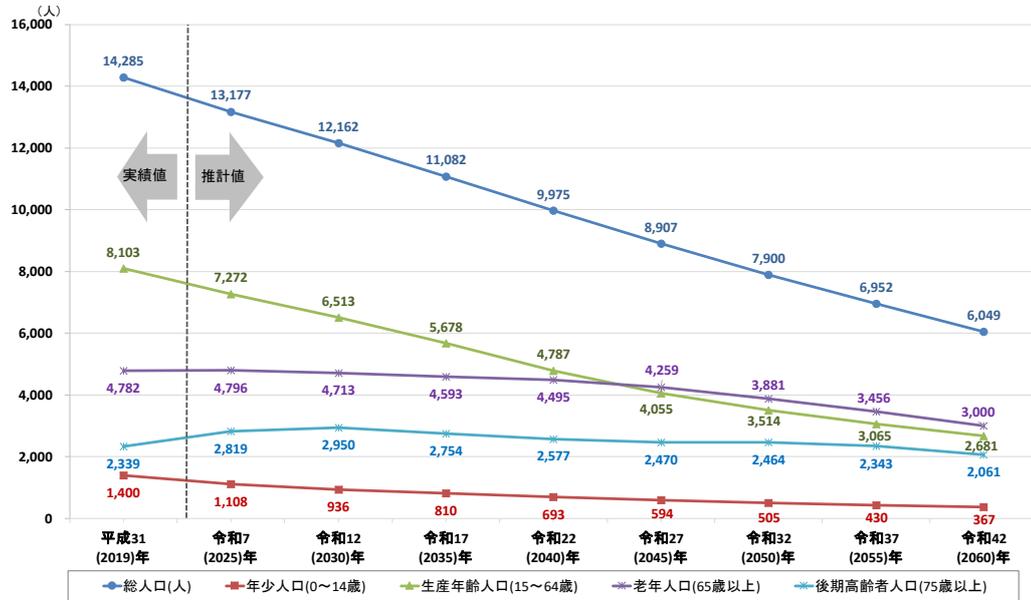
図 2-1 長生村の位置

2. 将来人口の目標

2-1. 人口の推移と将来推計

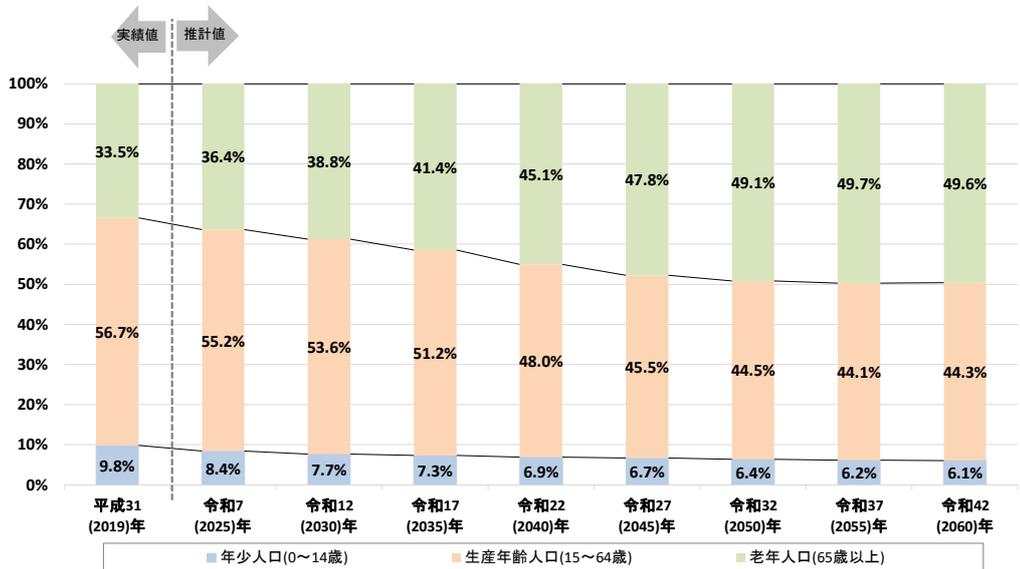
本村の人口は令和5(2023)年2月1日現在 13,711 人ですが、今後減少を続け令和42(2060)年には約 6,000 人まで減少すると懸念されています。

この間、年齢構成は大きく変化すると想定されています。具体的には、人口の約半数が高齢者となり、年少人口は6.1%まで減少すると想定されています。



※四捨五入した数値のため、総合計は各年齢層の人口の和とは必ずしも一致しない。

図 2-2 総人口及び年齢3区分別人口の推移

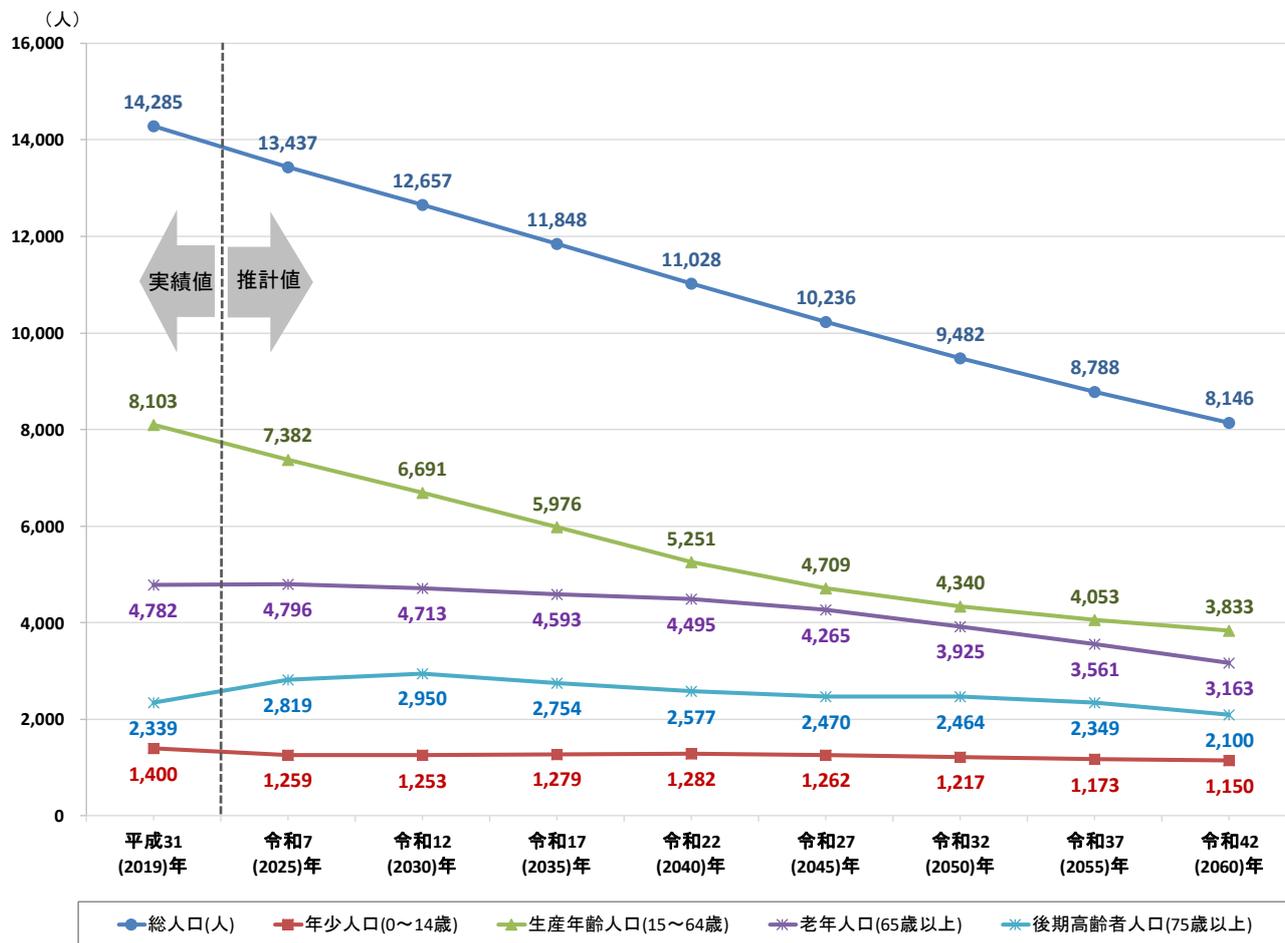


※四捨五入した数値のため、合計は必ずしも100%とはならない。

図 2-3 年齢3区分別人口の比率の推移

出典：第2版長生村人口ビジョン(令和2(2020)年3月)

本村では、「第6次長生村総合計画」「第2期長生村総合戦略」「第2版長生村人口ビジョン」等上位計画を鑑みながら、出生率の向上や社会減の抑制を図り、『総人口だけでなく、年齢バランスも考慮するものとし、2060年に人口8,000人強を維持する』ことを目標としています。



※四捨五入した数値のため、総合計は各年齢層の人口の和とは必ずしも一致しない。

図 2-4 総人口の目標

出典：第2版長生村人口ビジョン(令和2(2020)年3月)

2-2. 人口分布

人口分布は国道 128 号沿線の南部、J R 八積駅周辺、県道茂原長生線沿線の北部に比較的多く居住しています。また、東部には海岸と平行に主要地方道飯岡一宮線が走り、この沿線にもやはり多く居住しています。

本村の中央部から東南部にかけては農地が広がるため、人口分布はそれほど多くありません。

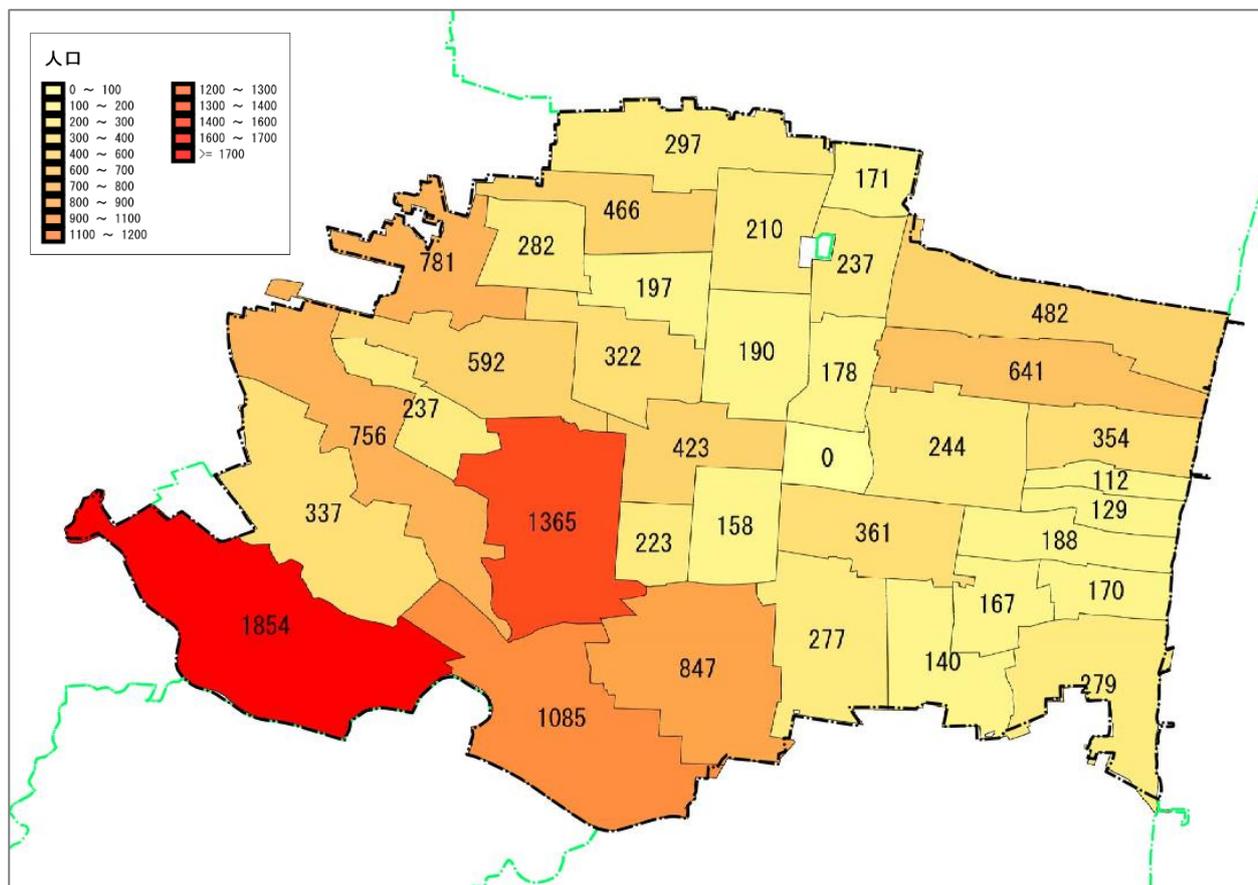


図 2-5 長生村の小地域の人口

資料：平成 22 (2010) 年国勢調査

2-3. 千葉県内における人口密度の割合

本村の人口密度は約 507 人/km² となっております。

(人/km²)

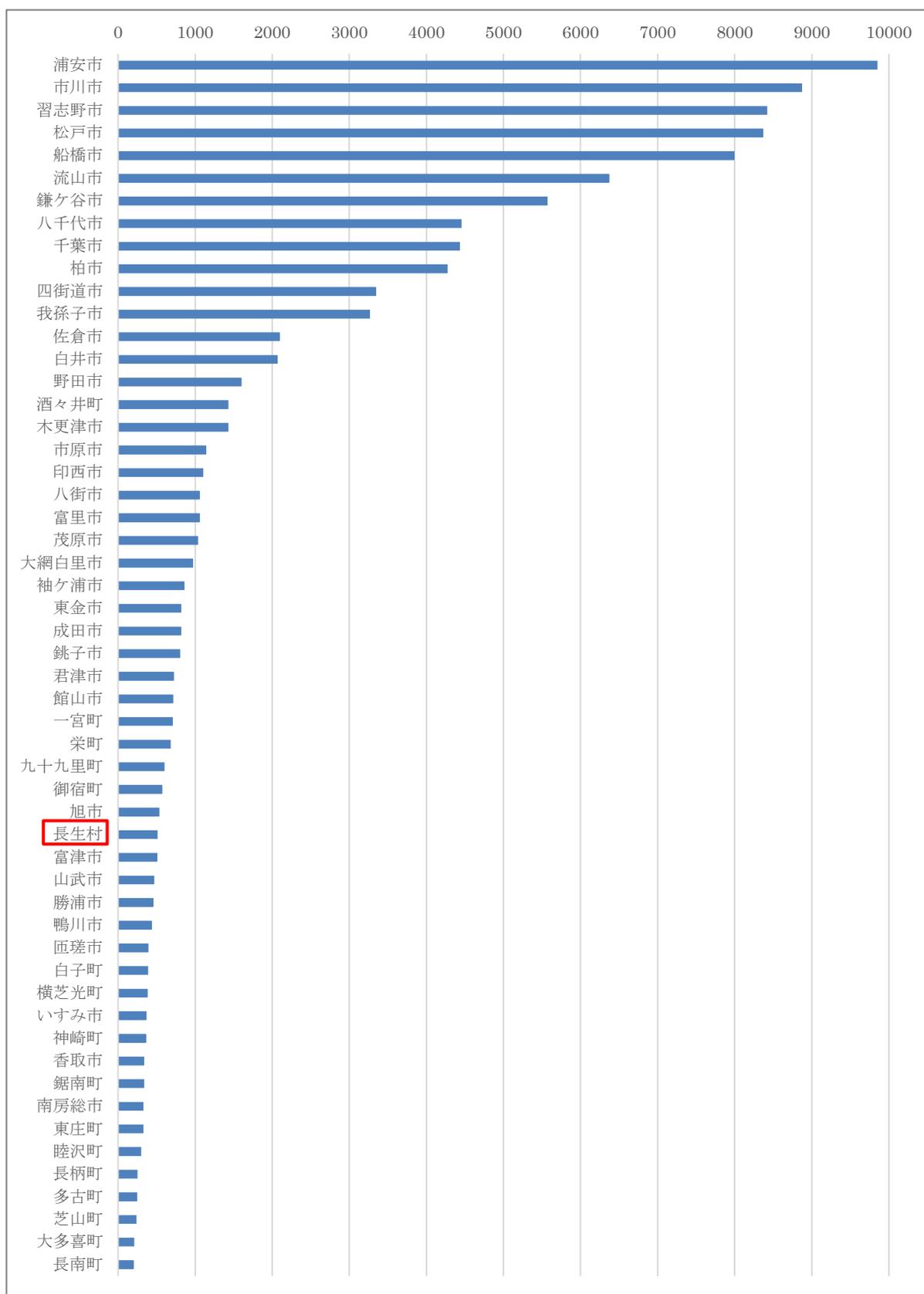


図 2-6 千葉県自治体別人口密度

資料：千葉県毎月常住人口調査月報（令和4(2022)年12月1日現在）

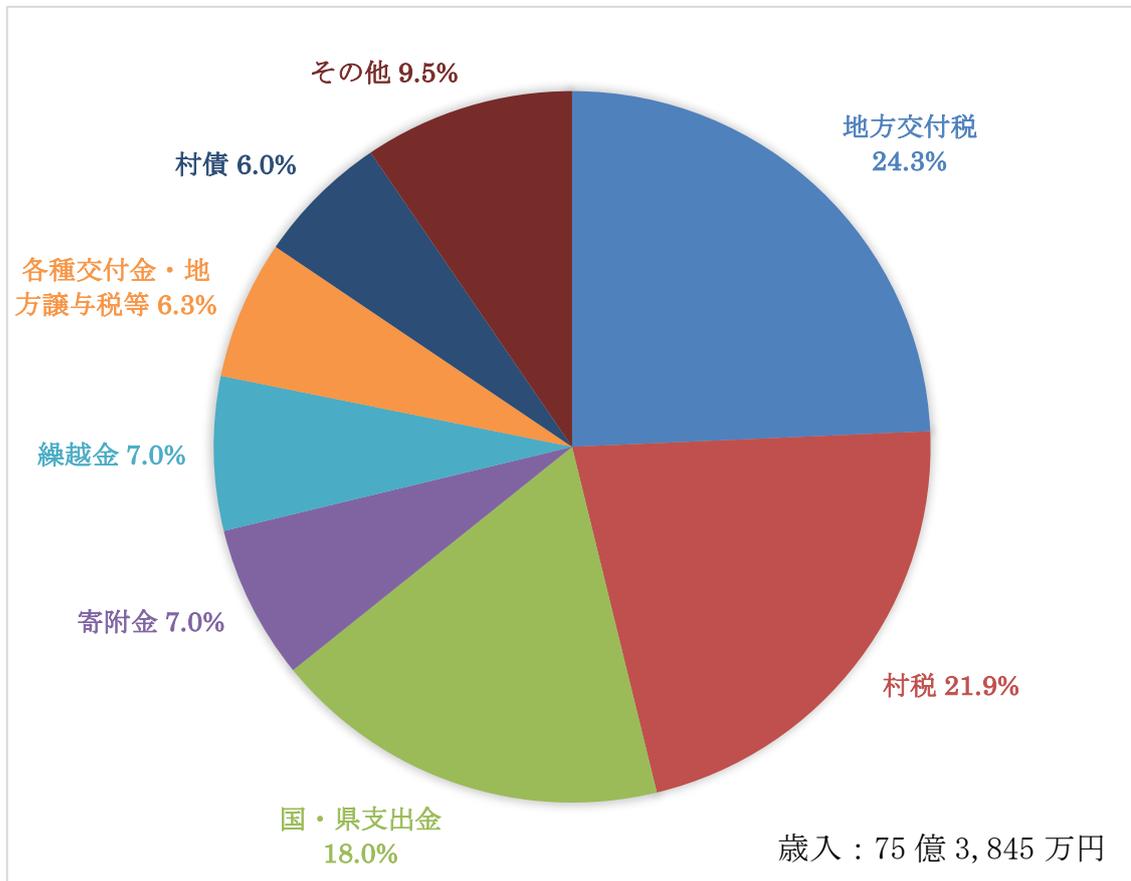
3. 財政

3-1. 歳入・歳出

(1) 歳入

本村の令和3(2021)年度の歳入合計は75億3,845万円です。

その内訳は、地方交付税が最も多く24.3%、次いで、村税(21.9%)、国・県支出金(18.0%)となっています。



※その他 … 財産収入、繰入金、使用料・手数料、負担金・分担金等

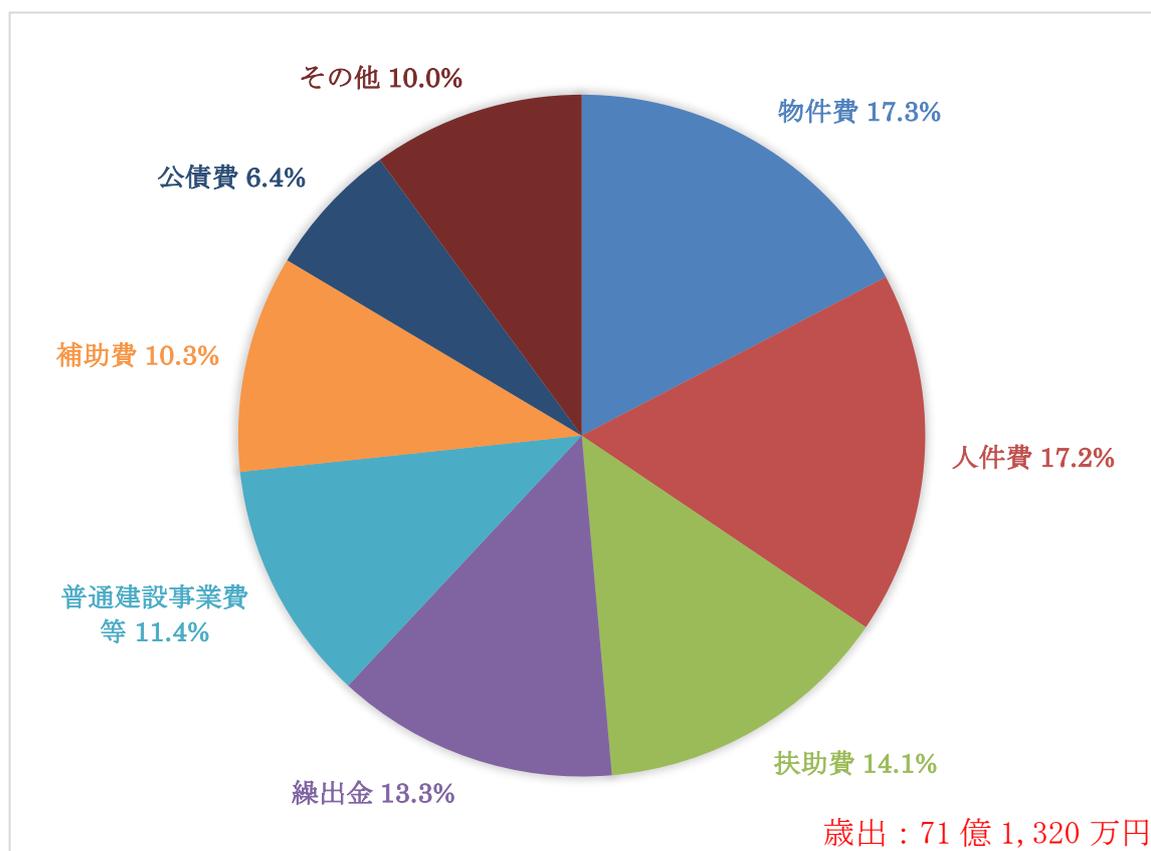
図 2-7 歳入構成

資料：令和3(2021)年度決算統計

(2) 歳出

本村の令和3(2021)年度の歳出合計は71億1,320万円です。

その内訳は、物件費が最も多く17.3%、次いで、人件費(17.2%)、扶助費(14.1%)となっています。



※その他 … 基金積立金等

図 2-8 歳出構成

資料：令和3(2021)年度決算統計

3-2. 経常収支比率と実質公債費比率

令和3(2021)年度の普通会計決算状況を千葉県内の市町村で比較すると、本村は、経常収支比率が80.3%と千葉県内では低水準であるものの、実質公債費比率は9.0%と県内平均の5.8%よりも高い状況です。

実質公債費比率は、地方債の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものです。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により定められた早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%であり、本村の状況は、問題はありません。

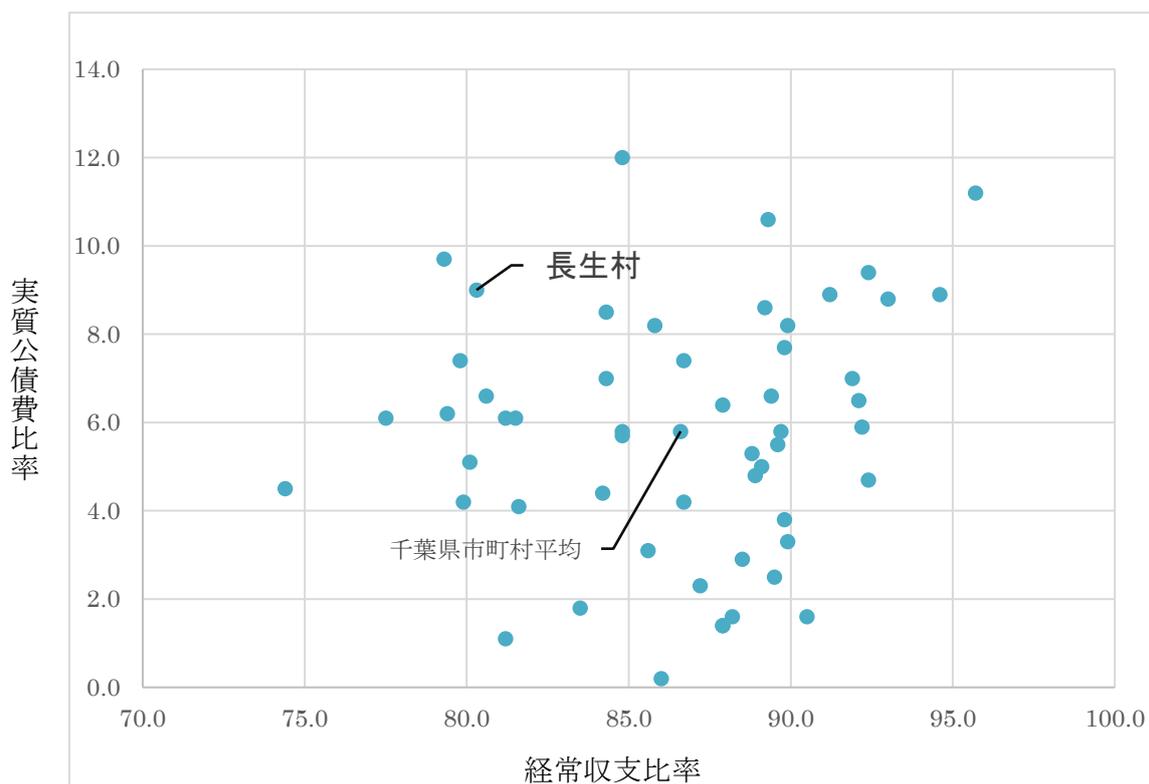


図 2-9 令和3(2021)年度市町村普通会計決算・健全化判断比率(見込み)の概要

資料：千葉県総務部市町村課

第3章 長生村の公共施設等の概況

1. 公共施設全体の概況

1-1. 公共施設の一覧と立地

本村には公共施設が 38 施設あり、建物棟数は 130 棟、総延床面積は 49,749.82 m²になります。

公共施設のうち、最も多くの延床面積を占めているのが小中学校で、44.8%と公共施設の約半分の面積を占めています。次いで、その他（津波避難施設等）が 10.9%、文化施設（長生村文化会館）が 8.3%、庁舎等（長生村役場）が 7.3%と続いています。

表 3-1 本村内の公共施設延床面積構成一覧

コード	大分類	中分類	小分類	施設数	建物数	延床面積(m ²)	構成割合	面積増減(H29~)
1	村民文化系施設	集会施設	公民館等	1	1	2,397.65	4.8%	849.65
			コミュニティセンター等	1	1	338.20	0.7%	
		文化施設	その他	1	3	4,156.74	8.4%	
2	スポーツ系施設	屋外施設	野球場	1	1	19.80	0.0%	
		屋内施設	体育館	1	2	1,487.76	3.0%	
			武道館	2	1	747.10	1.5%	
3	産業系施設	加工施設	その他	1	1	155.01	0.3%	▲ 35.00
		直売所	その他	1	2	58.93	0.1%	58.93
4	学校教育系施設	学校	小学校	3	37	15,465.00	31.1%	▲ 40.00
			中学校	1	10	6,817.50	13.7%	
5	子育て支援施設	幼保・こども園	保育所	3	10	2,848.22	5.7%	
		幼児・児童施設	こどもの家等	2	4	264.41	0.5%	
6	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	地域包括支援センター等	1	2	914.67	1.8%	▲ 8.87
		保健施設	保健所等	1	1	1,408.89	2.8%	
7	行政系施設	庁舎等	庁舎等	1	8	3,607.27	7.3%	
8	公営住宅	公営住宅	公営住宅	1	2	779.04	1.6%	
9	公園	公園	管理棟等	1	5	326.43	0.7%	
			その他	2	2	6.00	0.0%	
10	供給処理施設	供給処理施設	浄化センター	1	1	2,534.97	5.1%	
11	その他	その他	公衆便所	1	2	82.69	0.2%	
			津波避難施設	3	8	642.02	1.3%	78.02
			その他	8	27	4,701.35	9.4%	24.35
	合計			38	131	49,759.65	100.0%	927

※令和 4(2022)年度現在、建物が現存する施設のみ掲載

大きな公共施設は長生村役場周辺及び八積駅周辺に多く立地しています。

公共施設等の立地状況を見てみると、小学校とこども園は八積地区、高根地区、一松地区にそれぞれ1施設ずつあるほか、本村で管理している公共施設が広域に点在しています。

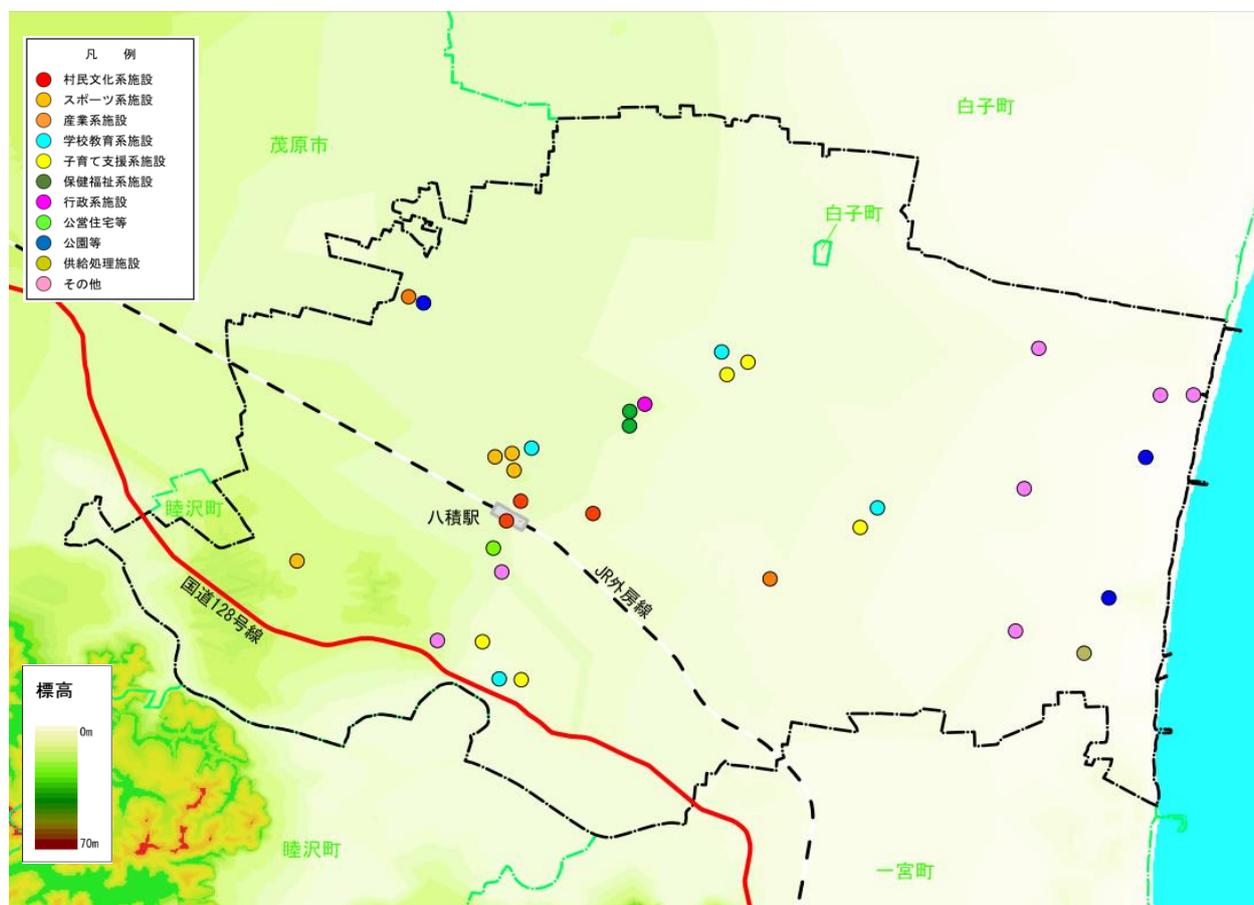


図 3-1 令和4(2022)年度現在の公共施設等の立地状況

村全体の人口推移が児童生徒数にも表れています。長生村人口ビジョンから考察すると、本村の総人口減に比例して児童生徒数も減少傾向が続くと想定されます。

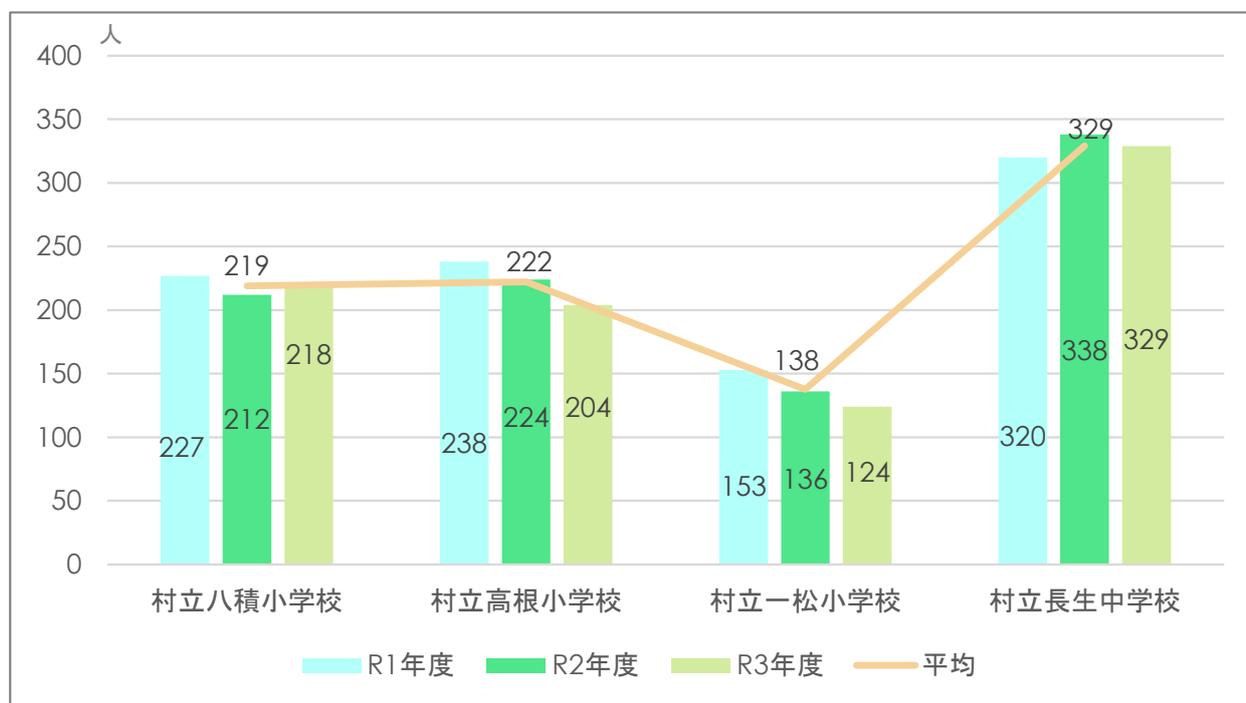


図 3-2 過去3年の児童生徒数

村営住宅の入居者数は、令和元（2019）年度から令和3（2021）年度までの間で7～10人となっています。世帯数も平均で4.33世帯であり、1世帯当たりの構成は2人となっています。

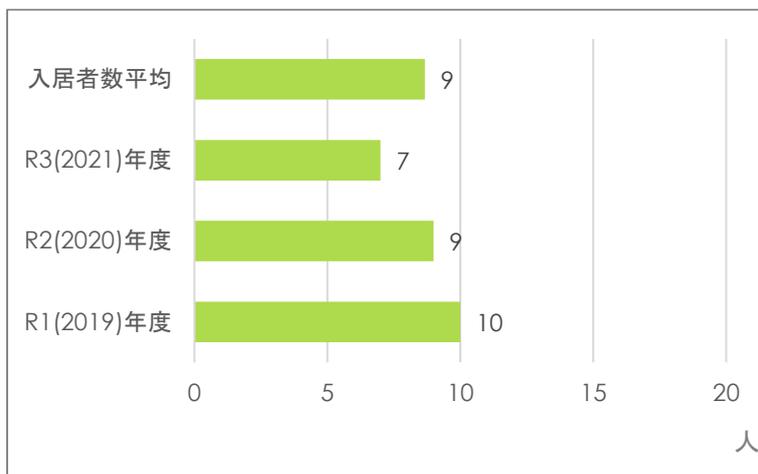


図 3-3 村営住宅の入居者数状況

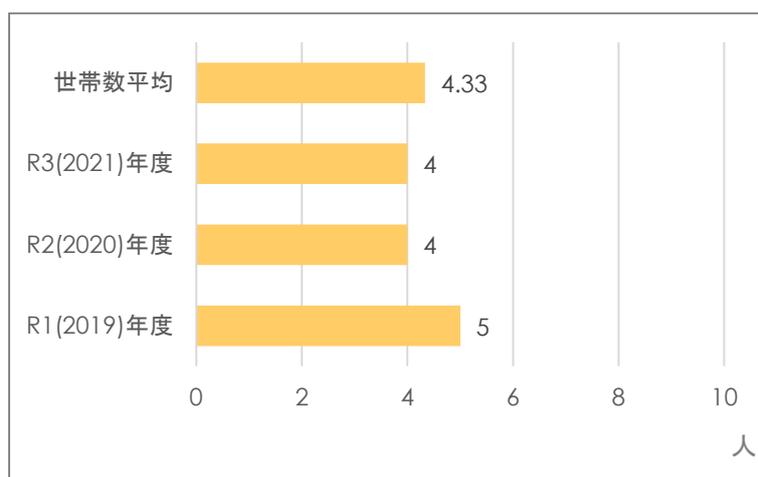


図 3-4 村営住宅の世帯数状況

利用者が多い公共施設は長生村尼ヶ台総合公園であり、年間約 83,000 人が利用します。このほか、長生村文化会館、長生村体育館を年間約 14,000 人、長生村武道館を年間約 8,300 人が利用します。

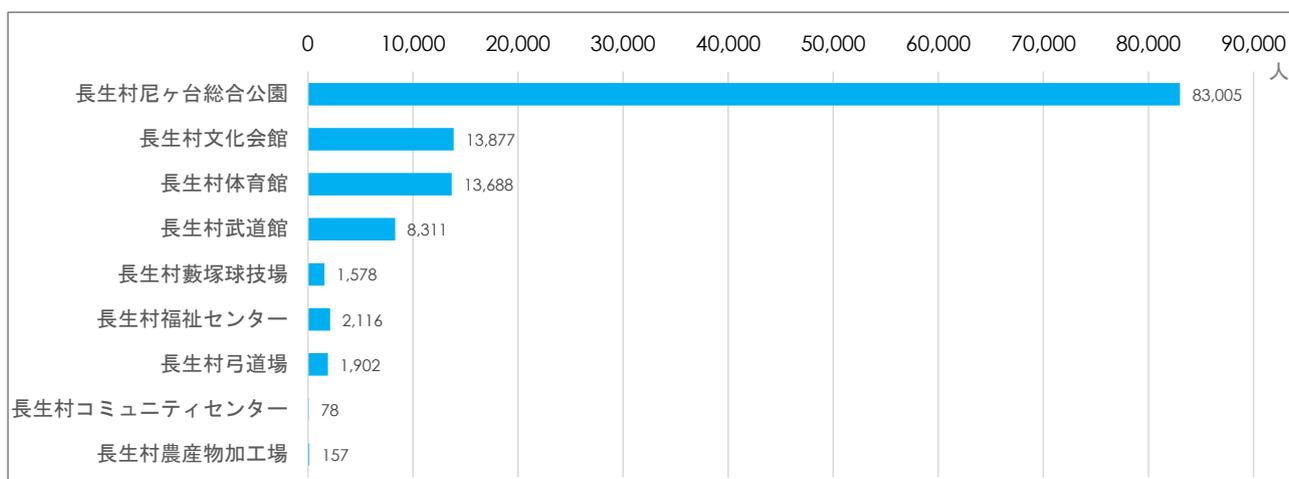


図 3-5 公共施設利用者数

※令和元（2019）年度から令和3（2021）年度までの年平均利用者数

1-2. 整備状況と耐震化実施状況

(1) 整備年度別の状況

本村の公共施設のうち、旧耐震基準（昭和 56 (1981) 年以前）の建物は、全体の延床面積のうち 27.1%です。

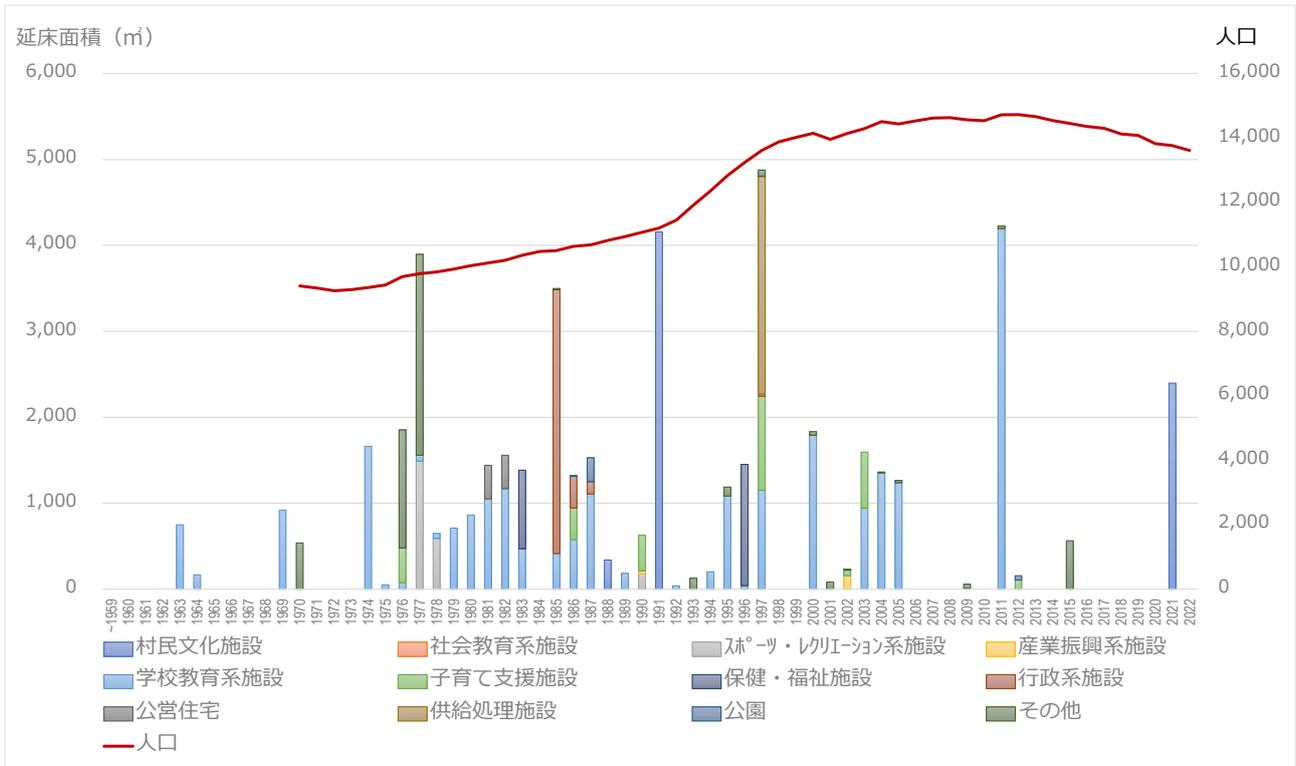


図 3-6 整備年度別の建物床面積 ※令和 4 (2022) 年度末現在

(2) 耐震化の状況

全公共施設のうち、旧耐震基準で耐震化工事を実施した施設は、延床面積基準で 11.4%であり、耐震化工事未実施の施設は 13.2%となっています。

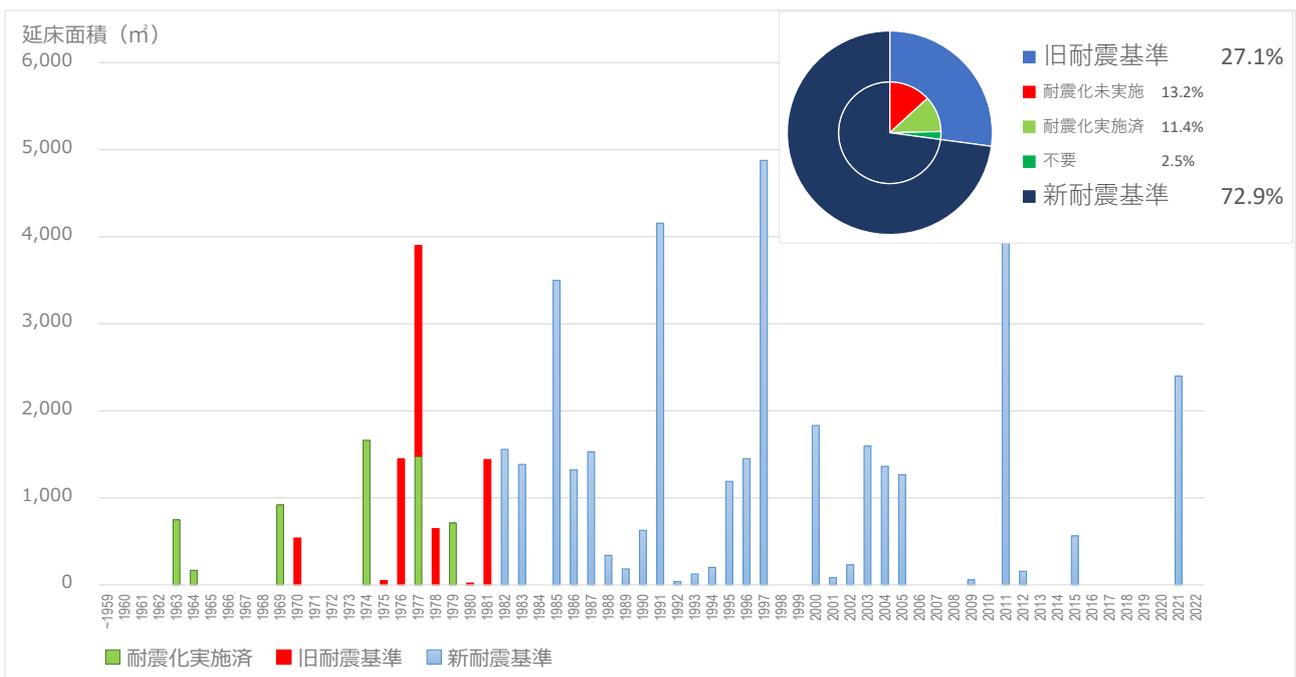


図 3-7 年度別耐震化状況 ※令和 4 (2022) 年度末現在

(3)有形固定資産減価償却率の整理

固定資産台帳では、資産ごとの法定耐用年数や取得価額、減価償却累計額を網羅していることから、償却資産の耐用年数に対する経過年数の割合より「有形固定資産減価償却率」¹ 下図表のとおり試算しました。

施設類型	H28	H29	H30	R1	R2
村民文化系施設	58.65	60.81	63.04	65.27	45.56
スポーツ系施設	79.05	81.13	83.22	85.30	87.38
産業系施設	65.13	68.83	72.26	75.68	79.11
学校教育系施設	51.95	54.31	56.45	58.62	59.85
子育て支援施設	52.49	55.09	57.67	59.98	61.97
保健・福祉施設	47.09	49.57	51.68	53.91	56.14
行政系施設	58.56	61.19	64.04	66.88	69.70
公営住宅	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
公園	85.70	86.73	87.89	89.13	89.13
供給処理施設	51.63	54.25	56.59	54.45	57.40
その他	27.46	30.18	32.97	35.53	37.86
道路	37.58	39.04	40.45	41.64	41.97
橋梁	63.49	64.82	66.40	67.32	68.17
下水道	29.33	31.06	32.62	33.97	35.12
合計	44.16	45.99	47.72	49.04	48.67

¹ 有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）：有形固定資産のうち、償却資産の全取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができる。

1-3. 更新費用の将来推計

(1) 公共施設の将来の更新費用試算の前提

①更新等の費用の推計の基本的な考え方

公共施設等の更新等の費用は、一定年数経過後に、現在と同じ延べ床面積・延長等で更新すると仮定して、試算しています。

施設種別ごとの施策の周期は、個別施設計画等を踏まえ、次の表の通り基本的な考え方を仮定しました。

施設種別ごとの施策の周期

種別		更新	長寿命化	大規模改修
建築物	RC 造	築 80 年	築 50 年	築 25 年、築 65 年
	S 造	築 80 年	築 50 年	築 25 年、築 65 年
	木造	築 30 年	-	築 15 年
道路		築 18 年	-	-
橋りょう		「橋梁長寿命化修繕計画」による		
下水道		「下水道事業経営戦略」による		

建築物（鉄筋コンクリート造（RC 造）及び鉄骨造（S 造））に関しては、「長寿命化方針の比較検討」での検討を踏まえ上記パターンを採用しました。また、個別施設計画に固有の計画が策定されている場合の計画に則り算定しました。

なお、個別施設計画の効果を測定するために、各施設を法定耐用年数で単純更新した場合の経費見込みも推計しました。

また、予防保全による削減効果を示すため、比較対象とした長寿命化・予防保全で長寿命せず事後保全で維持した場合の費用推計は次の通りの前提条件で試算しています。

(対象施設)

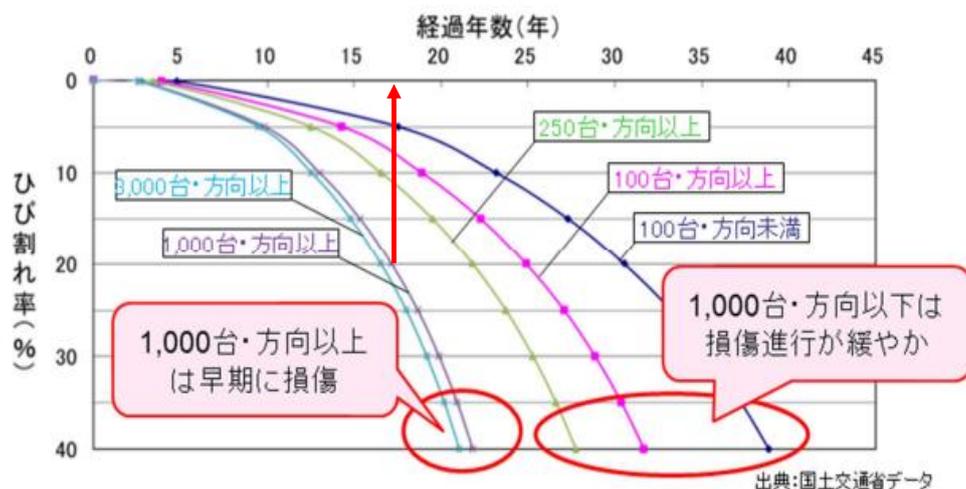
- 令和3年3月末までに保有する公共施設を対象に、今後も全て現状の面積で保有、更新（建替）の際も、同機能・構造・面積の施設に更新する。

(算定方法)

- 法定耐用年数を目標耐用年数とする。
- 目標耐用年数の 1/2 を迎えた年度に、事後保全型大規模改修を実施する。
- 目標耐用年数を迎えた翌年度に、施設の更新（建替）を行う。
- 更新や各改修、解体の費用は下表②とする。
- 維持費は、令和2年度決算の維持補修費のうち、インフラ施設を除く費用を各施設の面積に応じて按分する。

道路に関しては、国交省による道路の分類上、本村が保有する道路は B～D に該当し²、かつ「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査」（国土交通省）から交通量を想定したうえで、下図に基づき、ひび割れ率 20%以上は診断区分Ⅱ以上に該当し、補修の必要があることから、更新周期を 18 年としました。

ひび割れ率に関する標準的な劣化曲線（交通量別）



橋りょうと下水道に関しては、それぞれ「橋梁長寿命化修繕計画」と「下水道事業経営戦略」に則り算定しました。

² B：損傷の進行が早い道路、C：損傷の進行が緩やかな道路、D：損傷の進行が極めて遅い道路。

② 更新費用推計の前提条件

その他の主な条件は次のとおりです。

- ・費用の試算は、施設の延べ床面積に、表 3-2 に示した施設類型ごとの設定単価を乗じています。
- ・更新単価は、既に更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体への調査結果をもとにしています。
- ・長寿命化と大規模改修は、それぞれ更新単価の 60%、20%³と仮定しました。
- ・解体費の単価は、総務省自治財政局地方債課「公共施設等の解体撤去事業に関する調査結果」（平成 25 年）に基づき、物価変動を加味して、施設分類ごとに設定しています。
- ・公共施設等の維持管理費は令和 2（2020）年度決算より、維持補修費を計上しました。

表 3-2 普通会計施設の分類別更新単価表

施設分類	更新 100%	長寿命化 60%	大規模改修 20%	解体費
村民文化系施設	400,000	240,000	80,000	31,400
社会教育系施設	400,000	240,000	80,000	27,600
スポーツ系施設	360,000	216,000	72,000	27,600
産業振興系施設	400,000	240,000	80,000	31,400
学校教育系施設	330,000	198,000	66,000	27,600
子育て支援施設	330,000	198,000	66,000	27,600
保健・福祉施設	360,000	216,000	72,000	35,200
行政系施設	400,000	240,000	80,000	33,500
公営住宅	280,000	168,000	56,000	28,600
供給処理施設	360,000	216,000	72,000	111,600
下水道施設	360,000	216,000	72,000	111,600
その他	360,000	216,000	72,000	31,400
公園	330,000	198,000	66,000	31,400

(円/㎡)

³ 「平成 31 年版建築物のライフサイクルコスト第 2 版（一般社団法人建築補残センター）」の学校（校舎）モデルに基づき、機械・電気設備を 20 年間耐用させるために必要な修繕費の床単価が建設費の 20%相当であるため。

(2) 公共施設の将来の更新費用試算の結果

本村が保有する公共施設を、耐用年数経過後に現在と同じ規模（延べ床面積）で更新すると仮定した試算を行った結果、今後 33 年間の更新費用の総額は約 203.7 億円で、年間の平均費用は約 6.2 億円と見込まれます。

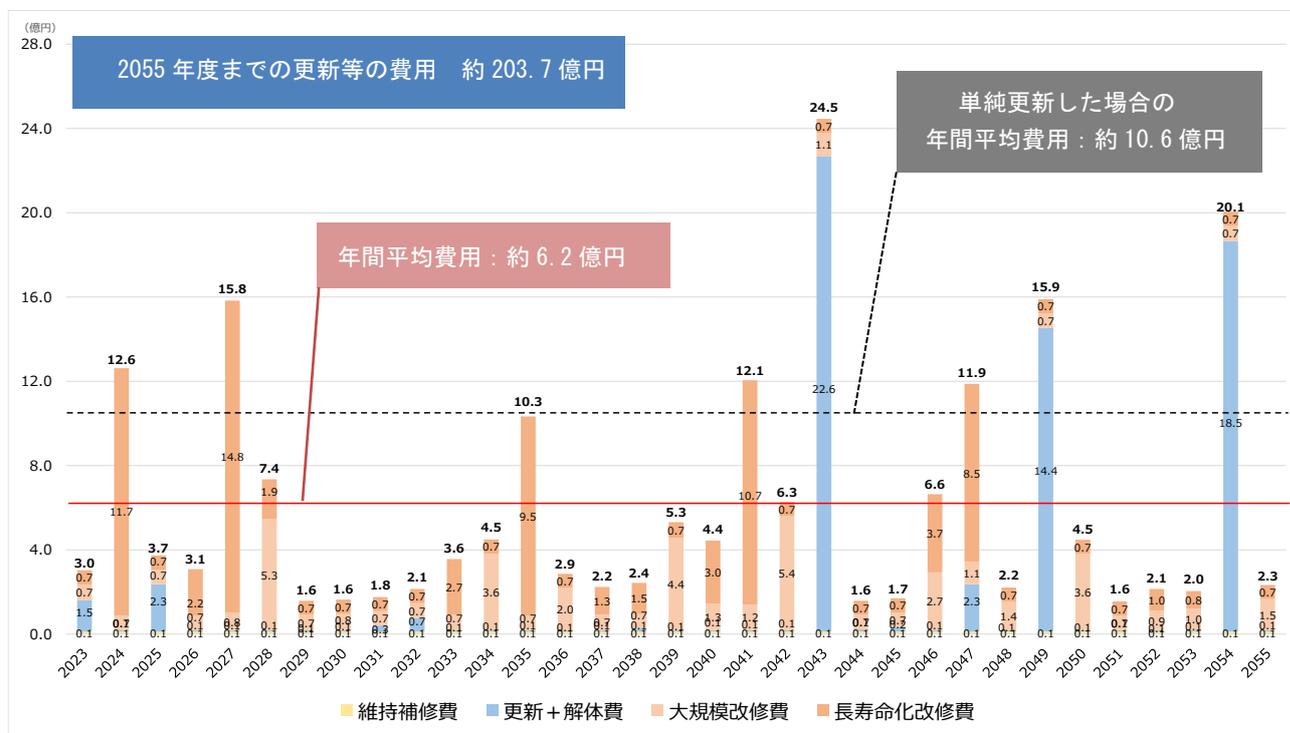


図 3-8 公共施設の将来の更新費用等

※ 改修・更新等の積み残しとは、令和 4 (2022) 年度末時点までに、大規模改修・更新等が実施されていない施設の費用であり、計画期間内で按分した金額を単年度ごと加算しています。

長寿命化・予防保全による削減効果

	個別施設計画等に則り、施設再編及び長寿命化・予防保全で維持した場合		令和2年度末に保有する施設を、長寿命化せず事後保全で維持した場合		削減効果
更新費+解体費	64.5億円	2億円/年	169.5億円	5.1億円/年	105.0億円 (62%)
大規模改修費	49.2億円	1.5億円/年	176.5億円	5.3億円/年	127.3億円 (72%)
長寿命化改修費	86.1億円	2.6億円/年	—	—	▲86.1億円 —
維持補修費	4.0億円	0.1億円/年	4.3億円	0.1億円/年	0.3億円 (8%)
合計 (LCC)	203.7億円	6.2億円/年	350.3億円	10.6億円/年	146.6億円 (42%)

(3) インフラ資産の将来の更新費用試算の前提

① 更新等の費用の推計の基本的な考え方

道路、橋りょう、下水道のインフラ資産についても、現在の整備面積等と同じ面積で更新年数経過後に更新すると仮定しています。

② 更新費用推計の前提条件

(ア) 道路

道路については、路線ごとに一度に整備するのではなく、区間を設定して整備を進めていくため、年度別に更新量を把握することが困難であり、整備面積を舗装部分の更新（打換え）年数（18年）で除した面積を1年間の舗装部分の更新量と仮定し、下表の更新単価を乗じて、更新費用を試算しました。

道路の分類別更新単価表

分類	更新年数	更新単価
一般道路	18年	6,700 円/㎡
自転車歩行車道	18年	4,700 円/㎡

※この単価はあくまでも目安であり、実工事単価とは異なります。

(イ) 橋りょう

橋りょうについては、「橋梁長寿命化修繕計画」から更新・修繕費用を引用しました。

(ウ) 下水道

下水道については、「下水道事業経営戦略」より、改修・更新費は建設改良費、維持管理費は収益的収支差額を引用しました。なお、計画年以降は直近3年間の平均値を計上しました。

(4) インフラ資産の将来の更新等費用試算の結果

公共施設と同様に、個別施設計画等に則り、インフラ資産を更新したと仮定した結果、2055年（令和37年）までの更新費用の総額は約297.5億円で、年間の平均費用は約9.0億円と見込まれます。

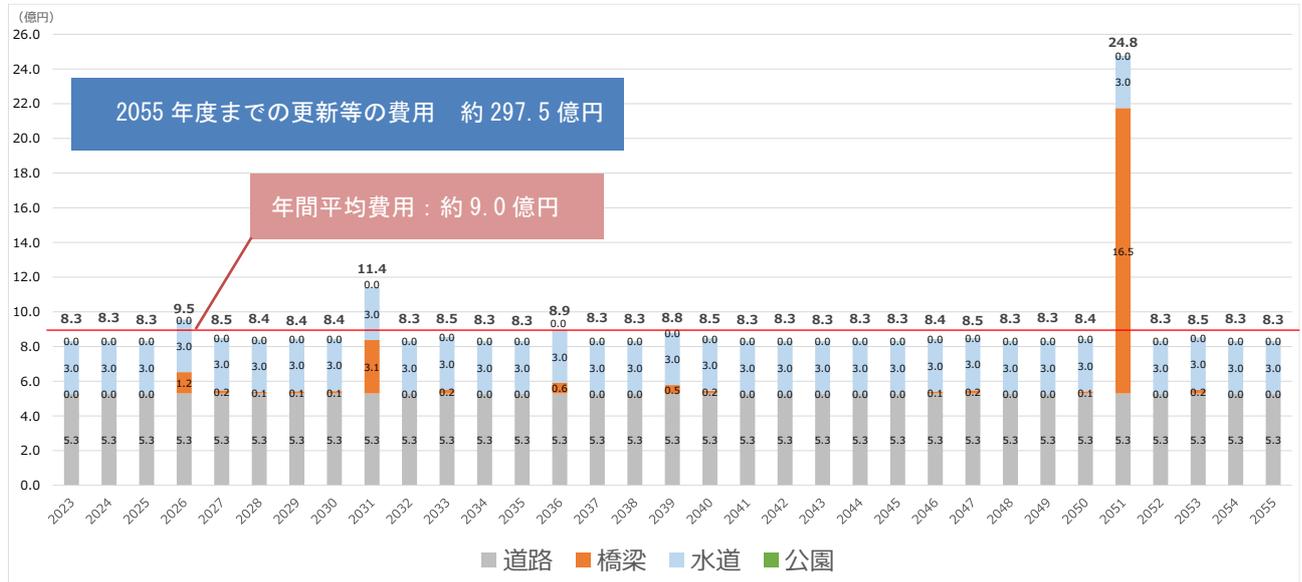


図 3-9 インフラ資産の将来の更新等費用

インフラ資産種別の将来の更新等費用

	道路		橋梁		水道		公園		合計	
更新・改修費	162.7億円	4.9億円/年	23.5億円	0.7億円/年	99.0億円	3.0億円/年	—	—	285.1億円	8.6億円/年
維持管理費	12.0億円	0.4億円/年	—	—	—	—	0.3億円	0.01億円/年	12.4億円	0.4億円/年
合計 (LCC)	174.7億円	5.3億円/年	23.5億円	0.7億円/年	99.0億円	3.0億円/年	0.3億円	0.01億円/年	297.5億円	9.0億円/年

(5) 公共施設等の将来の更新等費用

試算の結果から、公共施設にインフラの更新費用を加えた公共施設等の令和 37(2055)年までの更新費用の総額は約 501.2 億円と見込まれ、公共施設のみでの更新費用の総額である約 203.7 億円と比べ約 2.5 倍となります。

特に建築系公共施設を年度別で見ると、令和 6(2024)年度以降毎年改修等の費用が見込まれるため、費用が集中する時期を念頭に置き、今後の施設のあり方等を検討する必要があります。

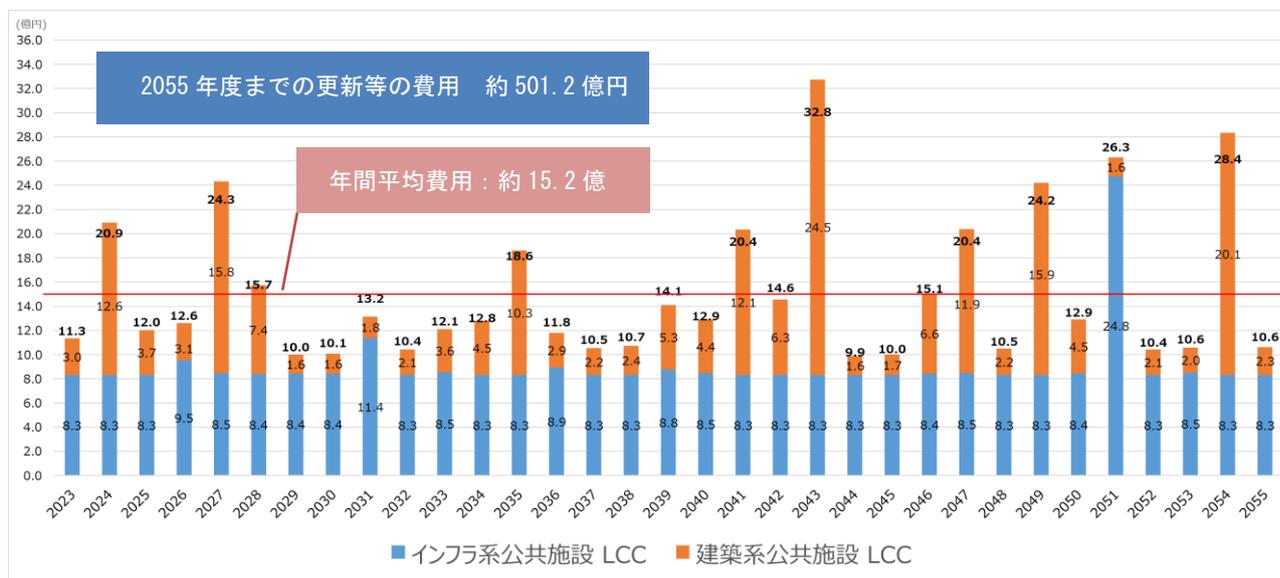


図 3-10 公共施設等の将来の更新等費用

今後 10 年間ににおける公共施設等の更新等の費用及び財源見込み

(億円)

		維持修繕 ①	改修 ②	更新等 ③	合計 ④=①+②+③	耐用年数経過時に 単純更新した場合 (従来型) ⑤	長寿命化対策等、 適正化した際の効果額 ⑥=⑤-④	財源見込み
普通会計	建築系公共施設	1.2	46.5	5.1	52.8	100.3	47.5	一般財源、補助金、 地方債等
	インフラ系公共施設	3.7	54.1	-	57.9	63.3*	5.4	
計		4.9	100.6	5.1	110.7	163.6	52.9	
公営事業 会計	建築系公共施設	-	-	-	-	-	-	企業債、補助金、 工事負担金、 他会計繰入金等
	インフラ系公共施設	0.0	30.0	-	30.0	-	-	
計		0.0	30.0	0.0	30.0	-	-	
建築系公共施設 計		1.2	46.5	5.1	52.8	100.3	47.5	
インフラ系公共施設 計		3.7	84.1	0.0	87.9	63.3	5.4	
合計		4.9	130.6	5.1	140.7	163.6	52.9	

* : 橋梁長寿命化保全計画より反映。
 建築系公共施設 : インフラ系施設を除いたもの。
 インフラ系公共施設 : 道路・橋梁・上水道・下水道・公園・河川・港湾等及び一体となった建築物。
 改修 : 公共施設等を修繕すること。改修後の効用が当初の効用を上回るもの。大規模改修・長寿命化改修・転用も含む。
 更新等 : 施設を建て替えること。除却も含む。

(6) 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費と充当可能な財源の見込み

公共施設及びインフラの試算結果から、個別施設計画や長寿命化計画に則り、公共施設等の維持管理・更新・改修には、令和 37(2055)年までに約 501.2 億円が必要と想定されます。一方で、充当可能な財源は約 217.6 億円であり、約 283.6 億円の財源不足が生じることが予想されます。

本村の財政状況に鑑みても、支出が困難であることから、公共施設及びインフラ資産は総量削減に向けた抜本的な見直しとメンテナンス・維持経費の削減が必要不可欠になります。

インフラ資産は、現在の生活・経済基盤に不可欠であり、メンテナンス・維持経費の削減・効率化を推進しますが、これだけでは多額に見込まれる公共施設等に必要な経費の補填は困難だと予想されるため、公共施設の見直し・削減を重点的に推進します。

従って、公共施設は、今後のあり方について中長期的かつ具体的な方針を定め、長寿命化すべき施設の精査はもとより、廃止・縮減・統合を見据えた施設再編・総量適正化を喫緊の課題として検討します。

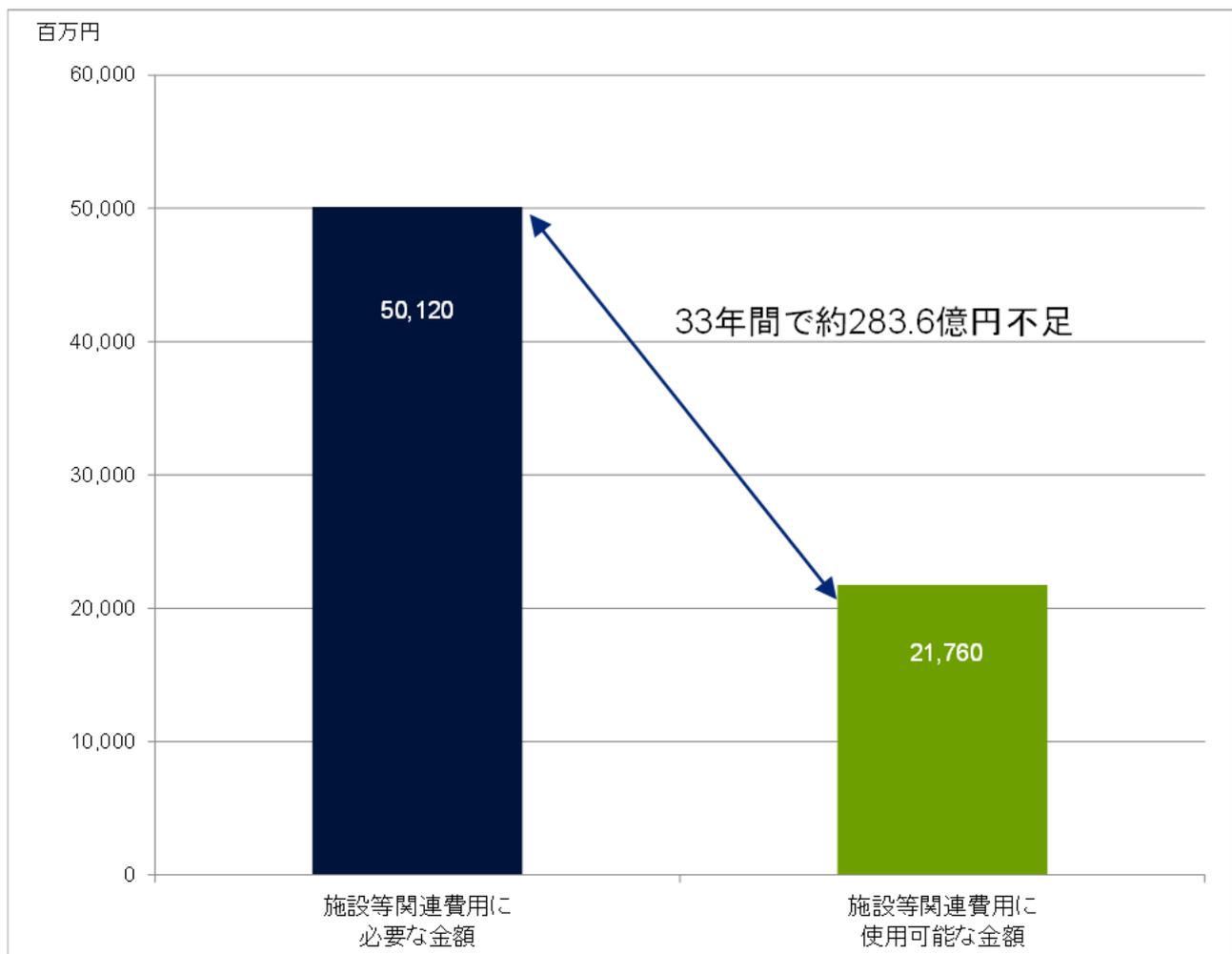


図 3-1 1 将来の施設等関連費用必要額と使用可能額

また、これを踏まえ、公共施設等の更新費用や維持管理費は、「公共施設等の更新等に
必要な金額」と「公共施設等の更新等に充当可能な財源」から、財政均衡縮減率⁴を算定
しました。

《縮減目標の算定》

- | | |
|---|----------|
| ① 施設の維持及び将来の更新等に必要な金額
(計画期間の総額) | 501.2 億円 |
| ※延べ床面積を 1%縮減することで維持更新費用の 1%相当額が削減できると仮定 | |
| ② 財政推計結果に基づく財源
(計画期間の総額) | 217.6 億円 |

財政均衡縮減率の算定は、施設の維持更新に必要な金額 501.2 億円に対して、施設の
延べ床面積を 1%縮減することで、費用を 1%相当額削減することができると仮定して
います。また、発生した剰余金を充当可能な財源 217.6 億円に上乗せし、費用に充てる
ことが可能になると仮定しています。このことから、延べ床面積を縮減していく一方で、
充当可能な財源は増額されていくグラフが作成できます。

以上の条件から縮減率を推計したところ、縮減率 47.3%で施設の維持更新に必要な金
額と充当可能な財源額が同額となり、施設の維持更新に必要な金額を賄うことが可能と
なります。

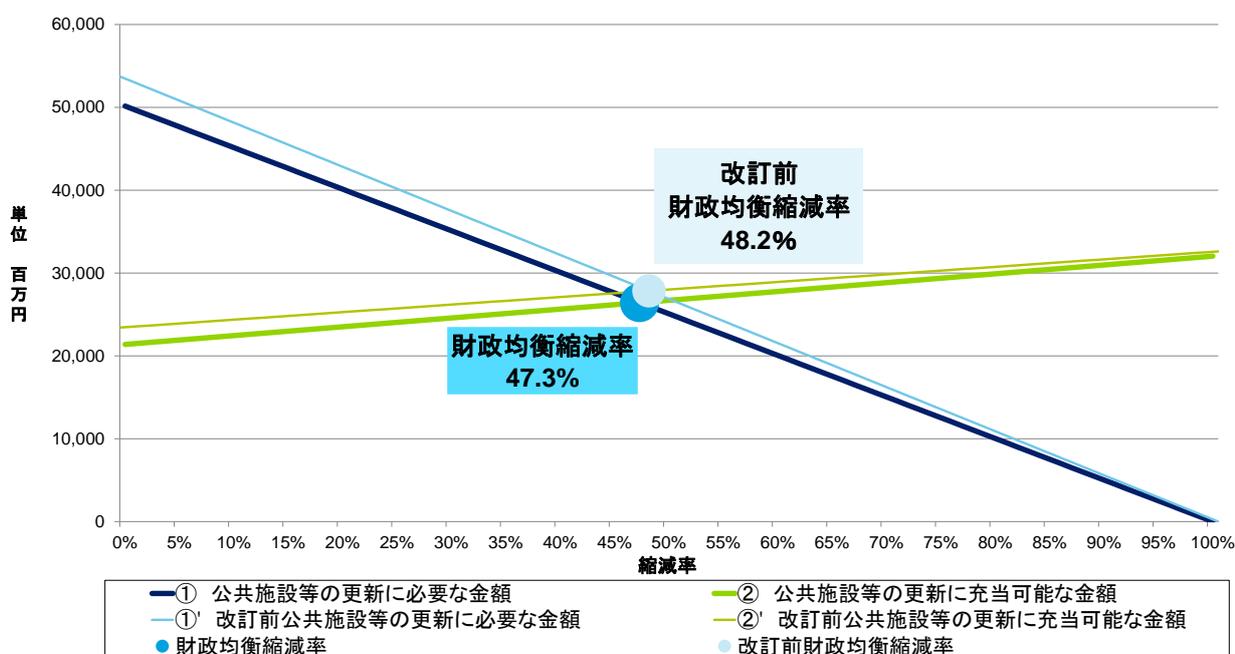


図 3-12 財政均衡縮減率

⁴ 財政均衡縮減率は、施設の維持更新に必要な金額と維持更新に充当可能な財源額が同額となる割合を表しています。

【参考】財政均衡縮減率を勘案した公共施設の適切な延床面積総量について

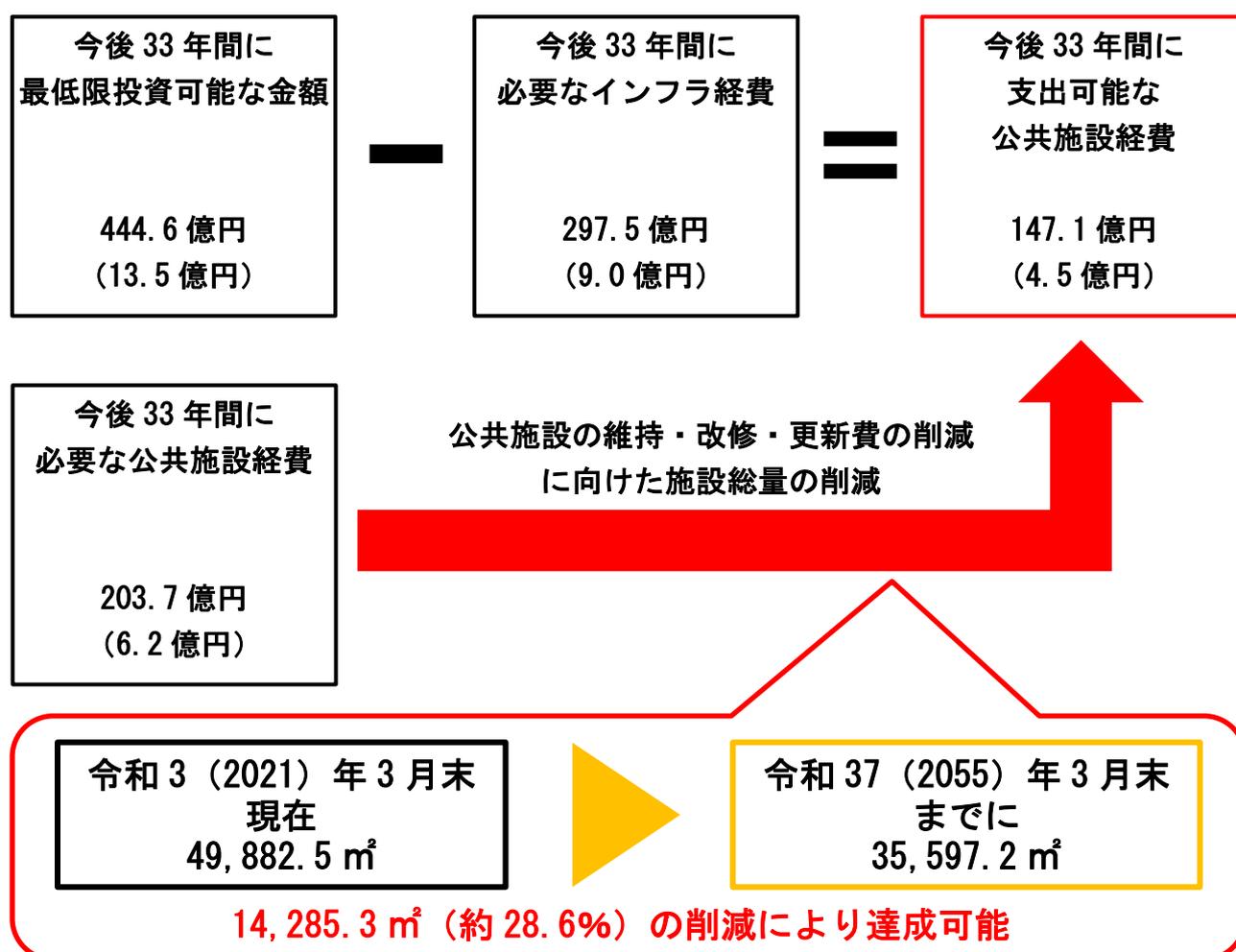
(6) の財政均衡縮減率より、公共施設の延床面積を約 47.3% 削減することが必要になることを明らかにしましたが、全国的な社会問題である人口減少や少子高齢化の更なる進展により、公共施設等に係る維持管理経費や普通建設事業費に充当可能な金額の減少も見込まれます。

そこで、令和元（2019）年度～令和 3（2021）年度の普通建設事業費及び維持補修費平均費用を、今後 33 年間に最低限必要な単年度金額と想定し、かつインフラ施設は長寿命化・予防保全しつつ現在と同量保有し続けた場合、公共施設の延床面積総量の適正量を明らかにするためにシミュレーション⁵しました。

2019 年度～2021 年度の普通建設事業費・維持補修費

単位：千円

	2019年度	2020年度	2021年度	平均	33年間合計
普通建設事業費	430,789	649,781	725,256	601,942	19,864,086
維持補修費	666,174	773,057	796,556	745,262	24,593,657
合計	1,096,963	1,422,838	1,521,812	1,347,204	44,457,743

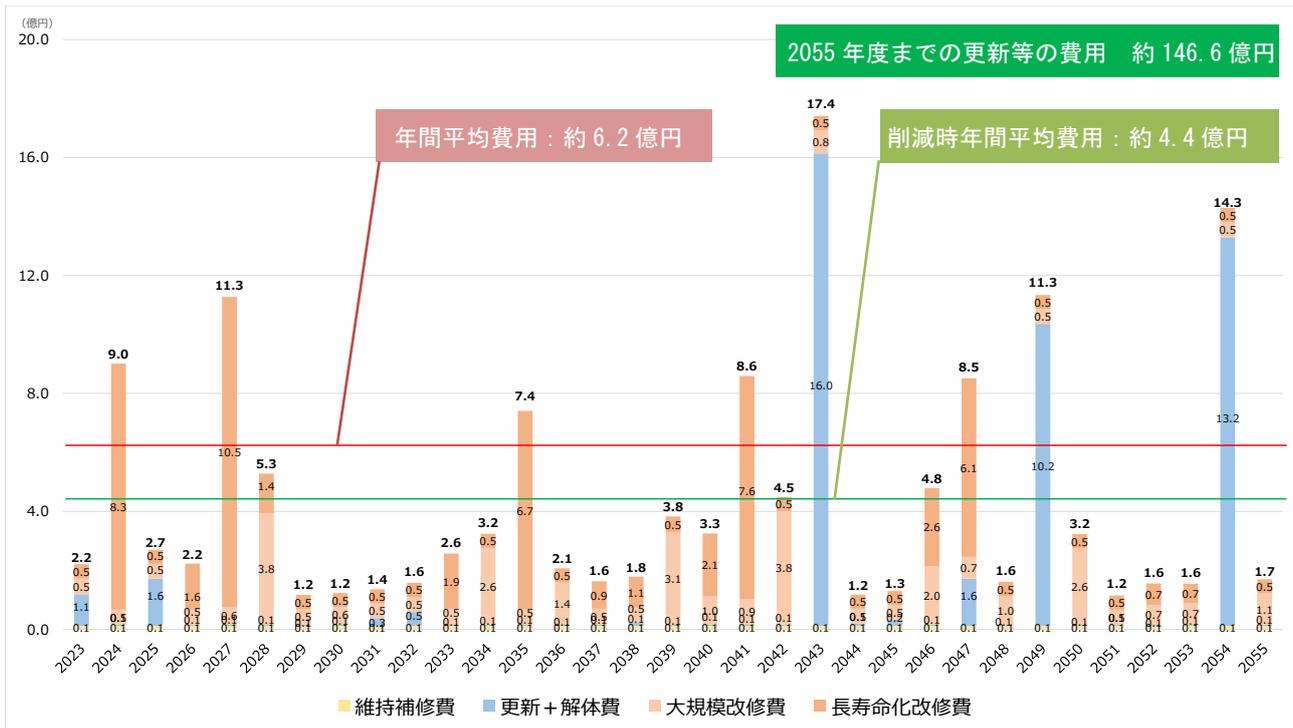


⁵ 本シミュレーションは、令和 3 年 3 月現在の公共施設の延床面積総量と最低限必要な単年度金額を達成するための延床面積総量を比較したものであり、削減するための改修・更新費用は含まれません。

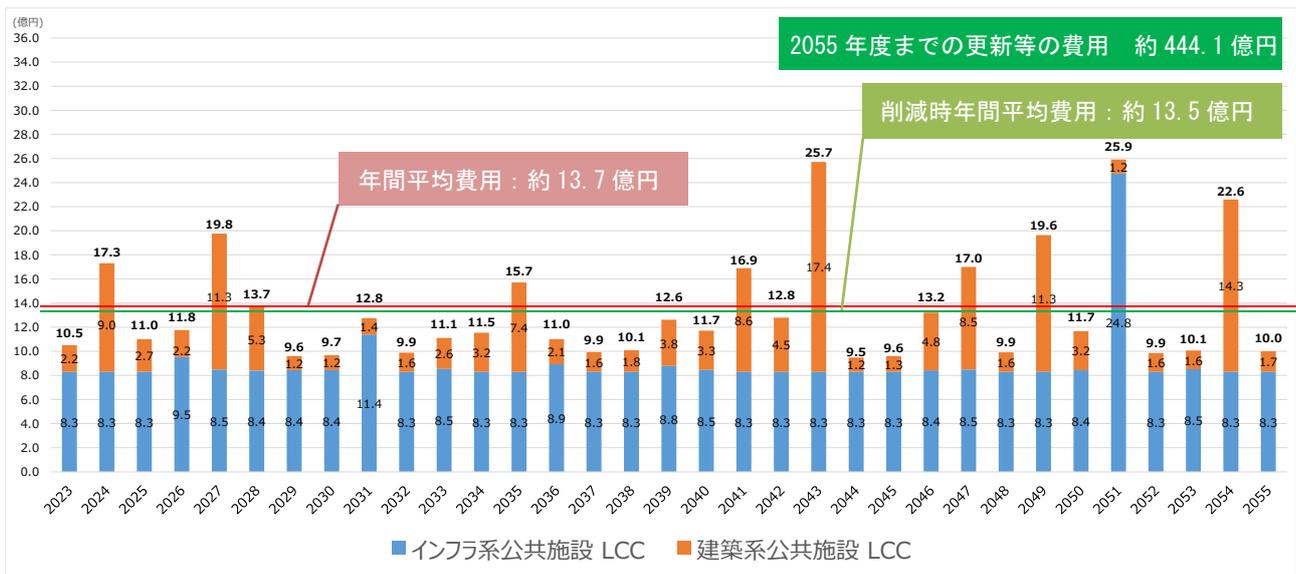
参考図表 1 総延床面積を削減した場合の公共施設の今後 33 年間の更新等費用の合計

	個別施設計画等に則り、施設再編及び 長寿命化・予防保全で維持した場合	
更新費+解体費	45.9億円	1.4億円/年
大規模改修費	35.3億円	1.1億円/年
長寿命化改修費	61.3億円	1.9億円/年
維持補修費	4.0億円	0.1億円/年
合計 (LCC)	146.6億円	4.4億円/年

※：令和 3（2021）年 3 月現在、各施設総延床面積が 100 ㎡未満又は解体予定の施設は、削減対象から除外し現時点の面積で推計した。



参考図表 2 総延床面積を削減した場合の公共施設の将来の更新等費用



参考図表 3 総延床面積を削減した場合の公共施設等の将来の更新等費用

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1. 公共施設全体の概況

1-1. 公共施設に対する村民ニーズの変化

本村の人口は、昭和60(1985)年以降、増加傾向が続いていましたが、近年は減少に転じています。年齢区分別では、年少人口は横ばいに推移していますが、近年は減少傾向が見られます。一方、老年人口は増加傾向にあり、国や県よりも高い状況であることから、今後、少子高齢化が進み、人口が減少していくと考えられます。

将来人口の推計では、村内総人口については、減少を続け令和9(2027)年頃から減少幅が拡大し、令和22(2040)年には、村内人口のうち40%以上が老年人口となると見込まれます。また、老年人口は、令和2(2020)年頃からほぼ横ばいですが、後期高齢者人口に絞ってみると、令和4(2022)年頃から令和9(2027)年頃まで急増すると見込まれています。

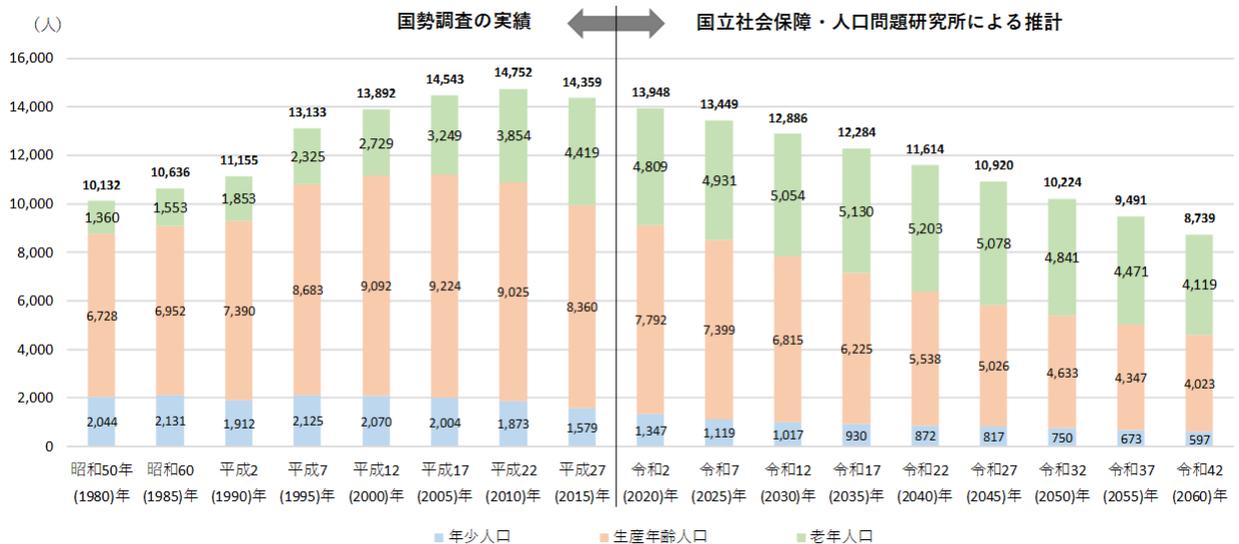


図 4-1 総人口及び年齢3区分別人口の推移

出典：第2版長生村人口ビジョン(令和2(2020)年2月)

このように、本村は今後、少子高齢化と人口減少が進むと見込まれます。特に生産年齢人口の減少が著しいことから、村内の世代構成が変化し、公共施設の利用状況や公共施設へのニーズも変化することが予想されます。

こうした人口構成の変化や公共施設への村民ニーズの変化を的確にとらえ、状況の変化に適合し、より充実したサービスを村民に提供する必要があります。

1-2. 公共施設の老朽化

本村の公共施設は人口の増加に合わせ段階的に整備が進められ、施設の修繕や更新に要する費用が急増することはないものの、継続的に毎年度経費が必要となります。

また、昭和 50 年代に建設された施設が多く、これらの施設は築後 30 年以上を経過していることから、施設の老朽化が進んでいます。このため、老朽化した施設については時代変化等を踏まえ必要性を精査し、今後の方向性を検討する必要があります。

1-3. 公共施設等にかかる財源の限界

整備された公共施設等の機能を適切に保つためには、維持管理や運営に係る経常的な費用が毎年度必要になり、また、経過年数によっては大規模修繕なども必要となります。

公共施設・インフラ等の大規模改修・更新に要する費用は令和 37(2055)年までで約 501.2 億円（年平均 15.2 億円）が見込まれています。

しかし、今後、生産年齢人口の減少・高齢化が進展し、村の財政状況はより厳しさを増すことが見込まれます。

今後、財政状況が厳しさを増す中で、公共施設等の修繕や更新時期を迎えることから、公共施設にかかる財源には限界があることを踏まえ、今後の公共施設のあり方を検討する必要があります。

2. 計画期間

本村の施設の大規模修繕、更新に必要となる費用が増加することが見込まれることに適切に対応するため、次のとおり計画期間を定めます。

なお、本村の公共施設等への村民ニーズの変化や社会情勢の変化、国の施策等の推進状況等を踏まえ、適宜見直し等を図ります。

【計画期間】

令和 5 (2023) 年度から令和 37 (2055) 年度までの 33 年間

3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

3-1. 基本方針

(1) 施設保有量の最適化

現在と同水準の公共施設等を将来にわたって維持し続けることは、財政的に困難な状況であり、また、人口の減少により、公共施設等に対する需要は減少することが見込まれます。

このため、村民ニーズ等を踏まえ、村が保有する公共施設等の最適な水準を明らかにし、施設保有量の最適化を図る必要があります。

(2) 公共施設の長寿命化

これまで、施設の支障箇所については「対症療法的管理」を行ってきました。今後は、公共施設等の長寿命化を図り大規模修繕等の費用の縮減を図り、あわせて、ライフサイクルコストの縮減を図るため、損傷が小さいうちから計画的に対策を行う「予防保全的管理」に転換します。

(3) 施設の有効活用

生産年齢人口の減少や老年人口の増加など、村内の人口構成が大きく変化することが見込まれます。この変化により、村民の公共施設に対するニーズや利用者構成も変化することが見込まれ、これらの変化に合わせた施設の整備等が必要となります。また、環境に配慮した取り組みといった時代の要請にも対応する必要があり、住民のニーズや利用状況を考慮し、施設機能の必要性や今後のあり方について検討し、公共施設を有効に活用します。

(4) 民間活力を生かした取組の推進

今後、村の役割は、より基本的で、村民生活になくてはならないものに集約されていくと考えられます。このため、「民間でできることは民間で」という考えのもと、民間企業などが持っているノウハウを積極的に活用することで、サービス水準を維持することが必要です。

公共施設の維持や管理についても例外ではなく、指定管理者制度や、PPP⁶/PFI⁷等の民間活力の導入による、効果的・効率的な施設運営を検討します。

(5) ユニバーサルデザイン⁸化の推進方針

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020

⁶ PPP (Public Private Partnership) : 公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すこと。

⁷ PFI (Public Finance Initiative) : 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法のこと。

⁸ ユニバーサルデザイン : 性別や年齢、障がいの有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できる建造物、生活空間などをデザインすること。

関係閣僚会議決定)におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、既存施設の見直しや改修、施設を新築する際は、公共施設のユニバーサルデザイン化を図り、誰もが快適かつ使いやすい施設を目指します。

(6) 脱炭素化の推進方針

本村は長生村地球温暖化対策実行計画等を策定し、カーボンニュートラル⁹社会の実現を目指しています。公共施設については、再生可能エネルギー設備や利用システムの導入のほか、新築や改修の際は省エネ性能の高い素材や設備を積極的な活用を推進します。

(7) 耐震化の実施方針

公共施設の安全確保のために特に重要となるのが耐震化です。地震などの災害時に備えて十分な耐震性能の確保が必要です。そのため、耐震診断の結果等を踏まえて、十分な耐震性能の確保を図ります。

耐震性能確保の方策検討の際には、施設自体の必要性等を見直した上で、他の施設との集約を含めた建替えや耐震補強など複数の選択肢から効果的・効率的な整備手法を検討します。

また、インフラについても、大規模地震発生時においてもライフラインを村民に提供できるように、道路・橋りょう・公園・下水道のそれぞれの分野において個別の長寿命化計画又は投資計画、経営戦略等の計画に基づき対応します。

⁹ カーボンニュートラル：温室効果ガス（二酸化炭素など）の排出量と吸収量を均衡させること。

3-2. 実施方針

(1) 統合や廃止の推進方針

人口減少や少子高齢化などの人口動態の推移や、既存行政サービスの民間提供の可能性を考慮した上で、行政サービスとして必要な水準や機能などを見極め、公共施設の複合化や利用見込みのない施設の廃止を検討します。

なお、施設の複合化や廃止を検討する場合は、現在の施設の利用状況や利用者のニーズに配慮するとともに、住民の理解や総合計画等に示されたまちづくりの方向との整合を図ります。

(2) 長寿命化の実施方針

公共施設の長寿命化を図るため、「対症療法的管理」から、「予防保全的管理」に転換します。これにより、公共施設等の長寿命化と修繕や建て替えにかかる費用の縮減を図るとともに、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

既に近い将来の建て替えが予定されている施設は、新施設の供用までの間、施設の安全確保に努めた上で、修繕等については必要最低限にとどめます。

また、個別の長寿命化計画を策定している施設は、計画に沿って着実に実施します。

(3) 点検・診断等の実施方針

法令等により義務付けられている法定点検を実施するとともに、法定点検以外の部分においても自主的な点検を日常的又は定期的に行える仕組みの構築を目指します。

また、点検・診断の結果については、情報の一元管理を図り、今後の施設長寿命化に向けた維持管理、修繕、更新の基礎データとして活用します。

外部に運営を委託している場合においても、運営委託者等と十分に調整し、直営の施設と同様の措置をとるよう努めます。

(4) 安全確保の実施方針

点検・診断の結果、安全が確保できないと判断された施設は、優先的に改修工事等により危険を排除します。また、安全管理マニュアルの整備など、ソフト面からも安全の確保を図ります。

老朽化に伴い施設の安全性確保が困難となった場合は、利用停止などの安全確保策を講じ、修繕の実施又は廃止を検討します。

(5) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

将来の人口構成等の全庁的な観点及び、施設の利用状況等から優先順位を検討し、計画的な維持管理・修繕・更新等を実施します。

また、施設の更新にあたっては、需要に応じた適切な規模とするとともに、村民ニーズの変化に柔軟に対応していくことを可能するため、施設の複合化や用途変更しやすい簡素な施設設計や、PPP/PFI等の民間活力の積極的な活用も検討していきます。

(6) 郡内での広域連携の考え方

郡内の自治体も本村と同様の施設を保有し、老朽化、財政悪化など共通の状況に直面しています。このため、郡内の自治体と、同様の機能を持つ公共施設について、経費削減、利用率の向上を図ることを目的とし、広域連携による施設の相互利用等を検討します。

(7) 本計画を実現するための体制の構築方針

全庁的な観点での公共施設総量の適正化、適切な維持管理を実現するため、計画の進捗管理を担う担当組織を明確にし、施設に関する情報を一元管理できる仕組みを整えます。

また、公共施設等に関する取り組みを全庁的なものとするため、職員研修等の実施により、職員の意識改革及び知識の向上・問題意識の共有を図ります。

第5章 公共施設等の類型別の現状

1. 類型別の現状

1-1. 村民文化系施設

- 本村の村民文化系施設は長生村コミュニティセンター、長生村文化会館、長生村交流センターを有しています。
- 長生村コミュニティセンターはJR八積駅舎との複合施設です。駅舎部分とコミュニティセンター部分の住み分けができているため、修繕時の費用負担額は東日本旅客鉄道株式会社との協議のうえ、適正に行っています。
- 長生村文化会館は延床面積約 4,100 m²の大規模な施設で、ホール機能のほか、会議室、調理実習室、プラネタリウム、視聴覚室等といった機能を有しています。
- 長生村交流センターは、令和3年(2021年)6月13日にオープンしました。
- 長生村文化会館と長生村交流センターは災害時における指定避難所として指定されています。

(1) 現状の機能

- ・村民文化系施設の延床面積は約 6,900 m²で村全体の約 13.9%を占めます。
- ・長生村コミュニティセンターはJR八積駅舎との複合施設です。立地している土地の所有権は東日本旅客鉄道株式会社であるため、賃貸借契約をして費用負担しています。
- ・長生村文化会館は延床面積約 4,100 m²と村内では大規模な施設です。村内唯一のホールの機能を持つ施設であり、かつプラネタリウム設備を有しているため村内では利用者の多い施設のうちの1つです。そのほかの機能として会議室、調理実習室、視聴覚室等を有しています。
- ・長生村交流センターは、約 2,400 m²で会議室、防音室、研修室、ダンスルーム、学習室、講堂、ふれあいルーム、子育てルームなどを有しています。

表 5-1 村民文化系施設一覧

NO	中分類	小分類	施設名称	建物名称	具体的な施設	延床面積 (㎡)
1	集会施設	コミュニティセンター等	長生村コミュニティセンター	長生村コミュニティセンター	1階ふれあいロビー 2階多目的ホール等	338.2
2	集会施設	公民館等	長生村交流センター	長生村交流センター	郷土資料室、観光案内・展示コーナー、ふれあいルーム、子育てルーム、講堂、会議室、学習室、防音室、研修室、ダンスルーム、和室	2397.65
3	文化施設	その他	長生村文化会館	長生村文化会館	ホール・会議室・調理実習室・視聴覚室・和室・プラネタリウム・図書室・こども科学教室	4146.91
4	文化施設	その他	長生村文化会館	長生村文化会館 自家発電設備		
合計						6882.76

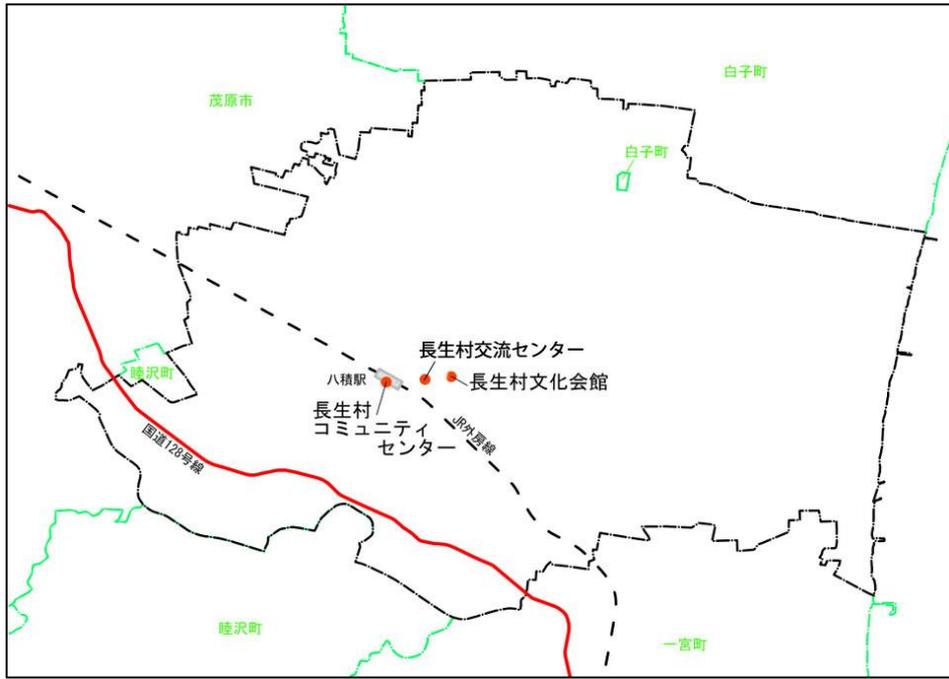


図 5-1 村民文化系施設の分布

(2) 将来の更新費、利用状況、老朽化の状況

- ・長生村コミュニティセンターは建築から約 35 年を迎え、大規模改修が必要となる時期に入ります。大規模改修費用には約 2,700 万円を要すると想定されます。
- ・長生村文化会館は建築から約 30 年が経過し、大規模改修の時期を迎えました。改修に要する費用は約 3.3 億円と想定されます。
- ・長生村交流センターは各種教室やクラブ活動等、生涯学習の場として令和 3 年に落成されました。

表 5-2 各施設の現状データ

NO	施設分類	施設名称	延床面積 (㎡)	取得年次	構造	時期別更新等費用 (千円)				合計額	直近3年平均利用者数 (人)
						2023-2025年	2026-2035年	2036-2045年	2046-2055年		
1	市民文化系施設	長生村コミュニティセンター	338.2	1988	S	27,056	0	81,168	27,056	135,280	
2	市民文化系施設	長生村文化会館	4156.74	1991	RC	332,539	0	997,618	0	1,330,157	
3	市民文化系施設	長生村交流センター	2397.65	2021	S	0	0	0	191,812	191,812	
合計			6892.59			359,595	0	1,078,786	218,868	1,657,249	

(3) 維持管理の現状

- ・長生村コミュニティセンターは日常点検を行っていないものの、巡回時の目視点検のほか、施設管理委託者や施設利用者からの連絡を受けて修繕を行っています。JR八積駅舎との複合施設なので、修繕は東日本旅客鉄道株式会社との間で日程調整等が必要となるために、一般の施設よりも利用規制等の条件が生じると考えます。
修繕を行う場合の費用負担については、駅舎部分とコミュニティセンターとの住み分けが明確にできているため、東日本旅客鉄道株式会社との協議のうえ、適正な負担金額で行っています。
- ・長生村文化会館および長生村交流センターは法定点検及び保守点検のほか、日常の目視点検を行っています。空調設備や照明設備等の不具合があれば早期に対応しています。利用者の多い施設なので安全上の問題のある修繕は最優先とし、小規模な修繕は優先順位を付けて順次行っています。

表 5-3 維持管理の現状

NO	施設名称	点検の現状	修繕の現状
1	長生村コミュニティセンター	巡回時に目視点検を行っています。	管理委託者又は施設利用者からの連絡を受け、対応しています。経年による劣化は確実に進んでいて、小規模修繕にて対応をしている状態です。本施設は鉄軌道用地に隣接をしているため、外回りの修繕(線路側)については、東日本旅客鉄道株式会社と協議をしながら施工の日時等の調整を行い、工事を実施しますので、大規模な修繕となると多くの規制が発生すると考えます。
2	長生村文化会館	2年に一度の特殊建築物法定点検及び日常の保守点検委託の他、職員による目視点検を行っています。	安全上問題のある修繕を最優先とし、それ以外は優先順位を付けて修繕を行っています。
3	長生村交流センター	同上	同上

1-2. スポーツ系施設

- 本村のスポーツ施設は、長生村体育館、長生村武道館、長生村弓道場、藪塚球技場を有しています。
- スポーツ系施設の延床面積は約 2,200 m²で村全体の約 4.5%を占めます。
- 長生村体育館、長生村武道館、長生村弓道場は同じ敷地内にあり、長生村体育館は年間約 14,000 人、長生村武道館は年間約 8,300 人の利用があります。
- 長生村体育館、長生村武道館、長生村弓道場は業者委託による点検を行っており、体育施設修繕計画に基づいて計画的に修繕しています。

(1) 現状の機能

- ・スポーツ系施設の延床面積は約 2,200 m²で村全体の約 4.5%を占めます。
- ・体育館の機能は長生村体育館のほかに、小中学校も有しています。また、長生村体育館、長生村武道館、長生村弓道場は同じ敷地内にあります。
- ・藪塚球技場は野球をはじめ、様々なスポーツに対応できるよう多目的広場としても利用されています。

表 5-4 スポーツ系施設一覧

No.	中分類	小分類	施設名称	建物名称	具体的な施設	延床面積 (m ²)
1	屋内施設	体育館	長生村体育館	長生村体育館	バレーコート2面 バスケットコート1面	1477.55
2	屋内施設	体育館	長生村体育館	ポンプ室	-	10.21
3	屋内施設	武道館	長生村武道館	長生村武道館	剣道場、柔道場各1面	569.48
4	屋内施設	武道館	長生村弓道場	長生村弓道場	6人立ち	177.62
5	屋内施設	野球場	長生村藪塚球技場	倉庫	-	19.8
合計						2254.66

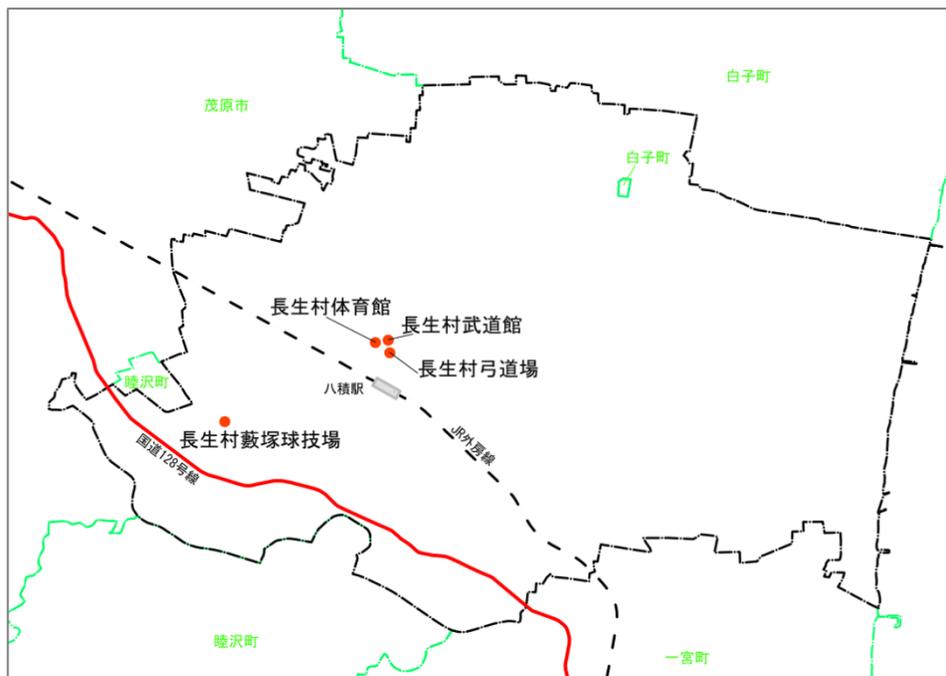


図 5-2 スポーツ系施設の分布

(2) 将来の更新費、利用状況、老朽化の状況

- ・長生村体育館は建築から45年を迎え、長寿命化工事の時期を迎えつつあります。また同時期に建築した長生村武道館も長寿命化工事の時期を迎えつつあります。
- ・長生村弓道場は建築から35年を迎え、大規模改修の時期に入っています。
- ・長生村体育館は年間約14,000人、長生村武道館は年間約8,300人、長生村弓道場は年間約1,900人、長生村藪塚球技場は年間約1,600人の利用があります。

表 5-5 各施設の現状データ

NO	施設分類	施設名称	延床面積 (㎡)	取得 年次	構造	時期別更新等費用(千円)				合計額	直近3年平均 利用者数(人)
						2023-2025年	2026-2035年	2036-2045年	2046-2055年		
1	スポーツ系施設	長生村藪塚球技場	19.8	1978	W	11,405	0	7,128	4,277	22,810	1,578
2	スポーツ系施設	長生村体育館	1487.76	1977	RC	107,119	321,356	107,119	0	535,594	13,688
3	スポーツ系施設	長生村武道館	569.48	1978	RC	41,003	123,008	41,003	0	205,013	8,311
4	スポーツ系施設	長生村弓道場	177.62	1990	S	12,789	0	38,366	12,789	63,943	1,902
合計			2254.66			172,315	444,364	193,615	17,065	827,359	

(3) 維持管理の現状

- ・長生村体育館、長生村武道館、長生村弓道場は業者委託による点検のほか、職員による巡回時の目視点検を行っています。業者委託による点検内容については点検業者からの報告を受けて情報共有を図ることで施設の状況を把握しています。安全性を最優先とし、本村にて計画した体育施設修繕計画に基づき、優先順位を付けて計画的に修繕しています。
- ・長生村藪塚球技場は職員による巡回時の目視点検で倉庫及びグラウンド設備を点検しています。安全性を最優先として修繕を要する箇所があれば順次対応しています。

表 5-6 維持管理の現状

No.	施設名	点検の現状	修繕の現状
1	長生村体育館	点検は業者委託及び職員による巡回時の目視点検を実施しています。点検マニュアルはありませんが、点検業者から点検項目についての説明は随時受けて、施設の状況把握をしています。	体育施設修繕計画に基づき、優先順位を付けて計画的に修繕を行います。老朽化が進んでいるため、安全性を最優先に必要な箇所から順次対応します。
2	長生村武道館	同上	同上
3	長生村弓道場	同上	同上
4	長生村藪塚球技場	職員が巡回時に目視にて確認しています。	修繕等あればその都度対応しています。老朽化が進んでいるため、安全性を最優先に必要な箇所から順次対応しています。

1-3. 産業系施設

本村の産業系施設は尼ヶ台農産物加工場と農産物直売所を有しています。
 ○産業系施設の延床面積は約 210 m²で村全体の 1%以下です。
 ○尼ヶ台農産物加工場は職員による巡回点検や目視点検による故障報告等により修繕対応しています。

(1) 現状の機能

- ・産業系施設の延床面積は約 210 m²で村全体の 1%以下になります。
- ・尼ヶ台農産物加工場は農産加工施設として本村の地場産品等を用いて特産品加工ができる設備機能を有しており、利用者に貸出しています。
- ・農産物直売所は農産物の販売を行っており、直売所利用組合が管理しています。

表 5-7 産業系施設一覧

No.	中分類	小分類	施設名称	建物名称	具体的な施設	延床面積 (m ²)
1	加工施設	その他	尼ヶ台農産物加工場	尼ヶ台農産物加工場	-	155
2	直売所	その他	農産物直売所	農産物直売所	農産物直売所	58.9
3	直売所	その他			外部トイレ	
合計						213.9

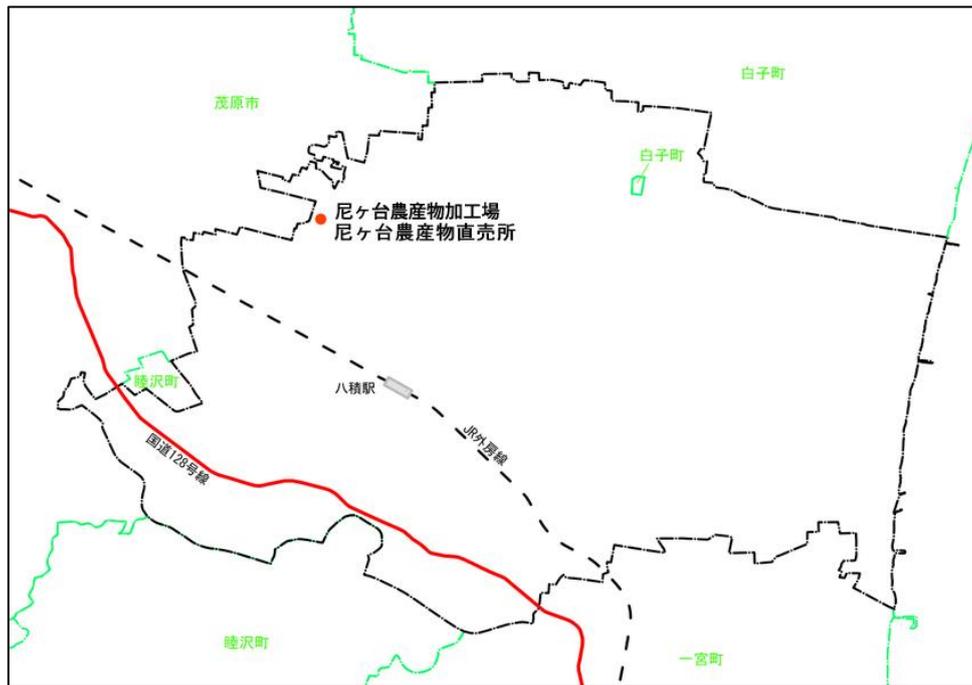


図 5-3 産業系施設の分布

(2) 将来の更新費、利用状況、老朽化の状況

- ・尼ヶ台農産物加工場は主に味噌作りなど農産物の加工を行う住民が利用しています。令和 12(2030)年頃から大規模改修の時期に入り、必要な費用は約 1,200 万円と想定されます。尼ヶ台農産物加工場は主に管理組合が利用しています。

表 5-8 各施設の現状データ

NO	施設分類	施設名称	延床面積 (㎡)	取得 年次	構造	時期別更新等費用 (千円)				合計額	直近3年平均 利用者数 (人)
						2023-2025年	2026-2035年	2036-2045年	2046-2055年		
1	産業系施設	尼ヶ台農産物加工場	155.01	2002	S	0	12,401	0	37,202	49,603	1
2	産業系施設	農産物直売所	58.93	2001	W	12,729	21,215	0	12,729	46,673	
合計			213.94			12,729	33,616	0	49,931	96,276	

(3) 維持管理の現状

- ・尼ヶ台農産物加工場は職員が月に 1 度巡回して目視点検を行っています。また、利用者による目視点検や故障報告等を受けて修繕対応しています。

表 5-9 維持管理の現状

NO	施設名称	点検の現状	修繕の現状
1	尼ヶ台農産物加工場	職員による日常点検は行っていません。巡回時に目視確認程度の点検を行っています。	設備の痛みはありますが、躯体の損傷等は見られません。今後の補強工事等も勘案し、予算措置をしています。

1-4. 学校教育系施設

- 本村の学校教育系施設は、八積小学校、高根小学校、一松小学校、長生中学校を有し、災害時の指定避難所として指定されています。
- 学校教育系施設の延床面積は合計約 22,300 m²で村全体の 44.8%を占め、全ての類型別施設の中で面積割合が最大となっています。
- 令和 37(2055)年までで更新費等が大きな施設は、八積小学校（普通／特別／管理教室棟、屋内運動場）、高根小学校（普通教室棟1）、長生中学校（管理教室棟）で、いずれも各棟あたり5億円を超えるものと想定されます。
- 小学校及び中学校は法定点検を実施しているほか、日々業務の中での教員による目視点検等が行われています。

(1) 現状の機能

- ・小学校は八積地区、高根地区、一松地区に1校ずつあります。
- ・各学校は災害時の指定避難所として指定されています。
- ・学校教育系施設の延床面積は合計約 22,300 m²で村全体の 44.8%を占めています。各学校の延床面積を見てみると八積小学校（約 5,600 m²）、高根小学校（約 5,500 m²）、一松小学校（約 4,400 m²）、長生中学校（約 6,800 m²）となっています。
- ・各学校にプール、屋内運動場、給食室を有しています。

表 5-10 学校教育系施設一覽

NO.	中分類	小分類	施設名称	建物名称	具体的な施設	延床面積 (㎡)
1	学校	小学校	村立八積小学校	普通/特別/管理教室棟	-	1,662.00
2	学校	小学校	村立八積小学校	屋内運動場	-	1,019.00
3	学校	小学校	村立八積小学校	特別教室	-	430.00
4	学校	小学校	村立八積小学校	便所/機械室	-	51.00
5	学校	小学校	村立八積小学校	更衣室	-	23.00
6	学校	小学校	村立八積小学校	給食室	-	180.00
7	学校	小学校	村立八積小学校	食堂	-	395.00
8	学校	小学校	村立八積小学校	倉庫1	-	40.00
9	学校	小学校	村立八積小学校	倉庫2	-	32.00
10	学校	小学校	村立八積小学校	普通教室棟	-	1,759.00
11	学校	小学校	村立高根小学校	屋内運動場	-	711.00
12	学校	小学校	村立高根小学校	機械室/便所	-	34.00
13	学校	小学校	村立高根小学校	更衣室	-	18.00
14	学校	小学校	村立高根小学校	倉庫/便所(倉庫)	-	20.00
15	学校	小学校	村立高根小学校	倉庫/便所(便所)	-	10.00
16	学校	小学校	村立高根小学校	特別教室棟	-	767.00
17	学校	小学校	村立高根小学校	給食室	-	131.00
18	学校	小学校	村立高根小学校	食堂	-	270.00
19	学校	小学校	村立高根小学校	普通教室棟1	-	1,022.00
20	学校	小学校	村立高根小学校	倉庫1	-	41.00
21	学校	小学校	村立高根小学校	普通教室棟2	-	1,111.00
22	学校	小学校	村立高根小学校	倉庫2	-	5.00
23	学校	小学校	村立高根小学校	普通教室棟3	-	1,332.00
24	学校	小学校	村立高根小学校	倉庫3	-	20.00
25	学校	小学校	村立高根小学校	渡り廊下	-	32.00
26	学校	小学校	村立一松小学校	普通/特別教室棟	-	842.00
27	学校	小学校	村立一松小学校	渡り廊下	-	21.00
28	学校	小学校	村立一松小学校	特別教室棟	-	919.00
29	学校	小学校	村立一松小学校	機械室/便所	-	32.00
30	学校	小学校	村立一松小学校	更衣室	-	18.00
31	学校	小学校	村立一松小学校	給食室	-	140.00
32	学校	小学校	村立一松小学校	食堂	-	275.00
33	学校	小学校	村立一松小学校	トイレ1	-	44.00
34	学校	小学校	村立一松小学校	トイレ2	-	38.00
35	学校	小学校	村立一松小学校	普通教室棟	-	1,043.00
36	学校	小学校	村立一松小学校	倉庫1	-	41.00
37	学校	小学校	村立一松小学校	屋内運動場	-	937.00
38	学校	中学校	村立長生中学校	特別教室棟1	-	747.00
39	学校	中学校	村立長生中学校	特別教室棟2	-	166.00
40	学校	中学校	村立長生中学校	機械室/便所	-	30.00
41	学校	中学校	村立長生中学校	更衣室	-	28.00
42	学校	中学校	村立長生中学校	体育倉庫	-	138.00
43	学校	中学校	村立長生中学校	給食室	-	202.00
44	学校	中学校	村立長生中学校	屋内運動場	-	1,238.00
45	学校	中学校	村立長生中学校	管理教室棟	-	4,115.00
46	学校	中学校	村立長生中学校	部室等	-	79.50
47	学校	中学校	村立長生中学校	連絡通路	-	74.00
合計						22,282.50

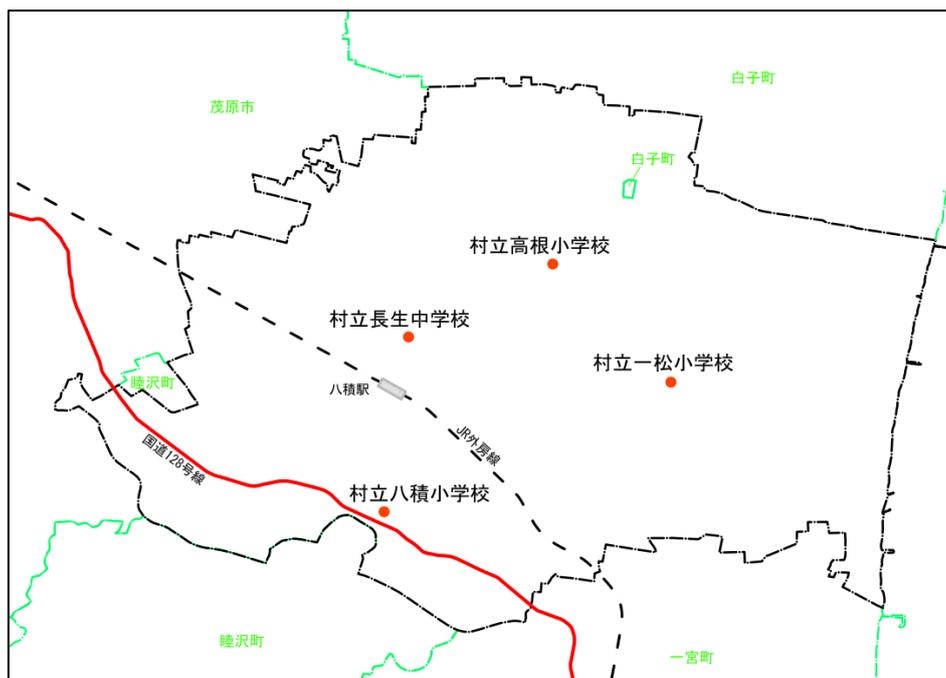


図 5-4 学校教育系施設の分布

(2) 将来の更新費、利用状況、老朽化の状況

- ・本村の学校教育系施設には過去に大規模改修を行っていない建物が多数あります。平成 10(1998)年以前に建築された建物は既に大規模改修が必要な時期に入っています。
- ・平成 10(1998)年以降に建築された建物は、これから大規模改修の時期に入ってきます。八積小学校食堂や高根小学校普通教室棟等の比較的大きな建物もこれから大規模改修を迎えることとなります。
- ・学校教育系施設を現在と同じ規模で維持し続けた場合、令和 37 (2055) 年までで更新等に必要な費用は約 121.5 億円と想定されます。
- ・近年の児童数及び生徒数は各学校で減少傾向にあります。

表 5-11 各施設の現状データ

NO	施設分類	施設名称	延床面積 (㎡)	取得 年次	構造	時期別更新等費用 (千円)				合計額	直近3年平均 利用者数 (人)
						2023-2025年	2026-2035年	2036-2045年	2046-2055年		
1	学校教育系施設	村立一松小学校	4350.00	1969	RC	861.300	287.100	0	1,435.500	2,583.900	138
2	学校教育系施設	村立高根小学校	5524.00	1977	RC	364.584	1,093.752	364.584	0	1,822.920	222
3	学校教育系施設	村立八積小学校	5591.00	1974	RC	1,476.024	0	369.006	1,845.030	3,690.060	219
4	学校教育系施設	村立長生中学校	6817.50	1963	RC	1,349.865	449.955	2,249.775	0	4,049.595	329
合計			22282.50			4,051.773	1,830.807	2,983.365	3,280.530	12,146.475	

(3) 維持管理の現状

- ・小学校及び中学校は法定点検を実施しているほか、日々業務の中で点検手引きを参考にしながら教員による目視点検等が行われています。
- ・本村では学期ごとに教員からの管理状況報告を受けて、次回の修繕箇所選定及びその修繕を行っています。安全性確保を最優先に考え、緊急を要する修繕は早期対応しています。

表 5-12 維持管理の現状

No.	施設名	点検の現状	修繕の現状
1	村立八積小学校	点検は文部科学省の手引きを参照に教員が実施しています。教員から、学期ごとに管理状況報告を受け、学校施設担当課内で次年度修繕箇所を検討します。今後は通常点検に加え、点検を業務委託して外部の目を入れることも併せて検討します。	安全性確保を最優先に考慮しながら、修繕箇所の優先順位を各学校単位に設定し、順次整備していきます。緊急修繕は早期対応します。
2	村立高根小学校	同上	同上
3	村立一松小学校	同上	同上
4	村立長生中学校	同上	同上

1-5. 子育て支援系施設

- 本村の子育て支援系施設は八積こども園、高根こども園、一松こども園、八積学童保育所、高根学童保育所を有しています。
- 子育て支援系施設の延床面積は約 3,100 m²で村全体の約 6.3%を占めます。
- 各こども園の点検は、委託及び職員による目視点検を行っています。

(1) 現状の機能

- ・こども園は八積地区、高根地区、一松地区に1施設ずつあります。
- ・子育て支援系施設の延床面積は約 3,100 m²で村全体の約 6.3%を占めます。
- ・八積学童保育所、高根学童保育所は小学校敷地内にあります。一松学童保育所は長生農業協同組合から借用している長生ふれあい館で保育を実施しています。

表 5-13 子育て支援系施設一覧

No.	中分類	小分類	施設名称	建物名称	具体的な施設	延床面積 (m ²)
1	幼保・こども園	保育所	村立八積こども園	八積こども園	-	1059.6
2	幼保・こども園	保育所	村立八積こども園	ガス貯蔵庫	-	13.88
3	幼保・こども園	保育所	村立八積こども園	ポンプ室	-	6.48
4	幼保・こども園	保育所	村立八積こども園	倉庫	-	14.58
5	幼保・こども園	保育所	村立高根こども園	高根こども園1	-	414.64
6	幼保・こども園	保育所	村立高根こども園	高根こども園2	-	545.1
7	幼保・こども園	保育所	村立高根こども園	屋外倉庫	-	19.87
8	幼保・こども園	保育所	村立一松こども園	一松こども園1	-	405.45
9	幼保・こども園	保育所	村立一松こども園	一松こども園2	-	368.62
10	幼児・児童施設	こどもの家等	八積学童保育所	八積小学童保育所	-	64.99
11	幼児・児童施設	こどもの家等	八積学童保育所	八積小学童保育所(増築分)	-	6.5
12	幼児・児童施設	こどもの家等	八積学童保育所	八積小第二学童保育所	-	106
13	幼児・児童施設	こどもの家等	高根学童保育所	高根小学童保育所	-	86.92
合計						3112.63



図 5-5 子育て支援系施設の分布

(2) 将来の更新費、利用状況、老朽化の状況

- ・一松こども園は令和7(2025)年頃までに、大規模改修工事費用として約5,100万円が必要となると想定されます。
- ・高根こども園は令和7(2025)年頃までに、大規模改修工事費用として約6,500万円が必要になると想定されます。
- ・高根学童保育所は、令和8(2026)年から令和17年(2035)年までに、大規模改修工事費として約570万円が必要になると想定されます。
- ・近年の各こども園の利用者数は、少子化の影響から定員を下回る傾向となっていますが、3歳未満の利用者数は増加しています。また、学童保育所の利用者数は増加傾向にあります。

表 5-14 各施設の現状データ

NO	施設分類	施設名称	延床面積 (㎡)	取得 年次	構造	時期別更新等費用(千円)				合計額	直近3年平均 利用者数(人)
						2023-2025年	2026-2035年	2036-2045年	2046-2055年		
1	子育て支援施設	村立一松こども園	774.07	1976	RC	51,089	153,266	51,089	0	255,443	74
2	子育て支援施設	村立高根こども園	979.61	1990	RC	64,654	0	193,963	64,654	323,271	107
3	子育て支援施設	高根学童保育所	86.92	2003	S	0	5,737	0	17,210	22,947	65
4	子育て支援施設	村立八積こども園	1094.54	1997	RC	72,266	0	0	216,798	289,064	125
5	子育て支援施設	八積学童保育所	177.49	2002	W	35,143	58,572	0	35,143	128,858	73
合計			3112.63			223,152	217,574	245,051	333,806	1,019,583	

(3) 維持管理の現状

- ・八積こども園、高根こども園、一松こども園の点検は消防及び電気等の設備点検を委託して行っています。ほかに日々業務の中で職員による目視点検を行っています。
- ・八積学童保育所と高根学童保育所の点検は、日々業務の中での職員による目視点検を行っています。
- ・八積学童保育所と高根学童保育所は現時点での大きな破損等問題箇所はありませんが、安全性確保を最優先に早期修繕を行っています。

表 5-15 維持管理の現状

NO	施設名称	点検の現状	修繕の現状
1	村立八積こども園	消防、電気灯設備は委託して点検しています。建築本体は日々業務の中で職員による目視点検を実施しています。	老朽化による痛みは年々増加傾向にありますが(サビ、塗装、電気等)、安全性確保に向けて修繕等に実施しています。
2	村立高根こども園	同上	同上
3	村立一松こども園	同上	同上
4	八積学童保育所	消防、電気灯設備は委託して点検しています。建築本体は日々業務の中で職員による目視点検を実施しています。	現状破損箇所等もなく、修繕は行っていませんが、問題箇所が生じた場合は安全性確保に向けて早期修繕等を実施します。
5	高根学童保育所	同上	同上

1-6. 保健福祉系施設

- 本村の保健福祉系施設は、長生村総合福祉センター、長生村保健センターを有し、災害時の指定避難所として指定されています。
- 長生村総合福祉センターは老人福祉センターと地域福祉センターで構成されている施設で、会議室やステージを備えた集会室といった機能があります。
- 長生村保健センターでは各種検診や健康相談等を行っています。

(1) 現状の機能

- ・保健福祉系施設の延床面積は約 2,300 m²で村全体の約 4.7%を占めます。
- ・長生村総合福祉センター及び長生村保健センターは災害時の指定避難所として指定されています。
- ・長生村総合福祉センターは1階が老人福祉センター、2階が地域福祉センターとなっている施設で、会議室やステージを備えた集会室といった機能を有しています。
- ・長生村保健センターでは検診室や相談室を有し、各種検診や健康相談等の保健事業が行われています。

表 5-16 保健福祉系施設一覧

No.	中分類	小分類	施設名称	建物名称	具体的な施設	延床面積 (m ²)
1	高齢福祉施設	地域包括支援センター等	長生村総合福祉センター	長生村総合福祉センター	1階老人福祉センター 2階地域福祉センター	878.67
2	高齢福祉施設	地域包括支援センター等	長生村総合福祉センター	機械室	—	36.00
3	保健施設	保健所等	長生村保健センター	長生村保健センター	—	1,408.89
合 計						2,323.56



図 5-6 保健福祉系施設の分布

(2) 将来の更新費、利用状況、老朽化の状況

- ・長生村総合福祉センターは昭和 58(1983)年に建築され、約 40 年が経過しました。建築以来大規模改修等を行っていないため、大規模改修が必要な時期に入っています。大規模改修を行う際に必要な費用は約 6,600 万円と想定されます。
- ・長生村保健センターの大規模改修の時期は令和 7 (2025) 年頃になります。大規模改修に必要な費用は約 1 億円と想定されます。

表 5-17 各施設の現状データ

NO	施設分類	施設名称	延床面積 (㎡)	取得 年次	構造	時期別更新等費用 (千円)				合計額	直近3年平均 利用者数 (人)
						2023-2025年	2026-2035年	2036-2045年	2046-2055年		
1	保健・福祉施設	長生村総合福祉センター	914.67	1983	RC	65,856	197,569	0	65,856	329,281	2,116
2	保健・福祉施設	長生村保健センター	1408.89	1996	RC	101,440	0	0	304,320	405,760	
合計			2323.56			167,296	197,569	0	370,176	735,042	

(3) 維持管理の現状

- ・長生村総合福祉センターの点検は、特殊建築物の法定点検及び職員による目視点検等を行っています。安全性確保を最優先とし、問題箇所は早期修繕しています。
- ・長生村保健センターの点検は、消防及び電気等の設備点検を委託して行っています。ほかに建物本体の点検は、日々業務の中で職員による目視点検等を行っています。

表 5-18 維持管理の現状

No.	施設名	点検の現状	修繕の現状
1	長生村総合福祉センター	職員による目視点検及び建築基準法に基づき特殊建築物の定期調査を実施しています。	目視点検或いは定期調査結果で修繕等必要な箇所が見つければ、その都度修繕を行います。安全性を最優先とし、安全性に問題がある箇所及び軽微な修繕に関しては早急に対応しています。
2	長生村保健センター	同上	同上

1-7. 行政系施設

○本村の行政系施設は、役場庁舎を有しています。
 ○行政系施設の延床面積は約 3,600 m²で村全体の約 7.2%を占めています。
 ○役場庁舎は日々業務を行う事務室のほか、会議室、展示ホール、議場等を有しています。令和2年(2020)年度までは庁舎修繕計画に従って、毎年部分的に修繕を行いました。令和3年度以降は長生村公共施設等個別施設計画等に準拠して修繕を行う予定です。安全上又は設備等の機能上問題がある修繕は、他の施設より優先的に修繕を行います。村内中枢施設であり、安全性の確保、美観等については今後も特に注意を払っていきます。

(1) 現状の機能

- ・行政系施設の延床面積は約 3,600 m²で村全体の約 7.2%を占めています。
- ・役場庁舎には会議室、展示ホール、議場といった機能を有しています。

表 5-19 行政系施設一覧

No.	中分類	小分類	施設名称	建物名称	具体的な施設	延床面積 (m ²)
1	庁舎等	庁舎等	長生村役場	役場庁舎	会議室、展示ホール、議場	3,038.34
2	庁舎等	庁舎等	長生村役場	車庫 (A棟)	—	214.00
3	庁舎等	庁舎等	長生村役場	車庫 (B棟)	—	156.00
4	庁舎等	庁舎等	長生村役場	西側車庫 (2階倉庫付き)	—	144.00
5	庁舎等	庁舎等	長生村役場	外部トイレ	—	24.30
6	庁舎等	庁舎等	長生村役場	プロパン庫	—	4.63
7	庁舎等	庁舎等	長生村役場	ゴミ集積所	—	18.00
8	庁舎等	庁舎等	長生村役場	ポンプ室	—	8.00
合 計						3,607.27

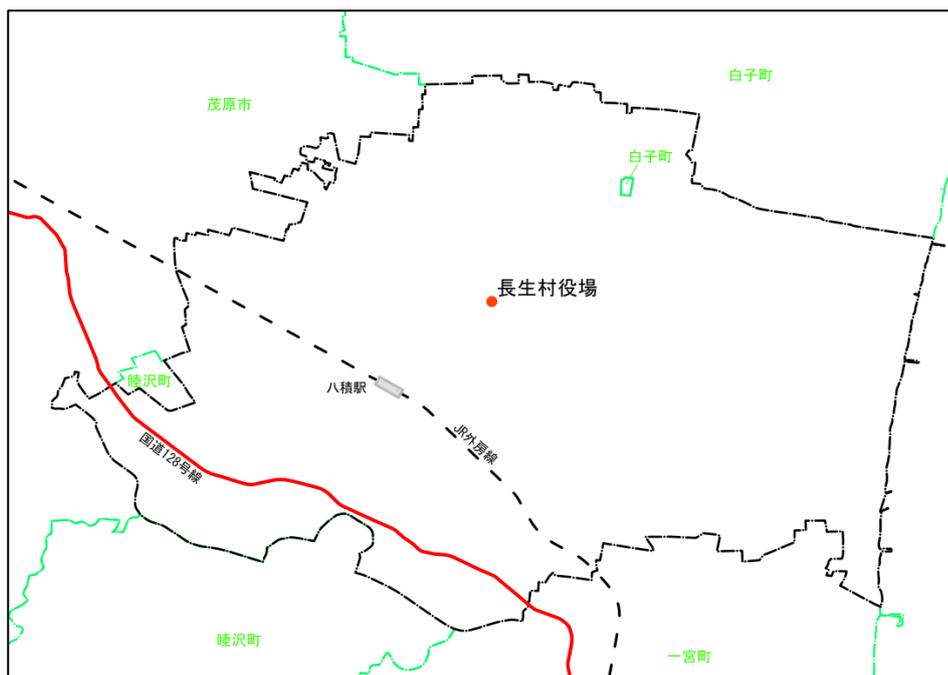


図 5-7 行政系施設の分布

(2) 将来の更新費、利用状況、老朽化の状況

- ・役場庁舎は昭和 60(1985)年に建築され現在までに約 35 年が経過しましたが建築以来大規模改修を行っていません。今後大規模改修に要する費用として約 2.9 億円、長寿命化改修に要する費用として約 8.6 億円が想定されます。庁舎と付属建物を現在と同じ規模で維持し続けた場合、今後 40 年間で必要な費用は約 14.4 億円となります。

表 5-20 各施設の現状データ

NO	施設分類	施設名称	延床面積 (㎡)	取得 年次	構造	時期別更新等費用 (千円)				合計額	直近3年平均 利用者数 (人)
						2023-2025年	2026-2035年	2036-2045年	2046-2055年		
1	行政系施設	長生村役場	3607.27	1985	SRC	288,582	865,745	0	288,582	1,442,908	

(3) 維持管理の現状

- ・役場庁舎の点検は委託による点検及び日々業務の中で職員による目視点検等を実施しています。
- ・令和 2 (2020) 年度までは庁舎修繕計画に準拠して毎年部分的に修繕を行いました。令和 3 年度以降については長生村公共施設等個別施設計画等に準拠して修繕を行います。

表 5-21 維持管理の現状

NO	施設名称	点検の現状	修繕の現状
1	長生村役場	点検は業者委託及び職員による日々業務の中での目視点検を日々の業務の中で実施しています。点検マニュアルはありません。躯体の点検は庁舎修繕計画を策定した際に確認を行い、現状では問題ありませんでした。	令和2年(2020)年度までは庁舎修繕計画に従って、毎年部分的に修繕を行いました。令和3年度以降は長生村公共施設等個別施設計画等に準拠して修繕を行う予定です。安全上又は設備等の機能上問題がある修繕は、他の施設より優先的に修繕を行います。村内中枢施設であり、安全性の確保、美観等については今後も特に注意を払っていきます。

1-8. 公営住宅

- 本村は公営住宅として、村営住宅を有しています。
- 一号棟及び二号棟の2棟から成り、昭和56(1981)年～昭和57(1982)年にかけて建築された集合住宅です。耐震基準はクリアしていますが、老朽化による傷み等が出始めています。
- 今後、大きな支出を伴う修繕等が生じる可能性もあるため、施設の運営方法の見直し等を図り、施設維持に関する方向性を再検討することが必要となります。

(1) 現状の機能

- ・公営住宅の延床面積は約780㎡で村全体の約1.6%を占めます。
- ・村営住宅は、昭和56(1981)年～昭和57(1982)年にかけて建築された2階建ての集合住宅で、一号棟及び二号棟の2棟で構成されています。また、敷地の一部は借地となっています。
- ・住宅には4世帯7人が居住しています。(令和4(2022)年度実績)
- ・建物自体は耐震基準をクリアしているものの、水漏れ等の老朽化が進行しています。

表 5-22 公営住宅一覧

No.	中分類	小分類	施設名称	建物名称	具体的な施設	延床面積 (㎡)
1	公営住宅	公営住宅	村営住宅	村営住宅一号棟	—	389.52
2	公営住宅	公営住宅	村営住宅	村営住宅二号棟	—	389.52
合 計						779.04

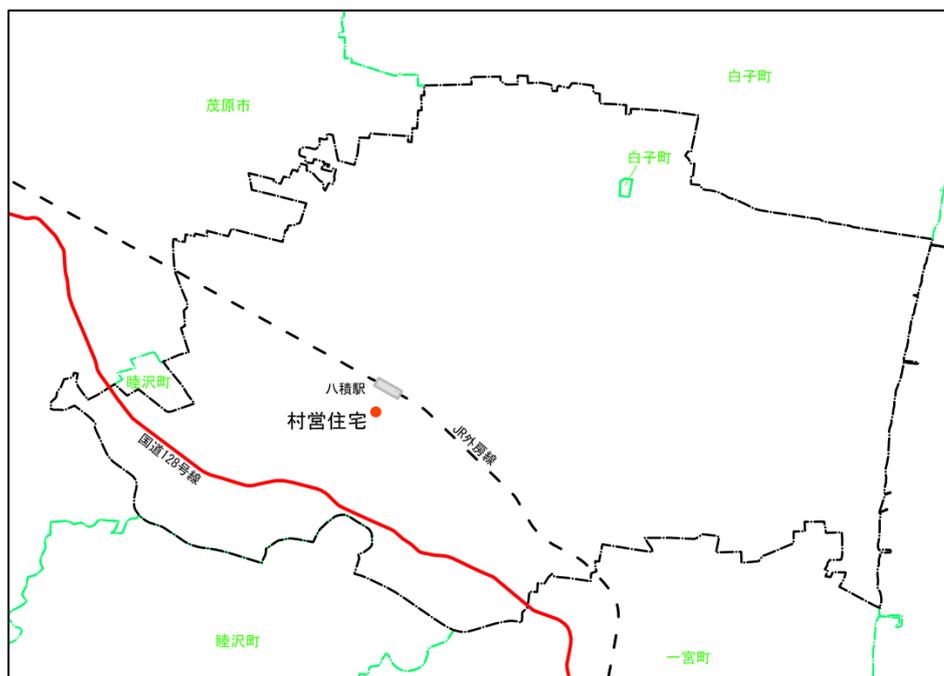


図 5-8 公営住宅の分布

(2) 将来の更新費、利用状況、老朽化の状況

- ・ 建築からこれまでに大規模改修等を行ってきていません。建築から既に 35 年を超えているため、建物自体は大規模改修を要する時期に入っています。大規模改修を行った場合の費用は約 5.7 億円が必要と試算されています。老朽化による水漏れや屋根の不具合等が一部出始めています。

表 5-23 各施設の現状データ

NO	施設分類	施設名称	延床面積 (㎡)	取得 年次	構造	時期別更新等費用 (千円)				合計額	直近3年平均 利用者数 (人)
						2023-2025年	2026-2035年	2036-2045年	2046-2055年		
1	公営住宅	村営住宅岩沼団地	779.04	1981	W	567,141	0	130,879	218,131	916,151	9

(3) 維持管理の現状

- ・ 村営住宅の点検は、職員の目視による外装点検のほか、住民への聞き取りや空室の立ち入り点検等を行っています。
- ・ 住民からの要望や情報提供等により修繕対応しています。現時点では小規模な修繕を中心に対応しています。しかし、今後大規模な修繕等が必要となる劣化が生じた場合は、経年による老朽化の進行具合及び躯体へ与える影響等を勘案し、修繕等は行わずに新たな運営方法等について再検討することが必要です。

表 5-24 維持管理の現状

NO	施設名称	点検の現状	修繕の現状
1	村営住宅	目視による外装点検のほか、住民への聞き取りや空室の室内点検を行っています。点検マニュアルや専門業者による点検は行っていません。	雨漏りや屋根修繕等、破損した個所をその都度修繕していますが、空室に関しては修繕していない部分もあり、他の部屋及び躯体への影響が懸念されます。安全性に問題が生じた場合は使用を中止して、早期修繕または施設の廃止等も含めて検討します。

1-9. 公園

- 本村の公園は、長生村尼ヶ台総合公園、城之内第一公園、城之内第二公園を有しています。
- 長生村尼ヶ台総合公園は会議室機能とヘリポート機能を有しており、災害時の指定避難所としても指定されています。管理棟はシルバー人材センターの事務所としても使用され、公園の維持管理等はシルバー人材センターに委託しています。施設の点検も維持管理の中で行ってもらっています。
- 城之内第一公園と城之内第二公園は一松地区の沿岸にある公園で、敷地面積が6,000㎡を超える大型公園です。

(1) 現状の機能

- ・長生村尼ヶ台総合公園は公園機能、運動施設の機能及びヘリポートの機能を併せ持つ総合公園として災害時の指定避難所として指定されています。
- ・長生村尼ヶ台総合公園管理棟はシルバー人材センターの事務所として使用されています。また会議室機能も有しており、自治会の会合等にも使用されています。
- ・一松地区には城之内第一公園と城之内第二公園があります。周囲の宅地開発時に譲渡された公園で、敷地面積は両公園とも6,000㎡を超える大型公園です。

表 5-25 公園の施設一覧

No.	中分類	小分類	施設名称	建物名称	具体的な施設	延床面積 (㎡)
1	公園	管理棟等	長生村尼ヶ台総合公園	管理事務所	—	211.00
2	公園	管理棟等	長生村尼ヶ台総合公園	観光公衆トイレ	—	49.27
3	公園	管理棟等	長生村尼ヶ台総合公園	倉庫	—	34.00
4	公園	管理棟等	長生村尼ヶ台総合公園	トイレ (山の下)	—	24.96
5	公園	管理棟等	長生村尼ヶ台総合公園	トイレ (野球場)	—	7.20
6	公園	その他	城之内第一公園	トイレ	—	3.00
7	公園	その他	城之内第二公園	トイレ	—	3.00
合 計						332.43

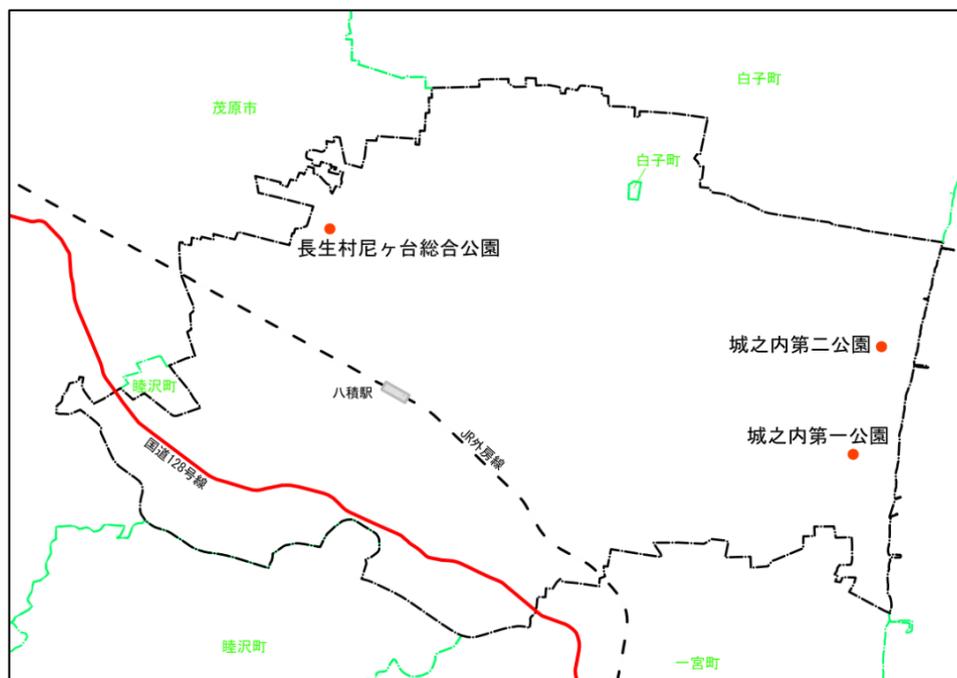


図 5-9 公園の分布

(2) 将来の更新費、利用状況、老朽化の状況

- ・長生村尼ヶ台総合公園の管理事務所は、大規模改修必要な時期に入っています。大規模改修に必要な費用は約 2,200 万円と想定されます。
- ・長生村尼ヶ台総合公園にあるトイレ等の建物は管理事務所と同時期の建築であるため、大規模改修の時期は管理事務所と重なります。平成 24(2012)年に建築した観光公衆トイレは比較的新しい建物なので、大規模改修は令和 22(2040)年頃まで先になります。
- ・城之内第一公園及び城之内第二公園のトイレは大規模改修が必要な時期に入っています。大規模改修に必要な費用はそれぞれ約 100 万円ずつと想定されます。
- ・長生村尼ヶ台総合公園の年間利用者数は 83,000 人を超えています。

表 5-26 各施設の現状データ

NO	施設分類	施設名称	延床面積 (m ²)	取得年次	構造	時期別更新等費用 (千円)				合計額	直近3年平均利用者数 (人)
						2023-2025年	2026-2035年	2036-2045年	2046-2055年		
1	公園	長生村尼ヶ台総合公園	326.43	1987	SRC	21,544	0	64,633	21,544	107,722	83,005
2	公園	城之内第一公園	3	1986	CB	990	0	594	990	2,574	
3	公園	城之内第二公園	3	1986	CB	990	0	594	990	2,574	
合計			332.43			23,524	0	65,821	23,524	112,870	

(3) 維持管理の現状

- ・長生村尼ヶ台総合公園の建物点検はシルバー人材センターに依頼しています。点検マニュアル等はありませんが、日々巡回による目視点検にて確認をしてもらい、修繕を要する箇所があればシルバー人材センターから本村への報告を受けて修繕対応しています。
- ・城之内第一公園、城之内第二公園の建物点検は管理団体に依頼しています。点検マニュアル等はありませんが、日々巡回による目視点検にて確認をしてもらい、修繕を要する箇所があれば管理団体から本村への報告を受けて修繕対応しています。

表 5-27 維持管理の現状

No.	施設名	点検の現状	修繕の現状
1	長生村尼ヶ台総合公園	公園内の日々点検はシルバー人材センターに依頼しています。点検マニュアルはありません。修繕等あればシルバー人材センターからの報告を受け対応しています。	安全性に問題がある場合は使用を中止し、早期修繕で対応します。
2	城之内第一公園	管理団体からの報告を受け、対応しています。	安全性に問題がある場合は使用を中止し、早期修繕で対応します。
3	城之内第二公園	同上	同上

1-10. 供給処理施設

○本村の供給処理施設は、長生浄化センターを有しています。

○平成9(1997)年に建築された長生村浄化センターは、すでに大規模改修時期に入っており、その改修費用は約1.8億円と想定されます。

○点検は委託による点検を行っており、点検後は随時報告を受けて情報共有を図っています。海岸沿いにある施設なので、塩害等にも十分注意して点検しています。部品の保全是長寿命化計画の中で検討しており、管理委託業者との協議により予防保全的に修繕及び交換をしています。

(1) 現状の機能

- ・供給処理施設の延床面積は約2,500㎡で村全体の約5.1%を占めます。
- ・長生浄化センターは平成9(1997)年に建築され約25年が経過しています。現在は3池で長生村の東部から役場周辺の処理区を対応していますが、機能的に7池まで対応することが可能であることから、将来的には本村全域まで処理区の拡大を図っています。

表 5-28 供給処理施設一覧

No.	中分類	小分類	施設名称	建物名称	具体的な施設	延床面積 (㎡)
1	供給処理施設	浄化センター	長生浄化センター	管理棟	-	2,534.97
合 計						2,534.97

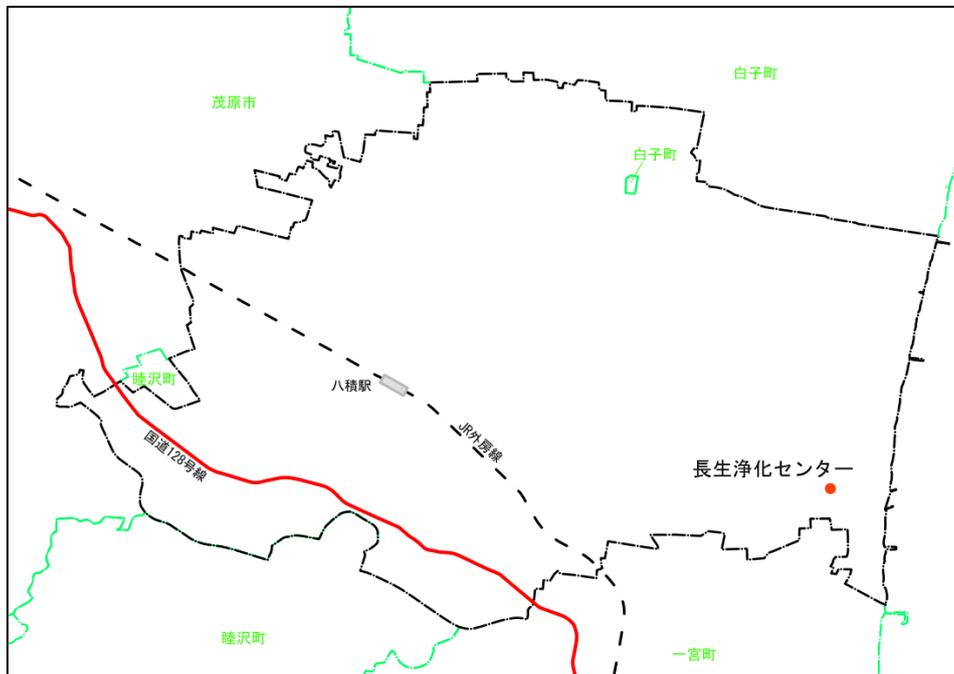


図 5-10 供給処理施設の分布

(2) 将来の更新費、利用状況、老朽化の状況

- 平成9(1997)年に建築された長生浄化センターは建築から約25年が経過し、既に大規模改修が必要な時期に入っています。大規模改修に要する費用は約1.8億円と想定されます。

表 5-29 各施設の現状データ

NO	施設分類	施設名称	延床面積 (㎡)	取得 年次	構造	時期別更新等費用(千円)				合計額	直近3年平均 利用者数(人)
						2023-2025年	2026-2035年	2036-2045年	2046-2055年		
1	下水道施設	長生浄化センター処理場	2534.97	1997	RC	182,518	0	0	547,554	730,071	

(3) 維持管理の現状

- 長生浄化センターは施設常駐業者へ委託して点検を行っており、点検後は業者から口頭及び月報での報告を受けて情報共有を図っています。職員も定期的に施設を巡回し、外壁の状態や内部の漏水、壁ひび等を目視にて点検しています。海岸沿いにある施設なので塩害等にも十分注意しています。修繕が生じた場合は業者と職員とで協議を行い、不具合を修繕しています。部品の保全については長寿命化計画の中で検討しており、管理委託業者との協議により予防保全的に修繕及び交換をしています。

表 5-30 維持管理の現状

No.	施設名	点検の現状	修繕の現状
1	長生浄化センター	常駐業者による点検等の報告を受けて、職員も概ね週に一度は目視にて確認しています。また職員からも業者側に連絡し、情報の共有を図っています。今後は業者が変わっても同じ報告をさせる予定です。海岸沿いにある施設ですが、躯体の目立つような傷みはないものの、設備の方は定期的な修繕が必要となりますので、次期長寿命化計画を策定する時に点検マニュアル作成も視野に入れて検討します。	部品の保全については長寿命化計画で検討していますので、管理委託業者からの報告により、修繕が必要になった時はその都度対応し、修繕します。今後の修繕等については、主要な施設・設備は長寿命化計画に基づいて改修又は更新を図ることを前提とします。

1-11. その他

- 本村のその他の施設は、一松海岸トイレ、津波避難施設（築山公園、一松北部コミュニティセンター）、倉庫、旧千葉県立長生高等技術専門校といった前述の類型に当てはまらない施設を有しています。
- 一松海岸トイレは主に夏場の海水浴場利用者のために設置された施設で、海岸南側と北側に1棟ずつあります。
- 津波避難施設は村内3ヶ所に設置された施設です。建物はトイレのほか、驚地区には一松北部コミュニティセンターといった大型の建物があります。
- 旧千葉県立長生高等技術専門校は、災害用物品の備蓄倉庫として活用しています。今後の利活用について幅広い分野での検討を行っています。
- 防災倉庫は村内に8ヶ所あります。

(1) 現状の機能

- ・一松海岸トイレは主に夏場の海水浴場利用者のために設置された施設で、海水浴場南側と北側に1棟ずつあります。
- ・津波避難施設は東日本大震災の教訓を基に村内に3ヶ所設置されました。津波避難施設にはトイレのほか、驚地区には災害時の指定避難所として指定されている一松北部コミュニティセンターがあります。
- ・岩沼倉庫、塩浜倉庫は本村が使用している倉庫で、備品、工事資材、機械等を格納しています。
- ・旧千葉県立長生高等技術専門校は、災害用物品の備蓄倉庫として活用しています。
- ・防災倉庫は、長生村役場に3ヶ所、その他文化会館、一松小学校、八積小学校、高根小学校、長生中学校に1ヶ所ずつあります。

表 5-31 その他の施設一覧

NO.	中分類	小分類	施設名称	建物名称	具体的な施設	延床面積 (㎡)
1	その他	公衆便所等	一松海水浴場トイレ	海水浴場トイレ(南側)	-	51
2	その他	公衆便所等	一松海水浴場トイレ	海水浴場トイレ(北側)	-	31.69
3	その他	津波避難施設	津波避難施設(竜宮台地先)	竜宮台築山公園トイレ	-	7
4	その他	津波避難施設	津波避難施設(竜宮台地先)	パーゴラ	-	12
5	その他	津波避難施設	津波避難施設(竜宮台地先)	あずまや	-	9
6	その他	津波避難施設	津波避難施設(城之内地先)	城之内築山公園トイレ	-	12
7	その他	津波避難施設	津波避難施設(城之内地先)	パーゴラ	-	38
8	その他	津波避難施設	津波避難施設(城之内地先)	あずまや	-	20
9	その他	津波避難施設	津波避難施設(鷺地先)	一松北部コミュニティセンター	-	537.02
10	その他	津波避難施設	津波避難施設(鷺地先)	トイレ	-	7
11	その他	その他	岩沼倉庫	倉庫	-	66
12	その他	その他	塩浜倉庫	塩浜倉庫	-	14
13	その他	その他	塩浜倉庫	塩浜倉庫2	-	42
14	その他	その他	旧千葉県立長生技術専門学校	管理棟	-	1372.79
15	その他	その他	旧千葉県立長生技術専門学校	実習棟1	-	985.25
16	その他	その他	旧千葉県立長生技術専門学校	実習棟2	-	821.99
17	その他	その他	旧千葉県立長生技術専門学校	実習棟渡廊下	-	126.35
18	その他	その他	旧千葉県立長生技術専門学校	実習棟便所	-	23.46
19	その他	その他	旧千葉県立長生技術専門学校	実習棟酸素ボンベ小屋	-	6.55
20	その他	その他	旧千葉県立長生技術専門学校	衛生機具取付棟	-	14.9
21	その他	その他	旧千葉県立長生技術専門学校	寄宿舎	-	530.28
22	その他	その他	旧千葉県立長生技術専門学校	寄宿舎ボイラー室	-	7.77
23	その他	その他	旧千葉県立長生技術専門学校	物置場	-	7.09
24	その他	その他	旧千葉県立長生技術専門学校	運動用具庫1	-	5.53
25	その他	その他	旧千葉県立長生技術専門学校	運動用具庫2	-	6.62
26	その他	その他	旧千葉県立長生技術専門学校	建設機械車庫	-	537.51
27	その他	その他	旧千葉県立長生技術専門学校	油倉庫	-	6
28	その他	その他	旧千葉県立長生技術専門学校	待機小屋	-	9.93
29	その他	その他	旧千葉県立長生技術専門学校	電気工事実習家屋	-	33.53
30	その他	その他	旧千葉県立長生技術専門学校	自転車置場	-	41.21
31	その他	その他	旧千葉県立長生技術専門学校	プロパンボンベ庫	-	9.3
32	その他	その他	旧千葉県立長生技術専門学校	消火栓設備小屋	-	8.99
33	その他	その他	バス待合所(市ヶ谷バス待合所(上り))	市ヶ谷バス待合所(上り)	-	4.86
34	その他	その他	バス待合所(市ヶ谷バス待合所(下り))	市ヶ谷バス待合所(下り)	-	4.86
35	その他	その他	バス待合所(一松海岸バス待合所)	一松海岸バス待合所	-	4.86
36	その他	その他	バス待合所(尼ヶ台総合公園バス待合所)	尼ヶ台総合公園バス待合所	-	4.86
37	その他	その他	バス待合所(高根バス待合所)	高根バス待合所	-	4.86
合計						5426.06

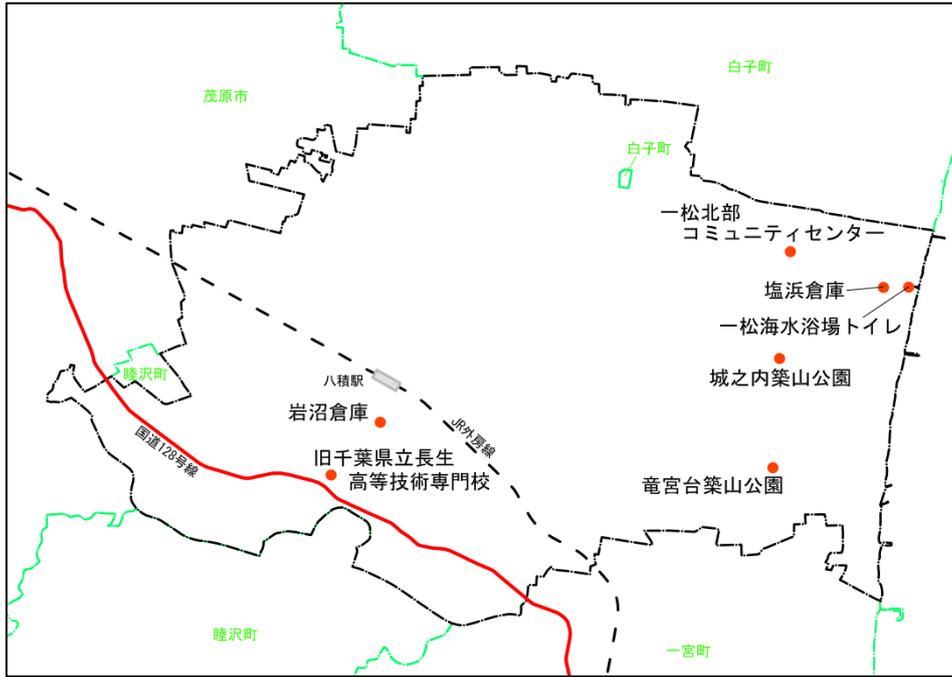


図 5-11 その他の施設の分布

(2) 将来の更新費、利用状況、老朽化の状況

- ・一松海岸トイレは2棟あり、平成 21(2009)年と平成 23(2011)年に建築された観光客向けトイレです。令和 16(2034)年頃から大規模改修を要する時期に入り、その改修費用は約 590 万円と想定されます。海水浴場のトイレなので主に夏季に利用の多い建物です。
- ・津波避難施設は比較的新しい施設なので、大規模改修の時期は令和 12(2030)年頃からになります。
- ・塩浜倉庫は建築以来大規模改修を行っていません。建築から 35 年を超え、既に大規模改修が必要な時期に入っています。大規模改修を行った場合、その改修費用は約 400 万円と想定されます。

表 5-32 各施設の現状データ

NO	施設分類	施設名称	延床面積 (㎡)	取得 年次	構造	時期別更新等費用(千円)				合計額	直近3年平均 利用者数(人)
						2023-2025年	2026-2035年	2036-2045年	2046-2055年		
1	その他	一松海水浴場トイレ	82.69	2009	RC	0	5,954	0	0	5,954	
2	その他	津波避難施設(竜宮台地先)	28	2015	その他	0	6,048	10,080	0	16,128	
3	その他	津波避難施設(城之内地先)	70	2015	その他	0	0	15,120	0	15,120	
4	その他	津波避難施設(鷺地先)	544.02	2015	RC	0	0	39,186	0	39,186	
5	その他	岩沼倉庫	66	1997	S	4,752	0	0	14,256	19,008	
6	その他	塩浜倉庫	56	1985	S	4,032	12,096	0	4,032	20,160	
7	その他	旧千葉県立長生技術専門学校	4555.05	1976	RC	143,029	0	0	0	143,029	
13	その他	防災倉庫(長生村役場)	27.6	1989	S	2,208	0	6,624	2,208	11,040	
14	その他	防災倉庫(文化会館)	13.8	2012	S	0	0	1,104	0	1,104	
15	その他	防災倉庫(一松小学校)	13.8	2008	S	0	1,104	0	0	1,104	
16	その他	防災倉庫(八積小学校)	13	2007	S	0	1,040	0	0	1,040	
17	その他	防災倉庫(高根小学校)	13.8	2008	S	0	1,104	0	0	1,104	
18	その他	防災倉庫(長生中学校)	13.8	2012	S	0	0	1,104	0	1,104	
19	その他	防災倉庫(城之内築山公園)	18	2015	S	0	0	1,440	0	1,440	
20	その他	防災倉庫(竜宮台築山公園)	9	2015	S	0	0	720	0	720	
8	その他	バス待合所(市ヶ谷バス待合所(上り))	4.86	2015	W	0	1,050	1,750	0	2,799	
9	その他	バス待合所(市ヶ谷バス待合所(下り))	4.86	2015	W	0	1,050	1,750	0	2,799	
10	その他	バス待合所(一松海岸バス待合所)	4.86	2014	W	0	1,050	1,750	0	2,799	
11	その他	バス待合所(尼ヶ台総合公園バス待合所)	4.86	2014	W	0	1,050	1,750	0	2,799	
12	その他	バス待合所(高根バス待合所)	4.86	2013	W	0	1,050	1,750	0	2,799	
合計			5548.86			154,021	32,594	84,126	20,496	291,237	

(3) 維持管理の現状

- ・一松海水浴場トイレ（南側）は特殊器具を使っているトイレなので、専門業者に器具を含めた建物全体の点検を委託しています。一松海水浴場トイレ（北側）は特に定期点検等を行わず、清掃時の目視点検が主体となります。
- ・津波避難施設は近年の建築のため、現時点で修繕や不具合等は生じていません。消防及び電気等の設備点検は委託して行っており、また週に一度は管理委託している自治会役員が現地を巡回して目視点検等を行っています。
- ・岩沼倉庫は職員の巡回時に目視にて点検を行っています。道路沿いにあるため、危険性を伴う箇所の修繕が生じた場合は速やかに修繕を行い、安全性を確保しています。
- ・旧千葉県立長生高等技術専門校は災害用物品の備蓄倉庫として活用しており、職員の巡回時に目視点検を行っています。危険性及び犯罪性を伴う修繕は早期対応していますが、それ以外の修繕に関しては完全に修繕するまでには至っていません。建物の老朽化が進行するにつれ、危険性が増大することが予想されるため、更新等について、引き続き検討してまいります。

表 5-33 維持管理の現状

NO	施設名称	点検の現状	修繕の現状
1	一松海水浴場トイレ(南側)	仕様器具が特殊なため、専門業者にて毎年保守点検を実施しています。	緊急性に応じて修繕対応します。ただし早急な対応の必要性は、海水浴場開設期間(39日間)に限られるため、そのほかの期間においては海水浴場内にある二か所のトイレのうち片方を閉鎖しても対応は可能です。
2	一松海水浴場トイレ(北側)	トイレ清掃を委託しているため、清掃時に周囲を目視確認し、不具合等があれば、連絡が入ることになっています。	同上
3	竜宮台築山公園	消防、電気等設備は委託し、点検しています。月に一度は管理委託している自治会役員による目視確認を行っています。	現状破損箇所等もなく、修繕は行っていませんが、問題箇所が生じた場合は安全性確保に向けて早期修繕等を実施します。
4	城之内築山公園	同上	同上
5	一松北部コミュニティセンター	消防、電気等設備は委託し、点検しています。月に一度は管理委託している自治会役員による目視確認を行っています。	同上
6	岩沼倉庫	職員が利用時に目視にて安全性を確認しています。	シャッター等の防犯上に問題のある箇所については修繕していますが、漏水については修繕していません。安全性に問題が生じた場合は、使用を中止し早期修繕で対応します。
7	塩浜倉庫	点検等は特に実施していません。	小規模な修繕等を適宜実施しています。
8	旧千葉県立長生高等技術専門校	職員が巡回時に目視点検を行っています。	危険性及び犯罪性を伴う修繕は実施します。更新等は費用対効果を考慮した上で、検討します。

1-12. 道路

(1) 現状や課題に関する基本認識

道路は重要な生活インフラであり、村民の生活に密接した必要不可欠なものです。

道路の老朽化は利用者の安全面から見逃せない観点であり、安全性の確保に向け、点検や適切な維持管理を日々継続的に実施していく必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

修繕や整備については緊急性や重要性を踏まえ、計画的に行っていきます。

安全性にかかわる修繕は最優先で実施し、緊急時にも対応できる体制を整えます。

また、道路利用者の安全性を確保するため、策定した舗装修繕計画に基づき、計画的かつ予防保全的な修繕の実施を目指します。

1-13. 橋りょう

(1) 現状や課題に関する基本認識

橋りょうは重要な生活インフラであり、村民の生活に密接した必要不可欠なものです。橋りょうの老朽化は利用者の安全面から見逃せない観点であり、安全性の確保に向け、点検や適切な維持管理を日々継続的に実施していく必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

橋りょうの長寿命化を図るとともに、道路利用者の安全確保を図るため、策定した「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、5年に1回の頻度で近接目視による点検を行い、健全性を評価し、緊急性や重要性を勘案して、計画的かつ予防保全的な取り組みを行います。

1-14. 下水道

(1) 現状や課題に関する基本認識

下水道は重要な生活インフラであり、村民の生活に密接した必要不可欠なものです。

また、現在公共下水道の整備を推進しており、施設の重要性はさらに高まると考えられます。

(2) 管理に関する基本的な考え方

下水道の供用開始から約25年が経過していることから、老朽化に伴い修繕が必要な箇所は増大していくと見込まれます。

しかし、目視での点検が困難であるため、過去の設置状況や利用状況に鑑み、安全性を最優先に優先順位をつけながら計画的に管理をしていきます。

第6章 今後の取り組みの方針

本村における公共施設の現状や課題、将来必要となる更新等の費用を踏まえ、公共施設等の管理に関する基本的な考え方に基づき、今後の取り組みの方向性を次のとおり定めます。

1. 公共施設に関する方針

施設保有量の最適化

将来に渡り、現状と同水準の公共施設を維持し続けることは、財政状況からも困難であり、今後の人口構造の変化や村民のニーズを踏まえ、施設保有量の最適化を図ります。

今後の公共施設の在り方について、総合計画などに示されたまちづくりの方向性との整合を図りながら、現有施設の必要性を全庁的な視点から検討します。

また、施設を建て替える際には、施設規模の適正化を図るとともに、施設機能の集約や複合化を検討します。

施設の長寿命化

これまでは何らかの支障が発生した場合に、施設の安全性にかかわる場合は速やかに修繕を行い、それ以外の場合は予算の範囲内での修繕を行っていました。

これらの対処療法的な対応では、修繕が必要な箇所が速やかに修繕されない可能性があります。また、何らかの支障が発生すると、支障箇所以外にも負担が生じ、さらなる故障等の発生や施設の劣化の加速につながります。

このため、今後は、支障が発生した場合は速やかに修繕を行うとともに、可能な範囲で予防保全型の修繕を行い、施設の寿命を延ばす取り組みを行っていきます。

また、修繕の記録や履歴を適切に管理し、今後の計画的な修繕等の実施に活用していきます。

2. インフラ施設に関する方針

継続的に利用が可能な状態の維持

インフラ施設は村民の生活に密接に関わる施設です。このため、一旦支障が発生した場合、村民生活に多大な影響を与えるだけでなく、道路の陥没等により村民の安全にも影響が及ぶ可能性があります。このため、日常的な点検・診断・早期の修繕を実施するとともに、できる限り予防保全型の補修を実施し、インフラ施設を継続的に安心して利用できる状態を保ちます。

長寿命化の実現

インフラ施設の更新には多額の費用が発生するとともに、工事等により、村民の利用の利便性、快適性を一時的に阻害する可能性があります。

今後の施設の老朽化への対応等を適切に進めるため、点検結果等を活用し、インフラ施設の長寿命化に向けた対応方針を検討いたします。また、検討に際しては、コストの削減、平準化も併せて行います。

なお、既に計画を策定しているものについても、適時に見直しを進めます。

第7章 計画の推進方針（フォローアップ実施方針）

1. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

現状では、公共施設に関する情報は、施設の所管課が管理しており、管理する情報の内容や管理の方法は統一されていませんでした。このため、今後は、地方公会計における固定資産台帳の整備もあることから、財産管理を所管する部署で一元的に管理する体制とします。

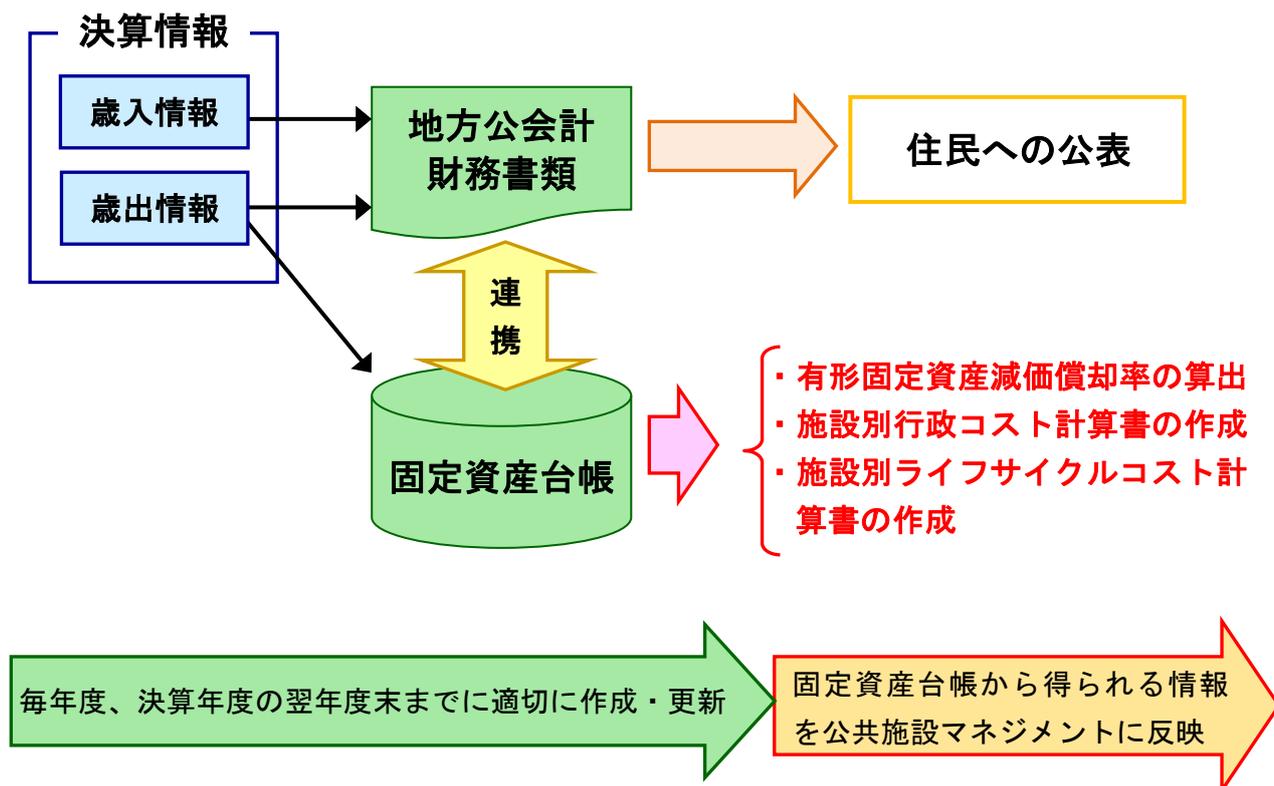
また、本計画の着実な推進に向け、全庁的な取組体制を整備するとともに、建築に関する専門知識を有する人材の確保・育成に努めます。

2. 地方公会計（固定資産台帳）の活用

本村は、これまで地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定される公有財産台帳や道路法（昭和27年法律第180号）28条に基づく道路台帳等の各種台帳を整備し、主に数量（面積や個数等）を中心とした財産の現状把握、運用管理をしていました。

また、平成27年1月23日総財務第14号通知「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」に基づき、平成28(2016)年度以降、統一的な基準による財務書類の作成に加え、所有する全ての資産を網羅的に把握し、会計情報と連動した財産管理の要素を取り入れた固定資産台帳も整備しました。

これらの地方公会計情報は、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費見込みの精緻化に活用できるほか、施設別のセグメント分析を行うことにより、各事業・施設について効率的・効果的な対策の検討等が可能になります。従って、本村が推進する公共施設マネジメントに関連する検討や具体的な取組には、積極的に活用するとともに、今後も決算年度の翌年度末までに財務書類及び固定資産台帳を適切に作成・更新します。



図表 7-1 地方公会計（固定資産台帳）の活用への取組み

3. フォローアップの進め方について

本計画の進捗状況について、定期的に評価を実施するとともに、計画の進捗状況や社会環境の変化などに応じ計画を改定し、実態に即した計画とします。

4. 村議会や村民との情報共有について

個別施設の再編や整備の検討にあたっては、本計画の趣旨を踏まえた個別計画を策定するものとします。また、個別計画の策定にあたっては、施設に対する地域や村民のニーズ、意向を反映した計画とするため、村民や村議会との対話や協議を行うなど、村民や村議会と十分に情報を共有します。

総財務第 43 号
令和 4 年 4 月 1 日

各都道府県財政担当部長
各都道府県公共施設マネジメント担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市財政担当局長
各指定都市公共施設マネジメント担当局長

御中

総務省自治財政局財務調査課長
(公 印 省 略)

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について

公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）については、「経済財政運営と改革の基本方針 2019～『令和』新時代：『Society5.0』への挑戦～」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）や「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しにあたっての留意事項について」（令和 3 年 1 月 26 日付け総財務第 6 号総務省自治財政局財務調査課長通知。以下「令和 3 年 1 月通知」という。）等を踏まえ、各地方公共団体において、令和 3 年度中の見直しを進めていただいたところです。

また、見直し後の総合管理計画に基づき、令和 4 年度以降も、地方公共団体が、引き続き公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業債について、令和 8 年度まで 5 年間事業期間を延長するとともに、対象事業の拡充を行いました。

このような状況も踏まえ、令和 4 年度以降も、各地方公共団体において、見直し後の総合管理計画の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、総合管理計画について不断の見直しを実施し、充実させていくため、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成 26 年 4 月 22 日策定（平成 30 年 2 月 27 日改訂））について、必要な見直しを行い、別添のとおり改訂しました。

また、今後の総合管理計画の見直しにあたっての留意事項や、総合管理計画に基づく取組等に係る財政措置等については、下記のとおりです。

貴団体におかれては、本通知の趣旨を十分御理解いただくとともに、各都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対して本通知について速やかにご連絡いただき、通知の趣旨について適切に助言いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項（技術的な助言）に基づくものです。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

記

第一 総合管理計画の見直しに当たっての留意事項

令和3年度中に、令和3年1月通知を踏まえた総合管理計画の見直しを完了した地方公共団体については、令和4年度以降も、今般の改訂後の「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」（以下「指針」という。）等を踏まえ、各地方公共団体における公共施設等の脱炭素化の推進方針や、総合管理計画及び個別施設計画に基づき実施する点検・診断の結果を反映させるなど、不断の見直しを実施し、順次充実させていくこと。

新型コロナウイルス感染症の影響等により、やむを得ず総合管理計画の見直しの完了が令和4年度以降となる地方公共団体については、適切に見直しを進め、令和5年度末までに見直しを完了させること。見直しの際に盛り込むべき記載事項等については、指針によるほか、令和3年1月通知と同様の考え方によること。

なお、総合管理計画の見直しの状況等について、今後フォローアップを実施する予定であることにご留意いただきたいこと。

第二 総合管理計画に基づく取組等に係る財政措置等について

一 公共施設等適正管理推進事業債の延長・拡充

令和4年度以降も、地方公共団体が、引き続き公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業債について、令和8年度まで5年間事業期間を延長し、長寿命化事業の対象施設に空港施設及びダム（本体、放流設備等）を追加するとともに、脱炭素化事業（事業期間は令和7年度まで）を新たに追加することとしたこと。

脱炭素化事業については、総合管理計画及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第1項に規定する地方公共団体実行計画（同法第21条第2項に掲げる事項について定める計画。以下「実行計画（事務事業編）」という。）の双方に基づいて行われる事業が対象となること。ただし、総合管理計画又は実行計画（事務事業編）について、令和4年度中に策定又は改訂を予定している場合には、協議等手続の時点で策定又は改訂が完了していないときでも、総合管理計画又は実行計画（事務事業編）の策定又は改訂に係る検討状況を記載した簡易な計画を作成することにより、総合管理計画又は実行計画（事務事業編）の策定又は改訂に代えることができるものとしたこと。

二 総合管理計画の見直しに係る財政措置

市町村における総合管理計画の見直しに係る経費（専門家の招へいに要する経費（旅費、報償費等）、計画の見直しに要する経費（委託料、印刷費等））に対する特別交付税措置を令和5年度まで延長することとしたこと。

三 「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」の継続

「令和4年度の「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」に係る派遣申請の照会について（第1次）」（令和4年2月28日付け総財公第30号・総財務第11号・地公機調第149号総務省自治財政局公営企業課長・財務調査課長・地方公共団体金融機構地方支援部長通知）のとおり、公共施設マネジメントの専門知識等を有するアドバイザーの派遣により、総合管理計画の見直し・実行を支援することとしていること。

特に、課題達成支援事業の対象となっている市区町村については、都道府県市区町村担当課からの積極的な働きかけを要請したところであるが、今後、申請状況についてフォローアップを実施する予定であることにご留意いただきたいこと。

【問い合わせ先】

・総務省自治財政局財務調査課
担当 佐藤係長、高野主査、神田事務官
TEL：03-5253-5647

(別添)

公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針

平成 26 年 4 月 22 日
(平成 30 年 2 月 27 日改訂)
(令和 4 年 4 月 1 日改訂)
総 務 省

我が国において公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっておりますが、地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっております。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である」とされ、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)においても、「国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定する」とされたところです。

平成 25 年 11 月には、この「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」に基づき、「インフラ長寿命化基本計画」(平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)が策定され、地方公共団体においてもインフラ長寿命化計画（行動計画）・個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定すること及びこれらの計画に基づき点検等を実施した上で適切な措置を講じることが期待されています。

第一 総合管理計画に記載すべき事項

以下の項目について所要の検討を行い、その検討結果を公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）に記載すること。

一 公共施設等の現況及び将来の見通し

以下の項目をはじめ、公共施設等¹及び当該団体を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析し、記載すること。なお、これらの把握・分析は、公共施設等全体を対象とするとともに、その期間は、できるかぎり長期間であることが望ましいこと。(3)の中長期的な経費の見込みは、30年程度以上の期間について、普通会計と公営事業会計、建築物とインフラ施設を

区分し、維持管理・修繕ⁱⁱ、改修ⁱⁱⁱ及び更新^{iv}等（以下「維持管理・更新等」という。）の経費区分ごとに記載することが望ましいが、少なくとも10年程度の期間について記載すること。

- (1) 公共施設等の状況（施設保有量とその推移、老朽化の状況、有形固定資産減価償却率の推移及び利用状況）及び過去に行った対策の実績
- (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- (3) 公共施設等の現在要している維持管理経費、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み（施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み、長寿命化対策を反映した場合の見込み及び対策の効果額）及びこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等

二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

上記「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえ、以下の項目など公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めること。

(1) 計画策定年度、改訂年度及び計画期間

計画策定年度、改訂年度及び計画期間について記載すること。なお、総合管理計画は、当該団体の将来の人口や財政の見通し等をもとに長期的な視点に基づき検討するものであるが、一方で、個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）に係る基本的な方針に関するものでもあることから、計画期間については「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」の期間に関わらず設定する（ただし、少なくとも10年以上の計画期間とする）ことも可能であること。

(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設等の管理については、現状、施設類型（道路、学校等）ごとに各部局において管理され、必ずしも公共施設等の管理に関する情報が全庁的に共有されていないことに鑑み、総合的かつ計画的に管理することができるよう、全庁的な取組体制について記載すること。なお、情報の洗い出しの段階から、公共施設等の情報を管理・集約するとともに、個別施設計画の策定の進捗を管理し、総合管理計画の進捗状況の評価等を集約する部署を定めるほか、部局横断的な施設の適正管理に係る取組を検討する場を設けるなど、全庁的な体制を構築し取り組むことが望ましいこと。

(3) 現状や課題に関する基本認識

当該団体としての現状や課題に対する認識（充当可能な財源の見込み等を踏まえ、公共施設等の維持管理・更新等がどの程度可能な状況にあるか、総人口や年代別人口についての今後の見通しを踏まえた利用需要を考えた場合、公共施設等の数量等が適正規模にあるかなど）を記載すること。

(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

今後当該団体として、更新・統廃合・長寿命化など、どのように公共施設等を管理していくかについて、現状や課題に対する認識を踏まえた基本的な考え方を記載すること。また、将来的なまちづくりの視点から検討を

行うとともに、PPP^v/PFI^{vi}の活用などの考え方について記載することが望ましいこと。

具体的には、以下の事項について考え方を記載すること。

① 点検・診断等の実施方針

今後の公共施設等の点検・診断等の実施方針について記載すること。

なお、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、維持管理・更新等を含む老朽化対策等に活かしていくべきであること。

② 維持管理・更新等の実施方針

維持管理・更新等の実施方針（予防保全型維持管理 viiの考え方を取り入れる、トータルコスト viiiの縮減・平準化を目指す、必要な施設のみ更新するなど）などを記載すること。更新の方針については、⑧統合や廃止の推進方針との整合性や公共施設等の供用を廃止する場合の考え方について留意すること。

なお、維持管理・更新等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、老朽化対策等に活かしていくべきであること。

③ 安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止されかつ今後とも利用見込みのない公共施設等への対処方針等、危険性の高い公共施設等に係る安全確保の実施方針について記載すること。

④ 耐震化の実施方針

公共施設等の平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、必要な公共施設等に係る耐震化の実施方針について記載すること。

⑤ 長寿命化の実施方針

修繕又は予防的修繕等による公共施設等の長寿命化の実施方針について記載すること。

⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化の推進方針について記載すること。

⑦ 脱炭素化の推進方針

地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）に即して策定し、又は改訂する地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条第 1 項に規定する地方公共団体実行計画（同法第 21 条第 2 項に掲げる事項について定める計画）の内容を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等による脱炭素化の推進方針について記載すること。

⑧ 統合や廃止の推進方針

公共施設等の利用状況及び耐用年数等を踏まえ、公共施設等の供用を廃止する場合の考え方や、現在の規模や機能を維持したまま更新することは不要と判断される場合等における他の公共施設等との統合の推進方針について記載すること。

なお、検討に当たっては、他目的の公共施設等や民間施設の利用・合築等についても検討することが望ましいこと。

⑨ 数値目標

計画期間における公共施設の数・延べ床面積等に関する目標、トータルコストの縮減・平準化に関する目標等について、数値目標を記載することが望ましいこと。

⑩ 地方公会計（固定資産台帳等）の活用

地方公会計の情報、特に固定資産台帳の活用の考え方について記載することが望ましいこと。

⑪ 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

用途廃止された資産や売却可能資産等の活用や処分に関する基本方針について記載することが望ましいこと。

⑫ 広域連携

複数団体による広域連携の取組について、団体の状況に応じ、記載することが望ましいこと。

⑬ 地方公共団体における各種計画及び国管理施設との連携

都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第1項に規定する都市計画、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画、公営企業における経営戦略等の各種計画との整合性や、国が管理する施設との連携の考え方について、団体の状況に応じ、記載することが望ましいこと。

⑭ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

全職員を対象とした研修や担当職員の技術研修等の実施方針を記載するほか、適正管理に必要な体制について、民間も含めた体制整備の考え方も記載することが望ましいこと。

(5) PDCAサイクルの推進方針

総合管理計画の進捗状況等について評価を実施し、当該評価の結果に基づき総合管理計画を改訂する旨を記載すること。なお、PDCAサイクルの期間や手法、評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましいこと。

三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

上記「二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」中(3)及び(4)の各項目のうち必要な事項について、施設類型（道路、学校等）の特性を踏まえて記載することが望ましいこと。なお、個別施設計画との整合性に留意すること。

第二 総合管理計画策定・改訂に当たっての留意事項

総合管理計画の策定・改訂に当たっては、以下の事項について所要の検討を行うことが適当であること。

一 行政サービス水準等の検討

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進の前提として、当該団体としてあるべき行政サービス水準を検討することが望ましいこと。その上で、個別の公共施設等において提供しているサービスの必要性について検討するに際しては、当該サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか（民間代替可能性）など、公共施設等とサービスの関係について十分に留意することが必要であること。

二 公共施設等の実態把握及び総合管理計画の策定・充実

総合管理計画は、策定・改訂の検討時点において把握可能な公共施設等の状態（建設年度、利用状況、耐震化の状況、点検・診断の結果等）や取組状況（点検・診断、維持管理・更新等の履歴等）を整理し、策定・改訂をされたいこと。

また、総合管理計画の内容については、策定後も、総合管理計画及び個別施設設計画の策定に伴い実施する点検・診断や個別施設設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当であること。

三 数値目標の設定とPDCAサイクルの確立

総合管理計画の策定・改訂に当たっては、総合管理計画がまちづくりや住民に提供する行政サービスにも影響を及ぼすものであることから、計画の実効性を確保するため、計画期間における公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標やトータルコストの縮減・平準化に関する目標などについて、できるかぎり数値目標を設定するなど、目標の定量化に努めること。なお、数値目標は特定の分野のみを対象とすることなく、公共施設等の全体を対象とすることが望ましいこと。

さらに、計画期間内の一定の期間で定めたPDCAサイクルの期間ごとに、設定した数値目標に照らして取組を評価し、総合管理計画の改訂につなげていくなど、PDCAサイクルの確立に努めること。

四 議会や住民との情報共有等

当該団体における公共施設等の最適な配置を検討するに当たっては、まちづくりのあり方に関わるものであることから、個別施設の老朽化対策等を行う事業実施段階においてのみならず、総合管理計画の策定・改訂段階においても、議会や住民への十分な情報提供等を行いつつ進めていくことが望ましいこと。

五 PPP/PFI の活用について

公共施設等の更新などに際しては、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、総合管理計画の検討に当たっては、PPP/PFI の積極的な活用を検討されたいこと。また、公共施設等の情報を広く

公開することが民間活力の活用にもつながることが予想されることから、公共施設等に関する情報については、積極的な公開に努めること。

六 市区町村域を超えた広域的な検討等について

総合管理計画の策定・改訂に当たっては、市区町村間の広域連携を一層進めていく観点から、自団体のみならず、隣接する市区町村を含む広域的視野をもって計画を検討することが望ましいこと。

また、都道府県にあっては、圏域の市区町村の公共施設等も念頭に広域的視野をもって総合管理計画を検討することが望ましいこと。

七 合併団体等の取組について

合併団体においては、公共施設等の統廃合の難航等が課題となっていること、また、過疎地域等においては、都市部と比べ人口減少や高齢化が急激に進んでいることなど、公共施設等を建設した当時と比較して環境が大きく変化している場合も多いことから、特に早急に総合管理計画を策定し、計画に基づく公共施設等の適正管理の取組を進めていくことが望ましいこと。

第三 その他

公共施設等の総合的かつ計画的な管理により老朽化対策等を推進するに当たっては、第二の留意事項のほか、以下の点についても留意されたいこと。

一 「インフラ長寿命化基本計画」について

「インフラ長寿命化基本計画」においては、地方公共団体において、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするインフラ長寿命化計画（行動計画）及び個別施設毎の具体の対応方針を定める個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）を策定することとされているが、総合管理計画は、この行動計画に該当するものであること。

なお、「インフラ長寿命化基本計画」においては、地方公共団体をはじめとする各インフラの管理者への支援として、国が有する技術的知見やノウハウを提供することが定められており、また、個別施設計画の策定に当たっては、各インフラの所管省庁より技術的助言等が実施されており、個別施設計画の策定のためのマニュアル・ガイドライン等については、総務省のホームページ

(http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou/kobetu-keikaku_manual-guideline/index.html) に掲載しているので、参考にされたいこと。

二 公共施設マネジメントの取組状況等に係る情報について

各地方公共団体における総合管理計画の策定・改訂に当たっては、先進団体の事例や各団体の総合管理計画の主な記載事項等を取りまとめた一覧表等を総務省のホームページ (<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>) に掲載しているので参考にされたいこと。

三 総合管理計画に基づく取組に係る財政措置について

公共施設等適正管理推進事業債において、総合管理計画に基づく集約化・複合化事業、長寿命化事業等について、地方財政措置が講じられていること。

四 地方公会計（固定資産台帳等）の活用

地方公会計の情報、特に固定資産台帳の情報は、公共施設マネジメントの推進に当たっての前提となるものであり、毎年度、遅くとも決算年度の翌年度末までに適切に更新することが求められる。点検・診断や維持管理・更新等の履歴など公共施設マネジメントに資する情報を固定資産台帳に追加するなど、公共施設マネジメントに資する情報と固定資産台帳の情報を紐付けることにより、保有する公共施設等の情報の管理を効率的に行うことが望ましいこと。

固定資産台帳及び財務書類から得られる情報は、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みの精緻化に活用できるほか、事業別・施設別のセグメント分析を行うことなどにより、各事業・施設について効率的・効果的な対策の検討を可能にするものであり、総合管理計画に基づく具体的な取組等の検討においても、公共施設等の適正管理に積極的に活用することが望ましいこと。

- ⁱ公共施設等…公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、畜場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念である。なお、地方独立行政法人が保有する施設など、当該地方公共団体が所有していないが、維持管理・更新費等の財政負担を負うことが見込まれる施設を含む。
- ⁱⁱ維持管理・修繕…施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。
- ⁱⁱⁱ改修…公共施設等を直すこと。なお、改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
- ^{iv}更新…老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。
- ^vPPP…Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
- ^{vi}PFI…Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。
- ^{vii}予防保全型維持管理…損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいう。（（参考）事後的管理…施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う管理手法をいう。）
- ^{viii}トータルコスト…中長期にわたる一定期間に要する公共施設等の建設、維持管理、更新等に係る経費の合計をいう。

長生村公共施設等総合管理計画

発行日 平成29年3月（令和5年3月改訂）

発行 長生村

〒299-4394 千葉県長生郡長生村本郷 1-77

TEL : 0475-32-2111

編集 総務課



長生村イメージキャラクター
太陽くん